打ち合わせメモ

日本エコツーリズムセンター
理事　荒井一洋

■「持続可能な観光」の必要性について

・観光業が世界的に伸びており（年率 4～6%、国際線旅客数 13 億人等)、観光は世界経済的にも重要。
・観光は資源を消費するのではなく「観る・体験する」等で経済を動かすことから持続可能なはずだった。
・一方、オーバーツーリズムをはじめとする環境・文化・経済への悪影響も見え始めている。
・そこで、持続可能な観光を定義し、その理想像達成に向けた具体的な活動のためのガイドラインを作成し、推進することになったのが、“Global Sustainable Tourism Council” 「持続可能な観光推進協議会」である。

■「持続可能な観光の国際認証」について

・欧米では、持続可能な観光への関心が高まり、消費者もそうした旅行を選び始めている。
・消費者が持続可能な観光を選べるように、認証制度が 200 個ほどできた。(Green Wash)
・Green Wash を防ぐために、国連等が「GSTC 国際認証」を作った。GSTC は、持続可能な観光の認証制度を認証する組織である。GSTC が直接、地域やホテルやツアー会社を認証することはない。

■持続可能な観光地になるとお客は増えるの？

・「お客は簡単には増えません。しかし、持続可能でないとお客は来ません」
・トリップアドバイザー利用者の 1/3 が環境配慮のある観光地を選んでいる
・法人旅行企画協会に加盟する旅行企画会社は、「グリーンビジネストラベルガイドライン」の実践のために年間 1000 万ドルをかけている。
・上記のように、マーケットが持続可能な観光を選び始めてはいる。
・裏を返せば、持続可能な観光ではない所には、旅行会社は人を送れない、消費者も行く訳にはいかない。なぜなら、その行為が観光地の破壊に加担することになるから。

■世界の動き

・オーバーツーリズム(クルーズ船と停泊地での観光、AirB&B による家賃高騰)
・持続可能な観光基準を採用する自然の多い観光地(アゾレス諸島、アイスランド)
・Adventure Travel Trade Association の課題は、どのように AT=ST を作るか
・DASTA(Designated Areas for Sustainable Tourism Administration)持続的観光特別地域開発管理機構が設置され、Royal Project として様々な観光政策を実行。
・使い捨てペットボトルの禁止、プラスチック製品の排除の加速

■日本国内の動き

・SDG's の認知度が高まり、観光分野における具体的なアクションとして GSTC が注目を浴びている。
・NPO 日本エコツーリズムセンターが 2014 年から GSTC の翻訳は国際会議への出席を始めた。
・2018 年 6 月に観光庁に持続可能な観光の推進本部が設置され、観光業界が動き始めた。
・2018 年に GSTC 認証を受けた Green Destination という認証団体の基準の日本語訳が出来たことで、日本でも「観光地」として、持続可能な観光の国際認証を取れる環境が整った。
・2019 年に GSTC 認証を受けた Travelife という認証団体の基準が日本語訳される予定。これにより、日本でも「ツアーオペレーター」や「ホテル」などの組織として、国際認証を取れる環境が整う。

これまでの実績

・仙北市　平成 29 年 2 月に持続可能な観光を目指す「仙北市宣言」
・釜石市　平成 29 年 3 月発行の釜石市観光振興ビジョンに GSTC が明記され、その年に "Green DestinationTop100"に選ばれた。平成 30 年には三陸ジオパークと合わせて持続可能な観光のキックオフミーティングを開催。
・島原半島(島原市・南島原市・雲仙市）平成 29 年 11 月「持続可能な観光地域づくり宣言」
・オホーツク総合振興局(保健環境部環境生活課 知床分室）が、平成 31 年 1 月に持続可能な観光に関する勉強会を斜里町と網走市にて実施。

TRAVELFOREVER

観光地用　グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会国際基準　および　推奨評価指標
Version 1.0, 2013 年 12 月 10 日

この評価指標は、観光地が本基準(GSTC-D)に適応しているかどうかを判断するために作成されています。指標はすべてを利用する必要はなく、基準（GSTC-D ） の利用者がそれぞれの実情に合った独自の指標を開発するための例として示してあります。

これらの指標はいまだ草案の段階で、新しい情報によって定期的に更新されます。新たな指標や改善点があると思われる場合は、次のメールアドレスにご意見を送信してください。
destinations@gstcouncil.org.

基準	指標
A: 持続可能な観光地管理	
A1 持続可能な観光地への戦略 環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理、また景観に配慮した、規模に見合う中長期的な観光地域戦略を、住民参加によって策定・実施し、一般公開する。	IN-A1.a. 中長期的な観光地戦略は、持続可能性と持続可能な観光に焦点を定め、環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理を含んでいる。 IN-A1.b. 中長期的な観光地計画および戦略を更新し、一般公開している。 IN-A1.c. 中長期的な観光地計画および戦略は、住民参加によって策定している。 IN-A1.d. 中長期的な観光地計画は、政治的支援があり、実施したことを証明できる。
A2 観光地の管理組織（DMO） 持続可能な観光への協調的な取り組みを進めるのに有効な、官民が参加する組織、部局、グループ、委員会などを設置する。これらの組織は、観光地の広さや規模に合ったものとし、環境、経済、社会、文化的課題への管理における責任、監督、実施能力を明確にする。また、これらの組織の活動の財源は、適切に確保する。	IN-A2.a. 管理組織は、持続可能な観光を協調的な方法で運営する責任を担っている。 IN-A2.b.観光の管理と調整には、民間部門と公共部門とがかかわっている。 IN-A2.c. 管理組織は、観光地の広さや規模に見合ったものである。 IN-A2.d. 管理組織の構成員は、持続可能な観光に対する責任を担っている。 IN-A2.e. 管理組織は、適切に財源が確保されている。

TRAVELFOREVER

GSTC-D performance indicators *version 1.0* *10 December 2013*

基準	指標
A3 モニタリング 環境、経済、社会、文化、観光、人権問題について調査、公表し、対応できる体制を整える。調査の仕組みは、定期的に見直し、評価する。	IN-A3.a.環境、経済、社会、文化、観光、人権問題について調査し、結果を公表している。 IN-A3.b. 調査の仕組みは、定期的に見直され、評価されている。 IN-A3.c. 観光による負荷の軽減措置は、財源が確保されており、機能している。
A4 観光業の季節変動に対する経営管理 観光の季節変動を和らげるために、その地域の資源を必要に応じて有効に利用する。地域経済、コミュニティ、地域文化、環境すべてのニーズのバランスをとりながら、年間を通じた観光の実現に取り組む。	IN-A4.a. 閑散期のイベントを企画販売するなど、年間を通じて訪問客を誘致する具体的な戦略がある。
A5 気候変動への適応 気候変動に関するリスクと可能性を見定める仕組みを作る。この仕組みは、気候変動へ適応した設備開発、立地選定、設計デザイン、施設経営の開発戦略を推進する。また、観光地の持続可能性と復元力を向上させ、地域住民と観光客に対する気候変動の教育に貢献する。	IN-A5.a. 気候変動に適応し、リスク評価をする仕組みがある。 IN-A5.b. 気候変動の軽減に関する法律や方針があり、軽減に貢献する技術を推進する法律や方針がある。 IN-A5.c.一般市民、観光関連事業者、旅行者向けの、気候変動に関する教育と啓発のプログラムがある。
A6 観光資源と魅力のリストアップ 自然や文化に富んだ場所を含む観光資源と魅力についての、最新のリストと評価を公開する。	IN-A6.a. 自然や文化に富んだ場所を含む観光資源と魅力の、リストアップおよび分類がされている。
A7 計画に関する規制 環境、経済、社会への影響評価を行い、持続可能な土地利用、デザイン、建設、解体を統合的に行うようなガイドラインや規制、方策を定める。このガイドラインや規制、方策は、自然および文化的資源を守るよう策定し、市民の声を反映しつつ十分に検討を重ね、一般公開し、順守する。	IN-A7.a. 自然および文化的資源の保護計画やゾーニングに関するガイドライン、規制、方策がある。 IN-A7.b. 持続可能な土地利用、デザイン、建設、解体に関するガイドライン、規制、方策がある。 IN-A7.c. 計画に関するガイドライン、規則、方策は、市民の声を反映し、十分に検討を重ね、策定されている。 IN-A7.d. 計画に関するガイドライン、規則、方策は、一般公開し、順守されている。

基準	指標
A8 ユニバーサルデザイン 自然、文化的に重要な場所や施設は、障がい者や特別な準備を必要とする人を含む、あらゆる人たちが利用可能な状態にする。現状では利用が困難な場所や施設に関しては、調和を損ねない範囲で、適切に便宜を図る解決策を計画、実施し、利用できるようにする。	IN-A8.a. 自然、文化的に重要な観光地や施設において、障がい者や特別な準備を必要とする人の利用を支援する方策がある。 IN-A8.b.観光地の調和を損ねない範囲で、障がい者が無理なく利用できる解決策がとられている。
A9 資産の取得 資産の取得に関する法律や規則を定め、施行し、自治体と先住民を含む地域住民の権利を保護する。また、地域住民との協議を保障し、正当な補償を行い、事前承諾のない移住・移設は許可しない。	IN-A9.a. 実施規定を含む政策や法律がある。 IN-A9.b. 先住民を含む地域住民の権利を考慮し、公的な協議の場を保障し、正当な補償および事前承諾を得た場合のみ移住・移設を許可する政策や法律がある。
A10 来訪旅行者の満足度 旅行者の満足度をモニターし、その結果を報告書として公開し、必要に応じて旅行者の満足度を高める措置をとる。	IN-A10.a. 旅行者の満足度に関するデータを収集し、報告書として公開している。 IN-A10.b. モニタリングの結果に基づき、旅行者の満足度を向上させるための対策をとる仕組みがある。
A11 持続可能性の基準 事業者向けに、GSTC 基準と一致した持続可能性の基準を推進する制度を定める。持続可能性が認定、または検証された事業者の一覧を公開する。	IN-A11.a. 関連業界が支持する持続可能な観光の認定制度か環境マネジメントシステムがある。 IN-A11.b. GSTC に認識された持続可能な観光の認定制度や環境マネジメントシステムがある。(1) IN-A11.c. 持続可能な観光の認定制度や環境マネジメントシステムへの観光事業者の参加状況を調査している。 IN-A11.d. 持続可能性が認定、または検証された事業者の一覧を公開している。

TRAVELFOREVER

GSTC-D performance indicators *version 1.0* *10 December 2013*

基準	指標
A12 安全と治安 犯罪、安全性、健康被害などを監視、防止、公開し、それに対応する体制を整える。	IN-A12.a. 観光関連施設における防火対策、食品衛生、電気の安全性の点検を義務化し、継続している。 IN-A12.b. ビーチや観光スポットにおいて、救護室の設置などの安全対策がある。 IN-A12.c. 犯罪を防止し、対応する体制がある。 IN-A12.d. 明確な運賃のタクシー許可制度や、観光地の出入口での組織的な配車システムがある。 IN-A12.e. 安全や治安に関する情報を公開している。
A13 危機管理と緊急時体制 観光地に適した、危機と緊急時の計画を立てる。重要な情報は、住民、旅行者、関連事業者に適切に伝わるようにする。計画は手順を確立し、従業員、旅行者、住民に対して資源（物資・財源）と研修機会を提供し、定期的に更新する。	IN-A13.a. 危機管理と緊急時体制の計画は、観光部門も考慮に入れたものである。 IN-A13.b. 危機管理と緊急時体制の計画実施に必要な資金および人材を確保している。 IN-A13.c. 危機管理と緊急時体制の計画は、民間の観光事業者の意見を取り入れて策定され、緊急時およびその後の伝達手順が含まれている。 IN-A13.d. 危機管理と緊急時体制の計画は、従業員、旅行者、住民に対して資源（物資・財源）と研修機会の提供を定めている。 IN-A13.e. 危機管理と緊急時体制の計画は、定期的に更新されている。
A14 観光の促進 広報宣伝において、観光地、特産物、サービス、持続可能性に関する情報を正確なものにする。その内容は、旅行者や地域コミュニティを尊重し、事実に基づいたものとする。	IN-A14.a. 観光地の広報宣伝は、旅行者や地域コミュニティを尊重し、事実に基づいたものである。 IN-A14.b. 観光地の広報宣伝は、商品やサービスについての情報が正確である。

TRAVELFOREVER

GSTC-D performance indicators *version 1.0* *10 December 2013*

基準	指標
B: 地域社会における経済利益の最大化、悪影響の最小化	
B1 経済調査 観光が地域経済におよぼす直接的、間接的な経済効果については、少なくとも年 1 回の調査を行い、結果を公表する。公表内容には、旅行者による消費額、客室 1 室あたりの売上高、雇用、投資データなどを可能な範囲で盛り込む。	IN-B1.a. 旅行者による消費金額、客室 1 室あたりの売上高、雇用、投資データなどの定期的な調査を行い、結果を公表している。 IN-B1.b. 直接的、間接的な経済効果について、少なくとも年に 1 回は調査を行い、結果を公表している。 IN-B1.c. 性別と年齢層別の観光関連雇用データは、少なくとも年に 1 回は収集され公開されている。
B2 地域の就業機会 観光地の事業者は、すべての人に平等な雇用、訓練の機会、労働の安全性、公正な労働賃金を与える。	IN-B2.a. 女性、若年者、障がい者、少数派などの人々や社会的な弱者を含めたすべての人に対して、雇用機会の均等を支持する法律や政策がある。 IN-B2.b. 女性、若年者、障がい者、少数派などの人々や社会的な弱者を含めたすべての人が、平等に参加できる研修プログラムがある。 IN-B2.c. すべての人に対して、労働の安全性を支持する法律や政策がある。 IN-B2.d. 女性、若年者、障がい者、少数派などの人々や社会的な弱者を含めたすべての人に対して、公正な賃金を支持する法律や政策がある。
B3 住民参加 観光地の計画立案や意思決定に関して、継続的に住民参加をうながす体制を整える。	IN-B3.a. 観光地の運営計画や意思決定は、行政、民間企業、コミュニティの利害関係者（ステークホルダー）が参加する体制を整えている。 IN-B3.b.観光地運営について話し合う住民集会が、年 1 回以上、実施されている。
B4 地域コミュニティの声 観光地の管理に関する地域コミュニティの期待、不安、満足度などについて定期的に調査と記録を行い、適宜公表する。	IN-B4.a. 観光地の運営に関する住民の期待、不安、満足度などのデータは、定期的に収集、調査、記録、公表されている。 IN-B4.b. データの収集、調査、記録、および公表は、適宜実施されている。

TRAVELFOREVER

GSTC-D performance indicators *version 1.0* *10 December 2013*

基準	指標
B5 地域住民のアクセス 自然や文化的な場所への地域コミュニティのアクセスについて、定期的に調査と保護を実施し、必要に応じて修復、回復を行う。	IN-B5.a.地域住民や国内旅行者による自然や文化的な場所へのアクセスに関する調査、保護、修復、回復プログラムがある。 IN-B5.b. 観光名所や観光スポットを訪れる地域住民や国内外旅行者の行動や特性を調査している。
B6 観光への意識向上と教育 観光による影響がある地域社会に対し、観光事業の機会と課題への理解を高め、持続可能性の重要性を伝える定期的な教育プログラムを提供する。	IN-B6.a. 地域コミュニティ、学校、高等教育機関において、観光の役割や可能性の意識を高める教育プログラムがある。
B7 搾取の防止 商業的、性的、その他の搾取やハラスメントを防ぐ法律や慣行を定める。とくに子ども、青少年、女性、少数派などの人々に対するものは、注意を払う。法律や慣行は共有する。	IN-B7.a. 地域住民や旅行者に対し、商業的、性的、その他の搾取、差別またはハラスメントを防ぐための法律やプログラムがある。 IN-B7.b. 法律とプログラムに対して、共通の理解がある。
B8 コミュニティへの支援 事業者、旅行者、市民が、コミュニティや持続可能性の取り組みに貢献できるように促す。	IN-B8.a. 事業者、旅行者、市民が、コミュニティや生態系保全に関する取り組みやインフラ整備に寄付できるプログラムがある。
B9 地域事業者への支援とフェアトレード 地元の中小事業者や団体を支援し、地域の持続可能性につながる特産品や、自然や文化に基づいたフェアトレードの指針を促進、啓発する体制を整える。これらは、飲料、食品、工芸品、伝統芸能、農作物などを対象とする。	IN-B9.a.地元の中小事業者を支援し、能力を向上させるプログラムがある。 IN-B9.b.地域の特産品やサービスの利用促進を図るプログラムがある。 IN-B9.c.地域の自然や文化に基づいた、地域の持続可能性につながる特産品の開発や、促進を図るプログラムがある。 IN-B9.d.観光の効果がおよぶ地元の職人、農業者、供給者（サプライヤー）を対象とするプログラムがある。

TRAVELFOREVER

GSTC-D performance indicators *version 1.0* *10 December 2013*

基準	指標
C: コミュニティ、旅行者、文化資源に対する利益の最大化、悪影響の最小化	
C1 観光資源の保護 建築遺産（歴史的、考古学的）、農村や都市の景観を含む自然および文化的資源を評価、修復、保全するための方針と体制を整える。	IN-C1.a. 建築遺産や、農村や都市の景観を含む自然および文化的資源の保全管理体制がある。 IN-C1.b.観光資源や名所における観光の影響を調査、測定し、軽減するための管理体制がある。
C2 旅行者の管理 観光資源や名所に対して、自然および文化的資源を保全、保護し、価値を高める旅行者の管理体制を整える。	IN-C2.a. 旅行者管理の計画と運営を担う運営体制が整っている。
C3 旅行者のふるまい とくに配慮を必要とする場所を旅行者が訪れる場合には、節度ある行動をうながすガイドラインを発行し、提供する。このガイドラインは、旅行者による環境負荷を抑制し、望ましいふるまいをうながすものとする。	IN-C3.a. とくに配慮を必要とする場所における旅行者の行動規範となる、文化および環境ガイドラインがある。 IN-C3.b.ツアーガイドとオペレーター向けに実施基準を設けている。
C4 文化遺産の保護 歴史的・考古学的な人工物の適切な販売、取り引き、展示、または贈呈に関する法律を定める。	IN-C4.a. 水没しているものを含む、歴史的・考古学的な人工物を保護する法律や規則があり、かつ実施されている。 IN-C4.b. 無形文化遺産（例：歌謡、音楽、演劇、技術、技能など）の価値を認め、保護するプログラムがある。
C5 観光資源の解説 自然や文化的な観光資源に関する正確な解説を提供する。解説の内容は、地域文化の伝え方として適切であり、コミュニティと協力して作成され、旅行者に適した言語で伝える。	IN-C5.a. 観光案内所や、自然や文化的な観光スポットにおいて、解説を含む情報が提供されている。 IN-C5.b. 解説の内容は、地域文化の伝え方として適切である。 IN-C5.c. 解説の内容は、コミュニティと協力して作成されたものである。 IN-C5.d. 解説の内容は、旅行者に適した言語で伝えられている。 IN-C5.e. 解説の内容を活用しているツアーガイドの研修がある。

TRAVELFOREVER

GSTC-D performance indicators *version 1.0* *10 December 2013*

基準	指標
C6 知的財産 コミュニティおよび個人の知的財産権の保護や維持に役立つ体制を整える。	IN-C6.a. コミュニティおよび個人の知的財産権を保護する法律や規則、またはプログラムがある。
D: 環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化	
D1 環境リスク 環境リスクを見極め、対応する体制を整える。	IN-D1.a. 環境リスクを認識するために、最近 5 年の間に観光地の持続可能性を評価している。 IN-D1.b. 認識された環境リスクへの対応策がある。
D2 脆弱な環境の保護 観光による環境への影響を監視し、生息・生育地、生物種、生態系を保護し、外来生物種の侵入を防ぐための体制を整える。	IN-D2.a. 脆弱で絶滅が危惧される野生生物や生息・生育地の一覧が作成され、更新されている。 IN-D2.b.環境への影響の調査を行っており、生態系、脆弱な環境、生物種を保護する管理体制がある。 IN-D2.c. 外来生物種の侵入を防ぐための体制がある。
D3 野生生物の保護 野生生物（動植物を含む）の採集、捕獲、展示、販売に関し、地方、国内、国際的な法律や基準に則っていることを保証する体制を整える。	IN-D3.a. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)：ワシントン条約を順守している。 IN-D3.b. 動植物の採集、捕獲、展示、販売を管理する基準があり、規則が設けられている。
D4 温室効果ガスの排出 事業者に対し、すべての活動（サービス供給者も含む）で排出される温室効果ガスを測定、監視、最小化、公開、低減をうながす体制を整える。	IN-D4.a.温室効果ガス排出量の測定、監視、最小化、公開を支援する事業者向けプログラムがある。 IN-D4.b. 温室効果ガス排出量を低減する事業者向けプログラムがある。
D5 省エネルギー 事業者に対し、エネルギー消費量の測定、監視、削減、公開と、化石燃料への依存の低減を奨励する体制を整える。	IN-D5.a.省エネ、エネルギー消費量の測定、監視、削減、公開を推進するプログラムがある。 IN-D5.b. 化石燃料への依存の低減を奨励し、エネルギー効率を向上し、再生可能エネルギー技術の採用をうながす政策や刺激策がある。
D6 水資源の管理 事業者に対し、水資源の使用量の測定、監視、削減、公開を奨励する体制を整える。	IN-D6.a.水資源の使用量の測定、監視、削減、公開する、事業者向けのプログラムがある。

TRAVELFOREVER

GSTC-D performance indicators *version 1.0* *10 December 2013*

基準	指標
D7 水資源の確保 事業者による水の利用が、地域コミュニティが必要とする水資源に支障をきたさないよう監視する体制を整える。	IN-D7.a. 事業者による水の利用と、地域コミュニティが必要とする水資源とを、かたよることなく両立させられる管理体制がある。
D8 水質 飲用およびレクリエーションに使用する水は、水質基準に沿っていることを継続的に把握する（モニタリング？）体制を整える。その結果は公表し、水質に問題があれば、適時対応する体制を整える。	IN-D8.a. 飲用およびレクリエーションに使用する水の品質を継続的に把握し、公表する管理体制がある。 IN-D8.b. 継続的に把握した結果は公表されている。 IN-D8.c. 水質に問題があれば、適時対応する体制がある。
D9 廃水 浄化槽や廃水処理システムは、立地、維持管理、検査についての明確で強制力のあるガイドラインを設ける。地域住民と環境への影響を最小に抑え、廃水を適切に処理・再利用または安全に放流する。	IN-D9.a. 浄化槽や廃水処理システムからの排水に関する、経路、維持管理、検査の規則があり、順守していることが証明できる。 IN-D9.b. 廃水処理システムの規模や形式の、立地に適合した規則があり、順守していることが証明できる。 IN-D9.c. 廃水を効果的に処理・再利用する事業者向けの支援プログラムがある。 IN-D9.d. 適切な廃水処理と安全な再利用を確実なものとする、もしくは地域住民と環境への悪影響を最小にするプログラムがある。
D10 廃棄物の削減 事業者に対し、廃棄物の削減、再利用、リサイクルを奨励する体制を整える。再利用またはリサイクルされない廃棄物の最終処分は、安全で持続可能なものとする。	IN-D10.a. 廃棄物の排出量を継続して公的に記録する廃棄物収集の体制がある。 IN-D10.b.数値目標を掲げて廃棄物を削減し、再利用やリサイクルされていない廃棄物を安全で持続可能な方法で処理する計画が実施されている。 IN-D10.c.廃棄物の削減、再利用、リサイクルに関する事業者向けの支援プログラムがある。 IN-D10.d.水の容器の削減に関する、事業者および旅行者向けのプログラムがある。

TRAVELFOREVER

GSTC-D performance indicators *version 1.0* *10 December 2013*

基準	指標
D11 光害と騒音 光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規制を整える。また、事業者に対し、このガイドラインや規制に従うよううながす。	IN-D11.a. 光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規制がある。 IN-D11.b. 光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規制に従うことを推奨する事業者向けプログラムがある。
D12 環境負荷の小さい交通 公共交通機関、徒歩や自転車などを含む、環境負荷の小さい交通機関の利用を促進する体制を整える。	IN-D12.a. 環境負荷の小さい交通機関の利用促進プログラムがある。 IN-D12.b. 旅行者にとって関心の高い観光スポットへの自力移動（例：徒歩や自転車など）を容易にするプログラムがある。

*GSTC 推奨指標（英文）は、NPO 法人エコロッジ協会、NPO 法人エコツーリズムセンターの協力により、日本語に翻訳されています。翻訳・校正協力者:高山傑、梅崎靖志、中澤朋代、大浦佳代、古屋絢子、二神真美
**GSTC 認定基準（英文）は、国連世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センター、NPO 法人エコロッジ協会、NPO 法人エコツーリズムセンター、太平洋アジア観光協会（PATA）の協力により、日本語に翻訳されています。
翻訳・校正協力者: 堀信太朗、高山傑、橋本芽衣、月江潮、梅崎靖志、中澤朋代、大浦佳代、貝和慧美、二神真美

宿泊施設およびツアーオペレーター用

VERSION 2, 2012 年 2 月 23 日

グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会
国際基準および推奨評価指標

VERSION 2.0, 2013 年 12 月 10 日

はじめに

サステイナブル・ツーリズムは成長を続けています。消費者の需要は拡大し、観光業界では新たなエコプログラムの商品開発が進み、各国の政府は持続可能な観光のための新しい政策づくりに取り組んでいます。しかし、「サステイナブル・ツーリズム」の本当の意味とは、どのようなものなのでしょうか。いかに消費者の信頼を高め、効率的に、虚偽の主張に対処しながら達成度を測定し、信頼できる形で明示したらよいのでしょうか。

グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会 (GSTC)の基準は、すべての観光事業において望ましい最低限の条件と持続可能な観光のあり方の共通理解のために、大きく４つのテーマに分けて策定されました。この 4 つのテーマとは、①持続可能性の高い計画の実施、②地域住民の社会的・経済的な恩恵を最大限にすること、③文化遺産の活性化、④環境負荷の低減です。

なお本基準は、宿泊施設およびツアーオペレーターを対象に策定されたものですが、観光産業全般に適応することができます。

GSTC 基準は、国連ミレニアム開発の目標である地球規模の課題に対応して作成されました。そのため、貧困の撲滅と環境の持続可能性についての、分野を横断した課題が基準の要として盛り込まれています。

2007 年に、27 団体で構成するネットワーク（グローバル・サステイナブル・ツーリズム基準パートナーシップ）が設立され、基準の共同開発が始まりました。その開発の過程では、8 万人もの観光関連事業者に協力を求め、60 以上の世界中の認定制度や、独自に作られた 4,500 の基準を分析し、1,500 人以上から意見を集めました。

やがて 2008 年 10 月に最初の基準がリリースされ、2011 年 4 月までを意見調査期間としました。その間、GSTC は寄せられたすべての意見に返信し、必要に応じて基準を改訂しました。そうして作られた改訂版基準は、英語、フランス語、スペイン語、中国語に翻訳され、さらに 2011 年 7 月 15 日か～10 月 15 日を意見調査期間としました。そして新たに寄せられた意見を反映し、最新版の「GSTC 宿泊施設およびツアーオペレーター用基準バージョン 2」が完成したのです。次回の改訂は 2016 年ごろの予定です。なお、GSTC 基準はグローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会が管理しています。

本基準の適用例は、次のようなものです。

- 規模の大小にかかわらずすべての観光関連事業者が、持続可能性を高めるための基本方針となる。同じく、世界基準を満たす持続可能な観光プログラムを選択する一助となる
- 旅行会社や代理店が、持続可能なプログラムやその実施事業者を選択するための指針となる
- 消費者が、健全なサステイナブル・ツーリズムのプログラムや事業者を識別しやすくなる
- 各種メディアが、サステイナブル・ツーリズム事業者を認識する基準となる
- 個別の認定制度や独自のプログラムが、世間に広く受け入れられる基準値を満たしていることを証明する一助となる
- 国、NGO、民間機関が、サステイナブル・ツーリズムを導入する出発点となる
- ホテルスクールや大学などにおいて、教育や訓練のための基本ガイドラインとなる

本基準は、実施の方法や到達すべき目標ではなく「何を行うべきか」を示しています。そのため、評価指標や教材、実施に必要なツールなど、GSTC 基準を満たすために必要不可欠な補足材料がまとめられています。 つまり GSTC 基準は、あらゆる観光の形態において、持続可能性を標準的な実務基準として導入できるよう考えられているのです。

基準の適用

正当な理由がある特別な場合を除き、すべての基準を適用することが望ましいですが、例外的にその地域独自の規制や社会的・文化的・経済的な事情によって本基準を観光商品に適用できないこともあります。地域住民による小規模な観光事業は社会的・経済的・環境的な影響も少なく、特別な事情のもと、すべての基準を適用できないこともありえます。これらの詳細説明は GSTC が発行する別紙、指標、用語解説を参照してください。

評価指標

評価指標は、宿泊施設やツアーオペレーターが、本基準(GSTC C-HTO)に適応しているかどうかを判断するために作成されています。指標はすべてを利用する必要はなく、基準（GSTC C-HTO） の利用者がそれぞれの実情に合った独自の指標を開発するための例として示してあります。

これらの指標はいまだ草案の段階で、新しい情報によって定期的に更新されます。新たな指標や改善点があると思われる場合は、次のメールアドレスにご意見を送信してください。accreditation@gstcouncil.org

Combined Indicators and Criteria

この文書は基準と指標を併記しています。公式文書はホームページを参照してください。www.gstcouncil.org

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準 A 効果的な持続可能な経営管理の明示	指標
A1. 実際の規模や実態に則し、環境、社会、文化、経済、品質管理、衛生管理、安全問題に配慮した、長期的かつ持続的な経営の管理制度を実施する。	IN-A1.a. 事業体の規模と実態に則した持続可能な経営の管理制度を実施している。 IN-A1.b. この制度は社会、文化、経済、品質管理、衛生管理、安全問題に配慮している。 解説: 小規模な組織では、経営管理の制度がありさえすれば簡略なものでもよい。しかし大規模な組織では制度をきちんと文書化し、正式な報告書や記録を残し、研修も行っていなければならない。（持続可能な経営では実施することが重要であり、組織管理に組み込まれているべきである）
A2. 衛生管理、安全、労働、環境などを含むすべての適用可能な国際法、国内法および条例を順守する。	IN-A2.a.すべての適用可能な国際法、国内法および条例を順守する。（衛生管理、安全、労働、環境などの分野を含む） IN-A2.b.最新の 法的必要条件のリストを備えている。 解説： 法的必要条件を満たす登記簿、経費や諸条件が明確にわかる文書を備えていることが望ましい。計画条件の許認可に関する事項は文書化されているべきである。
A3. すべての従業員が、環境、社会、文化、経済、品質管理、衛生管理、安全対策におけるそれぞれの役割および責任に関して、定期的に研修を受ける。	IN-A3.a. すべての従業員が、環境、社会、文化、経済、品質管理、衛生管理、安全対策におけるそれぞれの役割および責任に関して高い意識をもっている。 IN-A3.b. 従業員は、職務に応じ地域で定められている資格を持っている。例）下水処理担当者 解説： 意識を高めるための実地研修や正式な研修を実施する。大規模な事業者は、基幹業務の責任についてもマニュアルを用いて正式な研修を実施する。研修用マニュアルなどは、適切な言語で用意する。資格が必要な従業員には、最新かつ最善の取り組みができるよう支援する。
A4. 持続可能性の観点を含めて利用客の満足度を測定し、必要に応じて是正すべく修正、調整を行う。(1)	IN-A4.a. 寄せられた苦情の内容、およびその対応措置について記録する苦情対応の仕組みがある。 解説： 最もよい方法は、顧客の満足度調査の分析結果にもとづいて改善するなど、事前の対策を講じることである。
A5.組織、および商品やサービスに関する広告宣伝は、持続可能性にかかわることを含むすべての情報が、正確かつ包括的でなければならない。ビジネスとして実際に提供できること以上のものを約束しない。	IN-A5.a. 販売促進の資料の内容は、実際に提供できる範囲にとどめ、間違いや誤解を生じないものになっている。 解説： 写真などのイメージは、実際の体験や顧客が訪れる場所に限定する。野生生物や文化的な行事に関する販売促進活動は、見られる保証のないものを約束してはいけない。持続可能性に関する主張は過去の業績の範囲とし、予定のものを使用しない。
A6. 建築物およびインフラ整備の計画、設計デザイン、建設、修復、運用、取り壊しについて。	

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
A6.1. 地域の区画要件、保護地域、遺産地域の法律や規則を順守する。	IN-A6.1.a. 土地利用は、その地域が策定している区分けおよび保護地域や遺産地域の法律や規則、利用計画を順守している。 解説： 社会、環境保護、都市、レクリエーション、快適性、観光計画など関連のあるすべての法令や規則を考慮に入れる。法令にはすべて応じ、法令で定められていない規則についても状況判断し、適切に対応する。事業者の開業以降に制定された法令に関しては、実施可能であれば順守すべきである。
A6.2. 計画、立地選定、設計デザイン、影響評価を行う際は、周囲の自然や歴史文化遺産に配慮する。	IN-A6.2.a. 立地や設計デザインは、景観、建材、地形、生態系の適応能力に配慮され、周囲の文化遺産保護や保全に貢献している。 IN-A6.2.b. 考古学的遺産、文化遺産、聖域を荒らしていない。（それらのリストを作成し、保護に貢献している） IN-A6.2.c. 絶滅危惧種など保護が必要な生物の、移動の妨げや繁殖地の破壊をしていない。 IN-A6.2.d. 施設が景観を損なっていない。 IN-A6.2.e. 水路、集水域、湿地に手を加えていない。施設、駐車場、敷地からの水は流水路を設け、ろ過している。 解説： 新築、改築、新規事業の場合、基準の適用は必須である。
A6.3. 現地に適した持続可能な建設方法および資材を使用する。	IN-A6.3.a. 事業者は、現地に適した方法で資材や建材を構造物に使用している。造園には在来の植物を用い、地域の慣習を施工の方法や過程に取り入れている。 解説： 資材の現地調達がもたらす恩恵と、持続可能性やライフサイクルとのバランスを考える。
A6.4. バリアフリー化する。	IN-A6.4.a. 施設およびサービス（器具用具を含む）が、特別に補助が必要な人に対応している。アクセスの難易度が顧客に明確に伝わっている。 解説: 都市部のホテルでは完全な対応が望まれるが、たとえばハイキングなどに利用される山小屋では部分的な対応となり、急流下りなどでは健常者のみが対象となるなど、条件別に顧客への対応を合わせる。
A7. 土地・水の利用権、資産の取得に際しては、地域の自治体および先住民を含む地域住民の権利を守り、事前に情報を共有した上で地元住民の同意を得て、移住を強要しない。	IN-A7.a. 土地の利用や所有、またその場所での活動の権利は合法である。先住民を含む地域住民の所有者から同意を得ている。 IN-A7.b. 土地利用権、土地所有権の取得に際して、移住を強要したり、不当な土地の買収をしていない。 解説： 新築、改築、新規事業の場合、基準の適用は必須である。
A8. 顧客に対し、周囲の自然環境、地域文化、文化遺産の情報を提供および解説し、自然や生活文化、文化遺産を訪れる際の適切な行動についての説明も行う。	IN-A8.a. 顧客は適切な行動を心得ており、周囲の自然環境や地域文化について基本的に理解している。事業者は、展示物、ガイディング、物品などによる解説プログラムを設けている。 解説： 地域の自然および文化遺産の解説は、地域文化に精通した人あるいは専門家によって行われることが最良である。

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
B 地域コミュニティーの社会的・経済的な利益の最大化、悪影響の最小化	
B1. 地域コミュニティーのインフラ整備および教育、訓練、保健・衛生などを含む地域社会開発の取り組みを積極的に支援している。(2)	IN-B1.a. 地域コミュニティーに対し、商業的支援、現物給付、専門性をいかした奉仕活動などを行い、公益に貢献している。 解説： 地域貢献の活動は、地域コミュニティーと共同により開発されたものであることが望ましい。その貢献度は、事業体の営業実績や地域コミュニティーの経済状況に見合ったものとすべきである。
B2. 地域住民に、管理職も含めた雇用機会を均等に与える。すべての被雇用者に対して、定期的な研修、実地経験、昇進の機会を与える。	IN-B2.a. 管理職を含め、地域住民を雇用している。被雇用者には研修や昇進の機会が与えられている。 解説： 地域コミュニティーから雇用することが望ましい。地域住民の雇用割合は、その地域の季節性、立地、経済状況に見合うものとすべきである。
B3.地域サービスの利用や物資の購入は、フェア・トレードの原則に沿ったものとする。	IN-B3.a. 購入はおもに地域の供給者かフェア・トレードを選んでいる。サービスは、地域ビジネスを最大限に利用している。 解説： 環境に優しい基準を満たし、フェア・トレードに取り組む地元の供給者を優先した購入方針を持つことが望ましい。サービスや請負事業者などは、なるべく地域から調達する。ツアーオペレーターに関しては、ツアーで利用する地元資本のレストラン、サービス、店舗を支援することがきわめて重要である。
B4. 地元の中小規模の事業者が、その土地の自然、歴史や文化（飲食物、工芸品や伝統芸能、農作物などを含む）に根ざした持続可能な商品を開発し、販売できるようにする。	IN-B4.a. 地元の中小規模の事業者が、手工芸品、飲食物、芸能、物品、サービスなどを、可能なかぎり顧客に直接販売できるようにしている。 解説： 地元の中小規模の事業者による直接販売の度合は、地域コミュニティーの経済状況に連動する観光事業者の業績に見合ったものすべきである。（例：貧しい地域における大きな観光事業者の場合はその度合を大きくすべきであり、経済的に発展した地域における都市型ホテルの場合は小さいものとなるかもしれない）
B5. 伝統的な集落や地域コミュニティーにおける活動の行動規範は、影響を受ける地域コミュニティーとの協働と合意のもとで策定し実施する。	IN-B5.a. 文書化された行動規範には、事業者の方針、マーケティング、社員研修の内容や研修資料、詳しいパンフレットなどが含まれている。規範の作成は地域コミュニティーと協議で行い、同意を得て策定されている。 解説： 従業員がわずかな小規模事業者は、実施されていれば簡素化された取り組みでもよい。しかし大規模な事業者は、文書化された行動規範の策定は必須である。
B6. 商業的、性的、その他あらゆる形態の搾取およびハラスメントを防ぐ方針がある。とくに児童、青少年、女性、少数派の人々に対しては留意する。(3)	IN-B6.a. 文書化された方針があり、経営陣を含む全従業員に周知されている。方針の作成に際しては、事業者は地域コミュニティーと協議し、同意を得ている。 GUIDANCE: 従業員がわずかな小規模事業者は、実施されていれば簡素化された取り組みでもよい。しかし大規模な事業者は、文書化された方針や担当者への意識啓発および報告システムの策定が必須である。

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
B7. 女性や地域内の少数派などの人々に対して、管理職を含めた雇用機会を均等に与え、児童労働を避ける。(4)	IN-B7.a. 女性や地域内の少数派の人々の雇用割合が、地域の人口割合に比例している（管理職、非管理職ともに）。女性や地域内の少数派などの人々に対する雇用促進がある。（国際労働機関 ILO 憲章に基づき）児童労働がされていない。 解説： 観光による雇用が少ない地域や、高度な訓練や経験が必要とされる観光事業者においては、地域雇用が限られる場合がある。しかしその場合でも、事業者の規模に見合った地域雇用や研修が望まれる。
B8. 国際または国内の被雇用者保護に関する法制度を尊重し、被雇用者に最低限、生活賃金を支払う。	IN-B8.a. 賃金や保障が、地域、国、世界（最も高い基準を優先）の基準に見合うかそれを上回っている。 IN-B8.b. 資格要件を満たす従業員への賃金は、国の社会保障制度（制度が存在する場合）に沿ってなされている。 IN-B8.c. 時間外手当は、標準労働時間を超えた時間数で支払われている。時間外労働時間は、労働基準法または国際労働機関で定められた上限を超えていない。 IN-B8.d. 従業員はすべて、有給休暇を取る権利を持っている。 IN-B8.e. 健康保険かそれに相当する対応が全従業員になされている。 解説： 地域の従業員に対する賃金や手当は、特別にかかる費用をも補うべきである。（例：公共交通がない場合の時間外通勤手当など）
B9. 事業体の活動は、近隣のコミュニティーが必要とする食糧、水、エネルギー、保健・衛生環境といった基本的なサービスを脅かさない。(5)	IN-B9.a. 公共サービスの供給停止の件数および報告数の増加、ならびに地域コミュニティーに対するサービスや品質の低下が、事業体に起因していない。 IN-B9.b. 地域コミュニティー収入に占めるエネルギー、水、ゴミ処理のコスト割合の変動を測定している。 IN-B9.c. 事業体の活動が、地域コミュニティーに対する水、廃棄物処理、エネルギーの提供を脅かしていない。 解説： 基準 B9 の評価は一事業体に限定せず、すべての観光業が与える地域コミュニティーへの累積的な影響を可能なかぎり分析する。
B10. 観光にかかわる活動は、土地、水資源、通行権、運搬、住居などの地域住民の生活に配慮する。	IN-B10.a. 地域住民は公共や共用の場へのアクセスを保障されており、観光化していない本来の生活を続けている。 IN-B10.b. 通行権、運搬、住居が、障害されることなく良心的な価格で提供されている。 解説： 観光は、地域経済に悪影響をもたらすことや、観光化していない本来の生活を困難にすることがある。そのため、土地や水資源の利用を確保し、通行権、輸送、住まいへの影響を軽減する措置をとる。
C 文化遺産の魅力の最大化、悪影響の最小化	
C1. 文化的、歴史的に外部からの影響を受けやすい場所への旅行に際しては、制定されたガイドラインや行動規範を順守し、旅行者が与える負荷を最小限に抑え、観光の満足度を最大限に引出す。	IN-C1.a. 事業体は、自主ガイドラインまたは行動規範を採択し、年に一度見直しを行い、順守している。 解説： 影響評価やモニタリングをもとに規範を設定することが望ましい。

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
C2. 国内法および国際法上許可された場合を除き、歴史的、考古学的な工芸品の販売、交易や展示は行わない。	IN-C2.a. すべての歴史的、考古学的な工芸品の販売、交易、展示は、国内法および国際法で許可されている。 解説： 事業体は、販売、交易、展示を行う前に、その許可を得ていることを示さなければならない。
C3. 地域の歴史的、考古学的、文化的、精神的に重要な財産、遺跡などの保護および維持に尽力する。域住民に対しては、それらの利用権を侵害しない。	IN-C3.a. ツアーオペレーターは、訪れる観光スポットや宿泊施設の地域において、現物支給や経済的支援を行い保全活動に貢献をしている。 IN-C3.b. 地域住民は、その地域内に公平かつ無理のない料金で立ち入ることができる。 解説： 保全活動の貢献度は、事業体の規模や、地域の歴史的、考古学的、文化的、精神的な場所への顧客の案内の度合いに見合ったものとする。
C4. 地域コミュニティーの知的所有権を尊重しつつ、事業体の運営、デザイン、装飾、料理、販売店などに、地域独自の芸術、建築、文化遺跡の要素を取り入れる。	IN-C4.a. 顧客は、ツアー参加や滞在中に、地域独自の芸術、建築、文化遺跡を鑑賞または見学するか、体験している。 IN-C4.b. 地域独自の文化遺産であるデザイン、モチーフ、芸術を取り入れる場合は、コミュニティーや個人の知的所有権を尊重している。 解説： 地域独自の芸術品、モチーフ、デザインを事業体の活動素材に採用する。その際は著作権使用承諾を得る（例：ロゴ、パンフレットの表示、布地プリントや壁画など）。文化遺産（とくに先住民族の文化）の利用の仕方が、地域コミュニティーから適切だと認められるようにする。
D 環境メリットの最大化、環境負荷の最小化	
D1. 資源の保全	
D1.1. 購買方針は、建材、資財、食品、飲料、消耗品を含め、地産地消やグリーン購入を積極的に行うよう定める。	IN-D1.1.a. 文書化された購買方針を持っている。建材、資財、食品、飲料、消耗品を地域で購入するか、あるいは環境的に持続可能な製品に対する支持を明確にしている。 解説： 従業員がわずかしかいない小規模の事業体は、実行されていれば簡略な方針でもよい。より大きな事業体は文書化された方針を持ち、担当者への周知、地域での購入、持続可能な製品の採用の見直しを欠かさない。
D1.2. 使い捨て商品や消耗品の購入と使用を管理し、積極的に削減する方法を模索する。	IN-D1.2.a.リユース、リターナブル、リサイクル商品をできるかぎり購入している。購入はまとめて行い、包装はなるべく避けている。 解説： 廃棄物管理に関する基準をもつべきである。より大きな事業体は、廃棄管理計画や方針をもつようにする。
D1.3. エネルギー消費量を測定し、エネルギー源を明確にする。全体的なエネルギー消費を最小限に抑え、再生可能エネルギーの使用を促進する方法を導入する。	IN-D1.3.a. 総エネルギー消費量と、利用者の活動（宿泊、旅行など）ごとのエネルギー消費量、エネルギー源ごとの消費量を測定している。総エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの割合を測定している。 解説： 従業員および利用者に対して、省エネの方法を周知する。

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
D1.4. 消費水量を測定し、水源を明確にする。全体的な消費水量を最小限に抑える方法を導入する。供給水源は持続的で環境流量（自然流量）に悪影響を与えない。	IN-D1.4.a. 宿泊客・旅行客などの活動ごとに、水源別消費水量をキロリットルで測定している。 IN-D1.4.b.使用するのは、自治体や政府が認可している供給水源もしくは持続可能な水源である。これまでに環境流量（自然流量）に影響しておらず、今後も影響していない。 解説： 測定は、地下帯水層、湿地帯、水路を対象とする。乾燥地域や海岸では、帯水層における塩類集積の可能性も考慮する。可能であれば、観光による局所的な水源に対する累積影響も考慮する。
D2. 汚染の削減	
D2.1. 事業体の管理下にあるすべての活動が排出する温室効果ガスを測定し、排出量を最小限に抑える手立てが実施されるとともに、最終的な排出量を相殺するようにする。	IN-D2.1.a. 直接、間接に排出される温室効果ガスを可能なかぎり測定している。旅行客または宿泊客１人当たりのカーボンフットプリント（二酸化炭素排出量からカーボンオフセット分を引いた量）はモニタリングされており、前年より増加していない。 IN-D2.1.b. 可能なかぎり、カーボンオフセット制度を利用している。 解説： 温室効果ガス・二酸化炭素の測定およびオフセットの取り組みは、エネルギー消費量に応じてなされるべきである。例）大自然のトレッキングツアー事業者は送迎の輸送手段などに取り組めばよいが、都市型ホテルや大型リゾートは詳細な二酸化炭素排出量の測定を実施すべきである。
D2.2. 温室効果ガス排出につながる交通、輸送手段の使用を控えるよう、利用者、従業員、商品供給者に勧める。	IN-D2.2.a. 利用者、従業員、商品供給者は、輸送に関する温室効果ガスの排出を削減する方法や機会を知っている。 解説： 利用者、従業員、商品供給者による認識の有無を評価基準とする。
D2.3. 中水を含む廃水が適正に扱われ、地域住民や環境に悪影響がないように再利用するか、安全に放流する。 (6)	IN-D2.3.a. 廃水は、自治体や国が認可した処理システムを利用している。もしくは IN-D2.3.b. 地域住民や環境に悪影響がないように、廃水処理がなされている。 解説： 廃水処理の程度と評価レベルは、地域の環境の脆弱性に応じて実施すべきである。
D2.4. 廃棄物の量を測定し、削減する仕組みを設ける。削減できない廃棄物については、再利用またはリサイクルする仕組みを確立する。最終廃棄処理は、地域住民や環境に悪影響を与えないよう行う。	IN-D2.4.a. 廃棄物の種類と排出量、およびリサイクルの種類とその量を測定し記録している。 IN-D2.4.b.公的に認可された廃棄場で処分している。または環境に影響が出ない廃棄場の利用を証明できる。 解説 再利用または再資源化されない廃棄物については、具体的な数値目標を記した廃棄処理計画を立て実施することが望ましい。

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
D2.5. 農薬、塗料、プール殺菌剤、洗浄剤を含む有害物質の利用を最小限に抑え、可能なかぎり無害なもので代用する。すべての化学製品は、保管、使用、取り扱い、処分を適切に管理する。 (7)	IN-D2.5.a. 使用または保管しているすべての化学物質について、安全性データシート (MSDS)がある。 IN-D2.5.b. 使用している化学薬品について、環境に無害な製品に切り替えられるか検討を行っている。 IN-D2.5.c. 化学薬品は、適切な基準に沿って扱うこと。大量に保管している場合は、とくに留意する。
D2.6. 騒音、照明、流出水、地表侵食、オゾン層破壊混合物による環境汚染、大気と水と土壌を汚染する物質を最小限に抑える。	以下を原因とする公害を最小限に抑えている。 IN-D2.6.a. 騒音 IN-D2.6.b. 照明 IN-D2.6.c. 流出水 IN-D2.6.d. 地表浸食 IN-D2.6.e. オゾン層破壊混合物 IN-D2.6.f. 大気汚染物質 IN-D2.6.g. 水質汚染物質 IN-D2.6.h. 土壌汚染物質 解説： 生態系や地域コミュニティーに影響を与える汚染は、緊急時や特別な場合に限定される。
D3. 生物多様性、生態系、景観の保全	
D3.1. 国内法および国際法に基づき運用が持続可能であると保証され、管理された一部の活動を除き、野生生物種を採集、消費的活用、展示、販売、または交易の対象としない。 (8)	IN-D3.1.a.野生生物種の採集、消費的活用、展示、販売、または交易において、国内法および国際法を順守している。 解説： 持続可能な運営計画を、科学的な知見に基づき専門家とともに作成することが望まれる。運営計画は、方策、現在と将来の計画、その他野生生物への配慮を含む。
D3.2. 国内法および国際法に基づき適切に管理された活動を除いて、野生生物の捕獲を行わない。保護種を含むすべての野生生物は、認可された適切な環境施設でのみ管理し、人道的に世話をする。	IN-D3.2.a.捕獲されたすべての野生生物の管理については、国内法および国際法を順守している。 解説： 保護された野生生物の管理には、原則として公的な許可が必要である。
D3.3. 外来生物種の侵入防止措置をとる。在来種に関しては、とくに自然景観においてなるべく風景の美化や復元のために利用する。	IN-D3.3.a. （侵略的外来生物である）植物、野生動物、病原体が存在する場合、拡散させない措置をとるか、できれば管理・根絶の措置を講じている。 IN-D3.3.b. 自然を利用するツアーオペレーターは、外来生物種の持ち込みや拡散防止のためのプログラムを持っている。 IN-D3.3.c. 立地の特性を見直し、在来種の利用を検討し実行している。 解説： 保護区やその周辺においては、とくに侵略性の高い外来種（植物や野生動物）に注意すべきである。

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
D3.4. 自然保護地域、生物多様性価値の高い地域などでは、生物多様性の保全を支援し、尽力する。	IN-D3.4.a. 以下の活動に対する支援金または現物支給・支援の、年間予算に占める割合を指標とする 。 i. 自然保護地域や生物多様性の保全 または ii. 地力回復（ヘクタール単位） または iii. 生息環境の保護または修復（ヘクタール単位） IN-D3.4.b. 生物多様性の保全に関する環境教育をしている。 解説： 生物多様性の保全に対する貢献度は、生物多様性や自然の価値の観光商品への利用度に見合うものとする。自然の多い環境にある宿泊施設の貢献度は高く、都市型ホテルは適度とする。
D3.5. 野生生物とかかわる際は、野生生物に対する累積的な影響を考慮に入れた上で、野生生物の生存能力や個体群の行動に悪影響を与えない。自然生態系への影響は最小限に抑える。自然生態系に影響が生じた場合には、自然生態系を再生し、自然保全管理に対して補償を行う。(9)	IN-D3.5.a. 野生生物とかかわる際は、政府の認可もしくは専門家の承認を得て、悪影響を与えないようにしている。 IN-D3.5.b. 自然生態系への影響が生じた場合、その影響を最小限に抑え、必要であれば再生するための取り組みを行っている。 IN-D3.5.c. （現金または現物による）補償に対する貢献の度合いは、年間の売上高または利用料に対する割合で確認する。 解説： 希少種や絶滅危惧種とかかわりを避けることが望ましい。かかわる場合には、絶対に悪影響が出ないようにしなければならない。ツアーオペレーターによる補償の貢献は、研究者や管理者などに対する後方支援（例：無料送迎）を含む。

(1) UNWTO（国連世界観光機関）の指標および GRI 基準に準じ、顧客満足度の概念は用語集に明記されている。

(2) インフラ：公共機関や施設（道路、水路、下水処理など）の改善および管理

(3) UNWTO、UNICEF（国際連合児童基金）、ECPAT（アジア観光における児童買春根絶国際キャンペーン）などの行動規範に署名することで方針の実施の裏付けとなる。(詳しくは www.thecode.org)

(4) 「児童労働」という言葉は、児童から児童期、可能性や威厳を奪い、身体発育や精神発達に悪影響があるとよく定義づけされる。ここでの労働は、児童にとって精神的、身体的、社会的、倫理的に危険かつ悪影響があり、通学の機会と登校に支障をきたし、不完全な登校時間や登校と超過時間労働のかけもちを促すものをいう。 http://www.ilo.org/ipec/facts/lang-- en/index.htm

(5) ビーチフロントやウォーターフロントのアクセスを含む。

(6) 「中水」は用語集を参照。

(7) 「化学物質の適切な管理」は用語集を参照。

(8) 「野生生物」および「持続可能な利用」は用語集を参照。

(9) 「種の生存率」および「補償貢献」は用語集を参照。

**GSTC 認定基準・推奨指標（英文）は、国連世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センター、NPO 法人エコロッジ協会、NPO 法人エコツーリズムセンター、太平洋アジア観光協会（PATA）、名城大学の協力により、日本語に翻訳されています。

翻訳・校正協力者: 堀信太朗、高山傑、橋本芽衣、月江潮、梅崎靖志、中澤朋代、大浦佳代、貝和慧美、二神真美、

令和元年７月２日（火）

北海道運輸局事業「国際的な観光指標の導入を踏まえた 持続可能な観光の推進に関する実証事業」

受託：㈱北海道宝島旅行社

第１回　打合せアジェンダ

１．打合せ日時：　令和元年７月２日（火）13:00～15:00

２．打合せ場所：　ニセコ町役場

３．参加者：　ニセコ町商工観光課 福村課長、高橋氏
（以下敬称略）
北海道運輸局観光企画課（實重、田中、遊佐）
NPO 法人大雪山自然学校（荒井）、あるもの DESIGN（則竹）
㈱北海道宝島旅行社（鈴木、満保）

４．打合せ構成：（以下進行：㈱北海道宝島旅行社 鈴木）

13:00－13:15（0:15） あいさつ（参加者紹介と事業主旨）
北海道運輸局観光企画課（田中）

13:15－13:55（0:40） 事業の背景説明
NPO 法人大雪山自然学校（荒井）
サスティナブルツーリズムの動向と国内の取り組み状況（仮）について

13:55－14:10（0:15） 事業内容と予定スケジュールの説明
あるもの DESIGN（則竹）

14:10－15:00（0:50） 質疑・協議
・実施に向けての体制について
・実施スケジュールについて
・実施に向けたタスクの整理等

「国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業」

実施内容（協議用）

令和元年7月2日（火）
ニセコ町

主催）北海道運輸局
受託）北海道宝島旅行社

本事業におけるGSTCトレーニングプログラムの位置づけ

- 本事業では、ニセコ町、釧路市阿寒町の2か所にてGSTCトレーニングプログラムの実施とGSTC－D水準に沿ったアクションプラン（案）の作成を経て、観光庁と連携し日本版の「持続可能な観光の指標」の検討を進めていく予定です。また、ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ案作成については、地域側の主体的な関わりが必要となりますので、①GSTCトレーニングの実施→②ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ案の作成の順で進めていく必要があります。

GSTCﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの実施における3項目の位置づけ

[対象市町村と実施回]
・ﾆｾｺ町(1回)
・釧路市阿寒町(1回)

[対象者]
・観光地域づくりに関わる全ての人

[履修内容]
・「持続可能な観光の推進」の必要性理解
・GSTCの基礎的理解

①GSTCトレーニングプログラムの実施

②GSTC-Dの水準に沿ったﾆｾｺ町、釧路市阿寒町の現状調査・分析の実施とｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ案の作成

③観光庁と連携した持続可能な観光の指標検討

[対象市町村]
・ﾆｾｺ町
・釧路市阿寒町

[現状・分析の対象]
・GSTC-D(観光地)についてｸﾞﾘｰﾝﾃﾞｽﾃｨﾈｰｼｮﾝによる認証を目指す為のﾁｪｯｸ項目を中心に現状調査・分析を実施

[目標]
・現状調査・分析段階で国際認証取得に向けての関係者の意欲向上を図る
・ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ案作成段階で国際認証取得に向けて、OJT形式でﾌﾟﾛｾｽの理解を深める

①の実施状況を踏まえ、「持続可能な観光の推進」や「国際的な観光指標の導入」に向けての必要性理解や基礎的理解においてﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの妥当性等について振り返り、導入ﾌｪｰｽﾞにおける提言としてまとめる

②の実施状況から、現時点のGSTC-Dの仕様や解釈として日本版の持続可能な観光の指標としての妥当性を検証し、また現時点で既に日本版として過不足となる点について提言としてまとめ、指標検討を行う

GSTCトレーニングプログラムの実施内容（案）

- GSTCトレーニングプログラムは、下記（大雪山国立公園・東川町での実施例をもとに仮定した案）のイメージで実施予定です。構成内容により日程中の主な対象者が異なる場合がありますが、希望者は対象となる日程のみ、または全日程の参加が可能です。

GSTCトレーニングプログラムの実施内容（案）			
必要日数	1回あたり3日間程度（総時間19時間程度） 1日目：座学13:00-18:00(5.0h)/2日目：座学9:00-17:00(7.0h)/3日目：ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ9:00-17:00(7.0h)		
対応講師	GSTCトレーニング認定講師（荒井 一洋氏・高山　傑氏）※参加予定数により講師1名となる場合あり		
実施場所	ニセコ町		
ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ構成（案）	（1日目：5.0h） 国際基準および推奨評価指標 GSTC（観光事業者用）	（2日目：7.0h） 国際基準および推奨評価指標 GSTC（観光地域用）	（3日目：7.0h） フィールドワーク (内容は2市町村と協議が必要)
	・オリエンテーション、GSTCとは ・持続可能な観光地管理 ・地域社会における経済利益の最大化、悪影響の最小化 ・コミュニティ、旅行社、文化資源に対する利益の最大化、悪影響の最小化 ・環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化	・効果的な持続可能な経営管理の明示 ・地域ｺﾐｭﾆﾃｨの社会的・経済的な利益の最大化、悪影響の最小化 ・文化遺産の魅力の最大化、悪影響の最小化 ・環境ﾒﾘｯﾄの最大化、環境負荷の最小化 ・まとめ、翌日のﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ案内・準備	（以下は大雪山国立公園・東川町での事例） ・観光資源の解説 ・環境リスク ・野生生物の保護 ・水資源の管理 ・観光資源の保護 ・・・等の評価指標を利用しGSTCの基準に適応しているかどうか現地ﾌｨｰﾙﾄﾞを利用しﾄﾚｰﾆﾝｸﾞを実施
受講対象者	観光事業者と行政関係者		
	（地域事業者・住民等は希望者のみ）	観光事業者以外の地域事業者と地域住民	
効果	「持続可能な観光の推進」の必要性とGSTCの基礎的知識の理解度を向上させ、ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸを通して取り組みのイメージを描くことができる		

アクションプラン（案）作成の流れ

- 本事業では、事業終了後にｸﾞﾘｰﾝﾃﾞｨｽﾃｨﾈｰｼｮﾝｽﾞへの申請の前提となる「ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ案の作成」までを実施する予定です。現状調査・分析においては下記参考イメージのとおり様式を用いて実施する予定です。

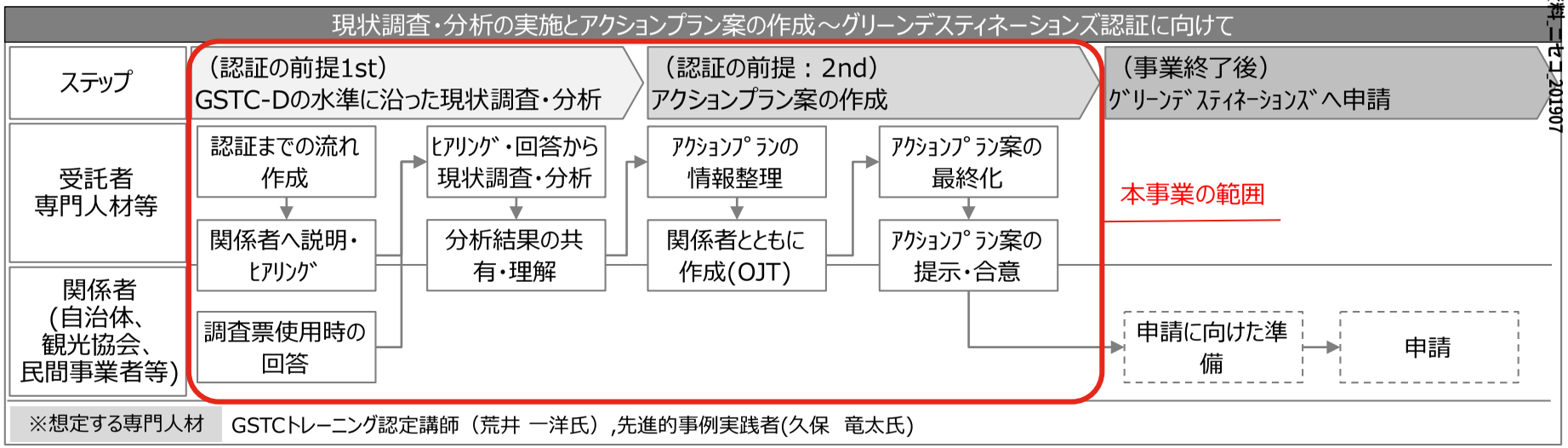

（参考）現状分析様式イメージ

グリーン・ディスティネーションズ 規定 標準2.0（2016年3月 GTSC承認）

テーマと サブテーマ		基準			オプショナル またはエクストラ	基準が適用外の場合の説明
テーマ1： デスティネーションマネージメント（観光地の管理）						
観光地は、適切な観光地計画を立て、環境管理を実施しなければならない。						
1	責任と組織： 観光地の持続可能な開発と管理は、適切な組織体制によって支えられている。	1.1	サステイナビリティ・コーディネーター	持続可能な観光地運営を、適正に実施し報告する責任と権限が与えられた担当者がいる。		
		1.2	運営体制	観光地の規模と利用状況に応じ、適正な資金提供を受けている組織または運営体制が、持続可能な観光の開発と管理を調整し推進する責任をもっている。		
		1.3	ビジョン	観光地がステークホルダーと協議して策定したビジョンは、持続可能性に関する原則を含み、一般に公開している。	エクストラ	
		1.4	コーディネーターやチームの研修	持続可能な観光地開発と管理に携わる担当者やチームは、持続可能性について適切な研修を受けている。		
		1.5	観光分野における連携	DMOなどの体制は、持続可能な観光地管理において、民間部門および公共部門と連携している。		
2	計画と開発： 地域の観光事業は入念に計画されている。	2.1	観光資源のリストアップ	自然や文化に関する観光資源のリストは一般に公開されており、また定期的に更新されている。		
		2.2	ベースライン・アセスメント（BA：必須項目の現状評価）	自然、景観、環境、気候、文化、伝統、地域コミュニティに観光が与える影響について分析するベースライン・アセスメント（BA）を実施している。また、旅行者の属性について把握している。		
		2.3	観光政策	観光政策や観光戦略は複数年計画として立てられ、常に更新され一般に公開されている。これらの政策や戦略は、環境、美観、社会、文化、経済、品質、健康と安全などの事項に対応している。		
		2.4	透明性とルールの順守	観光地計画をよりよいものにするために、ステークホルダーとの綿密で開かれた協議が行われ、その過程を公開している。計画策定のルールと決定内容は、公開され順守されている。		

- GSTC-D（観光地）の水準に照らして、現在の水準がどの程度であるかを調査・分析する際は、左記のようなｸﾞﾘｰﾝﾃﾞｽﾃｨﾈｰｼｮﾝｽﾞ規定（GSTC承認）の様式に沿って実施
- チェック項目についてそれぞれ2市町の関係者に説明をし、理解を深めながら調査・分析を実施

GSTCﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑおよびｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ案作成のｽｹｼﾞｭｰﾙ（案）

- 本事業では、前述のとおり観光庁との連携が必要となることから、可能であれば下記のｽｹｼﾞｭｰﾙで実施したいと考えています。しかしながら地域側の事情もあることから、下記ｽｹｼﾞｭｰﾙの可能性について協議させていただきたいと考えています。

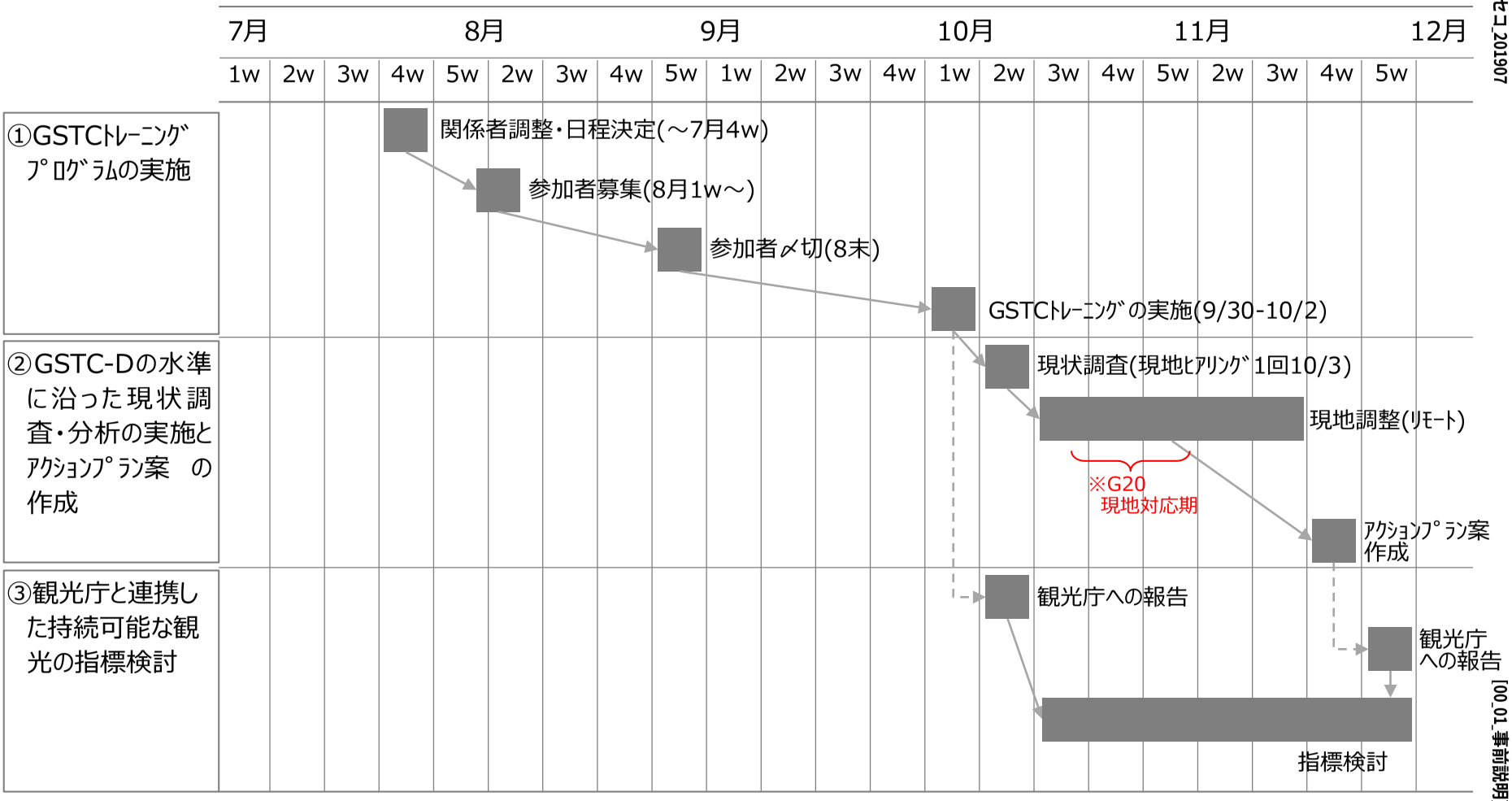

令和元年 7 月 17 日（水）

北海道運輸局事業「国際的な観光指標の導入を踏まえた 持続可能な観光の推進に関する実証事業」

受託：㈱北海道宝島旅行社

第 1 回　打合せアジェンダ

１．打合せ日時：　令和元年 7 月 17 日（水）13:00～15:00

２．打合せ場所：　阿寒湖まりむ館２階

３．参加者：　釧路市阿寒観光振興課 秋葉課長、加藤課長補佐
釧路市上下水道部経営企画課 八幡課長補佐
釧路市産業振興部観光振興室 石田課長補佐
阿寒観光協会まちづくり推進機構 山下専務理事
阿寒摩周国立公園管理事務所 笹渕所長、末永様
鶴雅リゾート㈱アドベンチャー事業部 高田部長
（以下敬称略）
北海道運輸局観光企画課（田中、西崎）
NPO 法人大雪山自然学校（荒井）、㈱北海道宝島旅行社（鈴木、満保）

４．打合せ構成：（以下進行：㈱北海道宝島旅行社 鈴木）

13:00－13:15（0:15）　あいさつ（参加者紹介と事業主旨）
北海道運輸局観光企画課（田中）

13:15－13:55（0:40）　事業の背景説明
NPO 法人大雪山自然学校（荒井）
サスティナブルツーリズムの動向と国内の取り組み状況（仮）について

13:55－14:10（0:15）　事業内容と予定スケジュールの説明
㈱北海道宝島旅行社 鈴木

14:10－15:00（0:50）　質疑・協議
・実施に向けての体制について
・実施スケジュールについて
・実施に向けたタスクの整理等

「国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業」

実施内容（協議用）

令和元年7月17日（水）
釧路市阿寒町

主催）北海道運輸局
受託）北海道宝島旅行社

本事業におけるGSTCトレーニングプログラムの位置づけ

- 本事業では、ニセコ町、釧路市阿寒町の2か所にてGSTCトレーニングプログラムの実施とGSTC－D水準に沿ったアクションプラン（案）の作成を経て、観光庁と連携し日本版の「持続可能な観光の指標」の検討を進めていく予定です。また、ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ案作成については、地域側の主体的な関わりが必要となりますので、①GSTCトレーニングの実施→②ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ案の作成の順で進めていく必要があります。

GSTCﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの実施における3項目の位置づけ

[対象市町村と実施回]
・ﾆｾｺ町(1回)
・釧路市阿寒町(1回)

[対象者]
・観光地域づくりに関わる全ての人

[履修内容]
・「持続可能な観光の推進」の必要性理解
・GSTCの基礎的理解

①GSTCトレーニングプログラムの実施

②GSTC-Dの水準に沿ったﾆｾｺ町、釧路市阿寒町の現状調査・分析の実施とｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ案の作成

③観光庁と連携した持続可能な観光の指標検討

[対象市町村]
・ﾆｾｺ町
・釧路市阿寒町

[現状・分析の対象]
・GSTC-D(観光地)についてｸﾞﾘｰﾝﾃﾞｽﾃｨﾈｰｼｮﾝによる認証を目指す為のﾁｪｯｸ項目を中心に現状調査・分析を実施

[目標]
・現状調査・分析段階で国際認証取得に向けての関係者の意欲向上を図る
・ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ案作成段階で国際認証取得に向けて、OJT形式でﾌﾟﾛｾｽの理解を深める

①の実施状況を踏まえ、「持続可能な観光の推進」や「国際的な観光指標の導入」に向けての必要性理解や基礎的理解においてﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの妥当性等について振り返り、導入ﾌｪｰｽﾞにおける提言としてまとめる

②の実施状況から、現時点のGSTC-Dの仕様や解釈として日本版の持続可能な観光の指標としての妥当性を検証し、また現時点で既に日本版として過不足となる点について提言としてまとめ、指標検討を行う

GSTCトレーニングプログラムの実施内容（案）

- GSTCトレーニングプログラムは、下記（大雪山国立公園・東川町での実施例をもとに仮定した案）のイメージで実施予定です。構成内容により日程中の主な対象者が異なる場合がありますが、希望者は対象となる日程のみ、または全日程の参加が可能です。

GSTCトレーニングプログラムの実施内容（案）			
必要日数	1回あたり3日間程度（総時間19時間程度） 1日目：座学13:00-18:00(5.0h)/2日目：座学9:00-17:00(7.0h)/3日目：ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ9:00-17:00(7.0h)		
対応講師	GSTCトレーニング認定講師（荒井 一洋氏・高山　傑氏）※参加予定数により講師1名となる場合あり		
実施場所	ニセコ町		
ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ構成（案）	（1日目：5.0h） 国際基準および推奨評価指標 GSTC（観光事業者用）	（2日目：7.0h） 国際基準および推奨評価指標 GSTC（観光地域用）	（3日目：7.0h） フィールドワーク (内容は2市町村と協議が必要)
	・オリエンテーション、GSTCとは ・持続可能な観光地管理 ・地域社会における経済利益の最大化、悪影響の最小化 ・コミュニティ、旅行社、文化資源に対する利益の最大化、悪影響の最小化 ・環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化	・効果的な持続可能な経営管理の明示 ・地域ｺﾐｭﾆﾃｨの社会的・経済的な利益の最大化、悪影響の最小化 ・文化遺産の魅力の最大化、悪影響の最小化 ・環境ﾒﾘｯﾄの最大化、環境負荷の最小化 ・まとめ、翌日のﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ案内・準備	（以下は大雪山国立公園・東川町での事例） ・観光資源の解説 ・環境リスク ・野生生物の保護 ・水資源の管理 ・観光資源の保護 ・・・等の評価指標を利用しGSTCの基準に適応しているかどうか現地ﾌｨｰﾙﾄﾞを利用しﾄﾚｰﾆﾝｸﾞを実施
受講対象者	観光事業者と行政関係者		
	（地域事業者・住民等は希望者のみ）	観光事業者以外の地域事業者と地域住民	
効果	「持続可能な観光の推進」の必要性とGSTCの基礎的知識の理解度を向上させ、ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸを通して取り組みのイメージを描くことができる		

アクションプラン（案）作成の流れ

- 本事業では、事業終了後にｸﾞﾘｰﾝﾃﾞｨｽﾃｨﾈｰｼｮﾝｽﾞへの申請の前提となる「ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ案の作成」までを実施する予定です。現状調査・分析においては下記参考イメージのとおり様式を用いて実施する予定です。

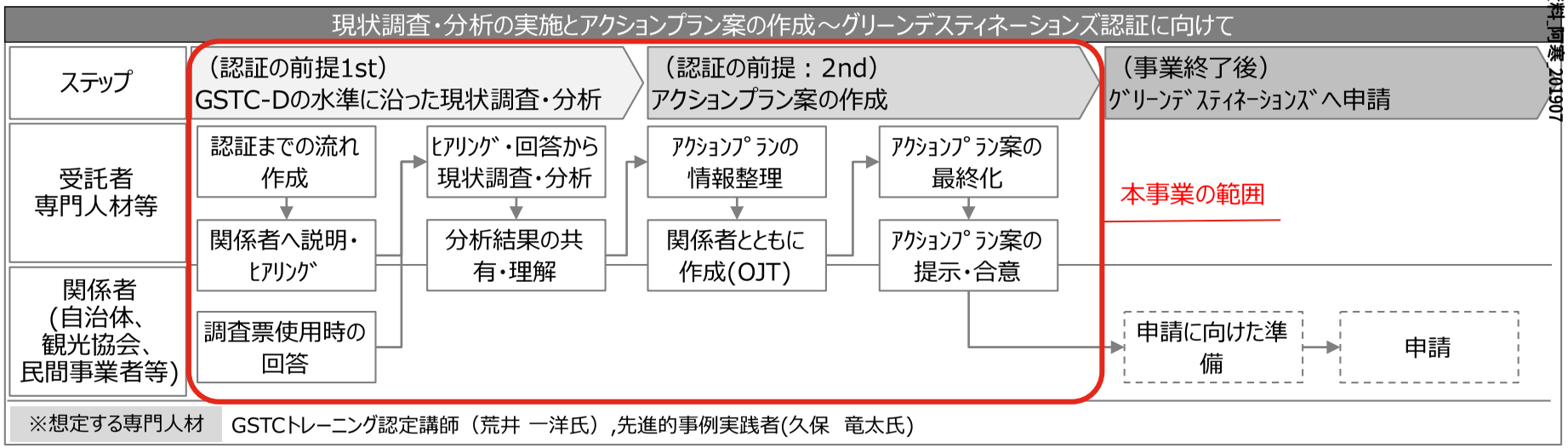

（参考）現状分析様式イメージ

グリーン・ディスティネーションズ 規定 標準2.0（2016年3月 GTSC承認）

テーマとサブテーマ			基準	オプショナルまたはエクストラ	基準が適用外の場合の説明
テーマ1： デスティネーションマネージメント（観光地の管理）					
観光地は、適切な観光地計画を立て、環境管理を実施しなければならない。					
1	**責任と組織：** 観光地の持続可能な開発と管理は、適切な組織体制によって支えられている。	1.1 サステイナビリティ・コーディネーター	持続可能な観光地運営を、適正に実施し報告する責任と権限が与えられた担当者がいる。		
		1.2 運営体制	観光地の規模と利用状況に応じ、適正な資金提供を受けている組織または運営体制が、持続可能な観光の開発と管理を調整し推進する責任をもっている。		
		1.3 ビジョン	観光地がステークホルダーと協議して策定したビジョンは、持続可能性に関する原則を含み、一般に公開している。	エクストラ	
		1.4 コーディネーターやチームの研修	持続可能な観光地開発と管理に携わる担当者やチームは、持続可能性について適切な研修を受けている。		
		1.5 観光分野における連携	DMOなどの体制は、持続可能な観光地管理において、民間部門および公共部門と連携している。		
2	**計画と開発：** 地域の観光事業は入念に計画されている。	2.1 観光資源のリストアップ	自然や文化に関する観光資源のリストは一般に公開されており、また定期的に更新されている。		
		2.2 ベースライン・アセスメント（BA：必須項目の現状評価）	自然、景観、環境、気候、文化、伝統、地域コミュニティに観光が与える影響について分析するベースライン・アセスメント（BA）を実施している。また、旅行者の属性について把握している。		
		2.3 観光政策	観光政策や観光戦略は複数年計画として立てられ、常に更新され一般に公開されている。これらの政策や戦略は、環境、美観、社会、文化、経済、品質、健康と安全などの事項に対応している。		
		2.4 透明性とルールの順守	観光地計画をよりよいものにするために、ステークホルダーとの綿密で開かれた協議が行われ、その過程を公開している。計画策定のルールと決定内容は、公開され順守されている。		

- GSTC-D（観光地）の水準に照らして、現在の水準がどの程度であるかを調査・分析する際は、左記のようなｸﾞﾘｰﾝﾃﾞｽﾃｨﾈｰｼｮﾝｽﾞ規定（GSTC承認）の様式に沿って実施
- チェック項目についてそれぞれ2市町の関係者に説明をし、理解を深めながら調査・分析を実施

ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業について

- 前述のGSTCトレーニングプログラムを踏まえ、「持続可能な観光に関する取り組みの第一歩」、「将来的な国際認証の取得に向けたペットボトル廃棄物削減」のための実証事業を行う予定です。また、同時に質の高い釧路市阿寒町の水道水をブランド化するための取り組みを進めていく予定です。

「ペットボトルゴミ削減のための進め方」

現在

ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ製品(商品)生産から廃棄までの主な流れ

ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ容器製造事業者	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ製品(充填)製造事業者	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ商品卸売流通事業者	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ商品取扱販売事業者	消費者	廃棄リサイクル
例)容器製造	例)飲料水 液体調味	例)食品商社	例)小売業	例)地域住民 観光客	

主な社会的課題

- 新たに有限資源を消費すること
- 製造時のCO2等が排出されること
- ふた、ﾊﾟｯｹｰｼﾞに含まれるﾏｲｸﾛﾌﾟﾗｽﾁｯｸ
- 廃棄方法（放置ｺﾞﾐ・ﾏﾅｰ）
- 再利用加工の許容量

対応の難易度

- 「製造しない」は難易度が高い
- 「製品に使用しない」は難易度が高い
- 「商品を流通しない」は難易度が高い
- 「商品を販売しない」は難易度が高い
- 「正しく廃棄させる」「新たに消費しない」は可能な取り組み
- 「廃棄量を減らす」は、消費者次第で可能な取り組み

対応の方向性

A）地域事業者への長期的な働きかけが必要

ｱ)国内にて製造販売が許可されている現状において、地域に事業者が存在する為、既存のペットボトル製品（商品）の生産～販売を"ゼロ"にすることはできないが、将来に向けての素材の見直し（ふた・ﾊﾟｯｹｰｼﾞ素材の見直し、再利用品の活用、新規素材の採用）や、その意識付けを行っていくことは可能であるはず

ｲ)消費者に対し、「新たに消費しない」働きかけを行うことに対してﾈｶﾞﾃｨﾌﾞな感情を持つ可能性がある為、社会的課題について理解し、事業者の社会的責任として「自分事」と受け止め、これを軽減する為の対応策を事業者自ら考えていけるよう意識改革をすることは可能であるはず

B)消費者への多様な働きかけが必要

ｱ)いつ、どこでも、誰でも、どんな場面でも正しく廃棄できる取り組みは最低限必要（これが無ければ事業者の納得感が得られない）

ｲ)既に有限資源や自然環境への影響について意識が高い「新たに消費したくない」と考える消費者への対応策が必要

ｳ)現在、有限資源や自然環境への影響について意識が高くない消費者に対して「新たに消費しない方が有益である」と感じさせる対応策が必要

地域の中での"立場"（地域事業者、地域住民、観光事業者、行政等）によって、取り組める範囲はさまざまであるが、同じ"思い"を持って、「他人事ではなく自分事」として全てのステークホルダーが関わり、具体的なアクションに繋げていくには、社会的課題の共有や、取り組みの必要性理解、取り組み意欲を向上させるための"場"の設定や事業終了後も長期的に取り組む体制づくりが不可欠

→後述ステップ①②へ

ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業について

「ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業」の実施ステップ

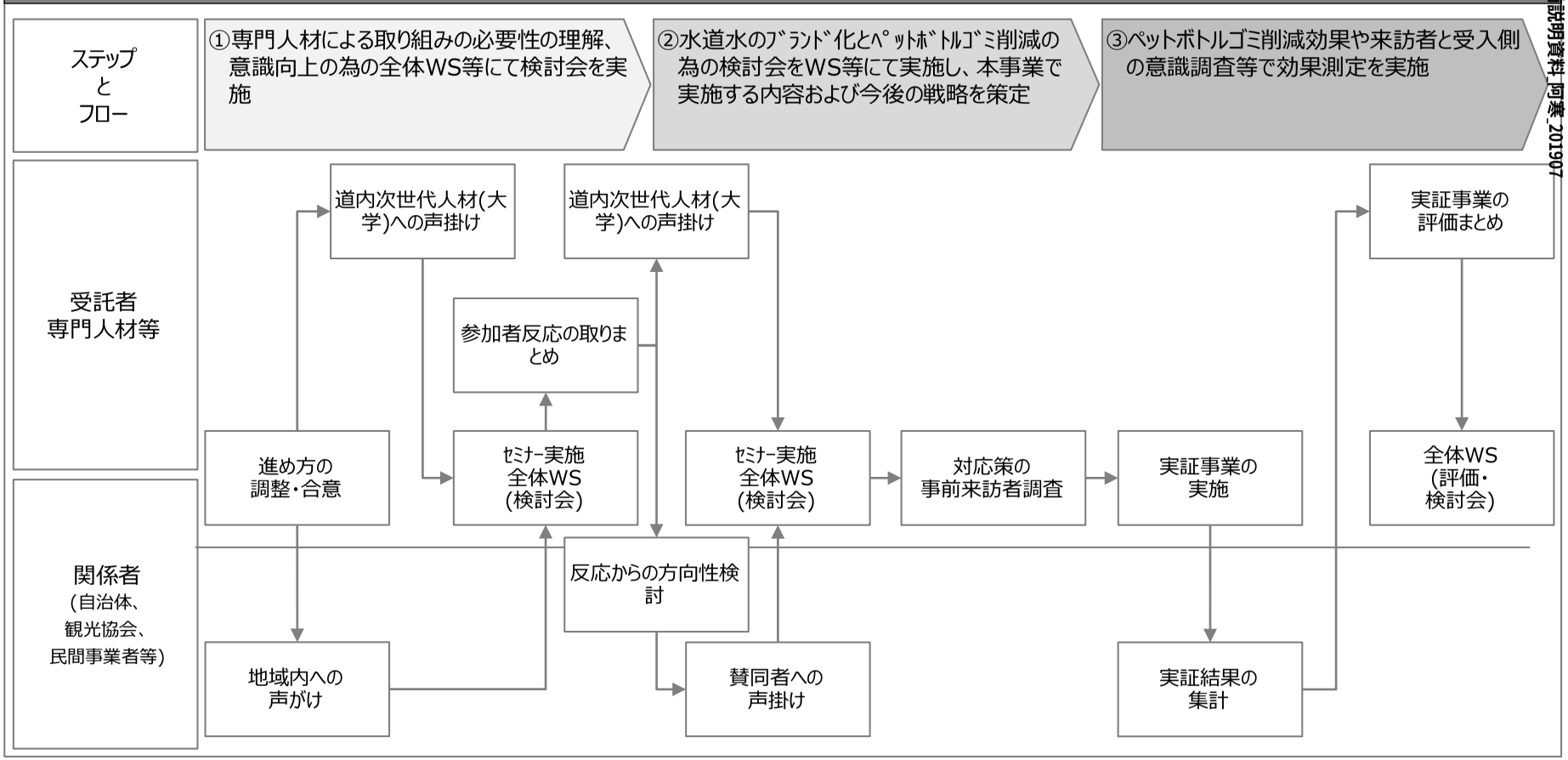

「ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業」による効果と想定成果品

効果	取り組み方針について地域内関係者全員が理解・共感し、個々の役割を認識した上で長期的な取り組みに対する意欲の向上を目指す

ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業について

①専門人材による取り組みの必要性の理解、意識向上の為の検討会（案）
　ペットボトルゴミ削減に向けた実証実験1回目（５ページ表中の①）の全体WS・検討会については、下記のイメージで実施予定です。また、地域内の関係者だけが存在する場においては、ネガティブな感情に至る可能性があることから、これからの社会に生きていく世代（大学生等）を参加させ、社会課題についてそれぞれが協調的感覚を持って理解し話し合える場づくりをします。

構成区分	構成内容
想定時期／回数	令和元年8月20日を想定／開催回数：1回
実施場所	釧路市阿寒町（40名程度の会議スペースを想定）
参加対象者	釧路市阿寒町の全てのステークホルダー
実施形式	セミナーとWSを想定したグループ配席(5名1グループ程度) (プロジェクター・スクリーン・ホワイトボード・模造紙・付箋・マーカー等を利用)
実施時間帯	13:30～17:30(4時間程度)とし、終了後に参加者実費負担の形式にて懇親会を行う等、実施内容の理解・取り組み意欲を盛り上げる場も想定
会の構成	13:30～14:30　A）SDGsセミナー（講師：下記2名のうちいずれか） RCE北海道道央圏協議会 事務局長 有坂 美紀氏 株式会社TREE　代表取締役　水野 雅弘氏 14:30～15:30　B）持続可能な観光に関するセミナー(下記2名による対話) 株式会社北海道宝島旅行社　代表取締役　鈴木　宏一郎氏 （一社JARTA(責任ある旅行会社ｱﾗｲｱﾝｽ)理事） NPO法人大雪自然学校　代表理事　荒井　一洋氏 15:45～17:15　C）全体ワークショップ（進行：鈴木　宏一郎氏） テーマ：「ペットボトルゴミを削減する」 1)それぞれの立場でどんな対応策が取り組めるかを考える 2)立場の違う人の視点で、どんな対応策があるかを考える 3)全体で意見交換し、方向性をまとめてみる 17:15～17:30　意識調査アンケート・今後の流れ整理 アンケートの主な内容 ・セミナー聴講までの意識と聴講後の意識の変化 ・全体ワークショップを行う前の意識と聴講後の意識の変化 ・参加者自身が今後取り組むことの記載 ・次回WSへの参加意欲

ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業について

②水道水のブランド化とペットボトルゴミ削減の為の検討会（案）
　1回目の全体WS・検討会をうけて、必要であれば実証事業開始前に2回目の全体WS・検討会（５ページ表中の②）を実施します。実施イメージは下記を予定しております。
また、こちらの検討会においても①同様、これからの社会に生きていく世代（大学生等）を参加させ、社会課題についてそれぞれが協調的感覚を持って理解し話し合える場づくりをします。

構成区分	構成内容
想定時期／回数	令和元年9月下旬を想定／開催回数：1回
実施場所	釧路市阿寒町（40名程度の会議スペースを想定）
参加対象者	釧路市阿寒町の全てのステークホルダー
実施形式	セミナーとWS･ｱｲﾃﾞｱﾜﾝを想定したグループ配席(5名1グループ程度) (プロジェクター･スクリーン･ホワイトボード･模造紙･付箋･マーカー等を利用)
実施時間帯	13:30～17:30(4時間程度)とし、終了後に参加者実費負担の形式にて懇親会を行う等、実施内容の理解･取り組み意欲を盛り上げる場も想定
会の構成	13:30～14:30　A）ブランドセミナー（講師：下記を想定） あるものDESIGN　代表　則竹 里美氏 14:30～15:30　B）ブランドワークショップ（進行：則竹　里美氏） 15:45～17:15　C）全体ワークショップ（進行：鈴木　宏一郎氏） テーマ：「消費者のペットボトルゴミを削減するためには」 1)それぞれの立場でどんな対応策が取り組めるかを考える 2)立場の違う人の視点で、どんな対応策があるかを考える 3)全体で意見交換し、方向性をまとめてみる 17:15～17:30　意識調査アンケート･今後の流れ整理 アンケートの主な内容 ･セミナー聴講までの意識と聴講後の意識の変化 ･全体ワークショップを行う前の意識と聴講後の意識の変化 ･今後の検討会への参加意欲

02_事前説明資料_阿寒_201907
[00-02_事前説明]

ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業について

③ペットボトルゴミ削減効果や来訪者と受入側の意識調査等による効果測定の結果報告と検討会（案）
　最終の全体WS・評価検討会では、進めてきたことの報告に加え、調査や実施結果を共有することで、以降も継続して取り組みを進めていけるよう取り組み意欲の維持・向上に努めます。
最終の全体WS・評価検討会の構成案は以下のとおりです。

構成区分	構成内容
想定時期／回数	令和2年1月下旬もしくは2月初旬を想定／開催回数：1回
実施場所	釧路市阿寒町（40名程度の会議スペースを想定）
参加対象者	釧路市阿寒町の全てのステークホルダー
実施形式	セミナーとWSを想定したグループ配席(5名1グループ程度) (プロジェクター・スクリーン・ホワイトボード・模造紙・付箋・マーカー等を利用)
実施時間帯	13:30～17:30(4時間程度)とし、終了後に参加者実費負担の形式にて懇親会を行う等、実施内容の理解・取り組み意欲を盛り上げる場も想定
会の構成	13:30～14:30　A）これまでの取り組み報告（講師：下記を想定） 株式会社北海道宝島旅行社　代表取締役　鈴木　宏一郎氏 14:30～15:30　B）ブランドワークショップ2回目（進行：則竹　里美氏） 15:45～17:15　C）全体ワークショップ（進行：鈴木　宏一郎氏） テーマ：「実証結果から考えられること」 1)それぞれの立場でどんな対応策が取り組めるかを考える 2)立場の違う人の視点で、どんな対応策があるかを考える 3)全体で意見交換し、方向性をまとめてみる 17:15～17:30　意識調査アンケート アンケートの主な内容 ・一連の事業の開始までの意識と実施後の意識の変化 ・今後の検討への参加意欲

02_事前説明資料_阿寒_201907
[00-02_事前説明]

ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業について

釧路市阿寒町の水道水ブランド化のための進め方

主な流れ

ブランド構築の主な流れ

ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ化の目的・方向性の決定 → ﾌﾞﾗﾝﾄﾞﾋﾞｼﾞｮﾝ(共感が得られる"志")策定 → ﾌﾞﾗﾝﾄﾞﾐｯｼｮﾝ(約束すること)策定 → ﾌﾞﾗﾝﾄﾞの機能と役割の策定 → ﾌﾞﾗﾝﾄﾞとしての世界観の五感表現 → ﾌﾞﾗﾝﾄﾞとしての商品開発

対応の方向性

"ブランド戦略"はマーケティング戦略上、最も上位層の概念であり、長期的には「マーケティングを不要にする」戦略ともいわれるが、それだけ慎重に丁寧かつ長期的に取り組む必要がある。その為、本事業では地域内にて"ブランド戦略"についての理解を深め、念頭には置くものの、重点的には、「ペットボトルゴミ削減」のための「ペットボトル利用を極力減らした水道水の利用」や水の質のブランド化のみならず、「地域の"姿勢"に対するブランド化」についても検討する

「ペットボトルゴミ削減のための進め方より」

B)消費者への多様な働きかけが必要

ｱ)いつ、どこでも、誰でも、どんな場面でも正しく廃棄できる取り組みは最低限必要（これが無ければ事業者の納得感が得られない）

ｲ)既に有限資源や自然環境への影響について意識が高い「新たに消費したくない」と考える消費者への対応策が必要

ｳ)現在、有限資源や自然環境への影響について意識が高くない消費者に対して「新たに消費しない方が有益である」と感じさせる対応策が必要

ブランド化に向けては・・・

例）販売した"くしろ阿寒百年水"はもちろん、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙの地域内廃棄に責任を持つ取り組みで
「水を誇りにする地域の"姿勢"として示す」

例）ﾏｲﾎﾞﾄﾙ持参者が、いつ、どこでも、誰でも地域の"水"が飲める地域づくり(水GPSｻｰﾋﾞｽ等)
ﾏｲﾎﾞﾄﾙ未所持でもﾃﾞﾎﾟｼﾞｯﾄﾚﾝﾀﾙできるしくみ等

例）現地でのご当地ﾎﾞﾄﾙのﾃﾞﾎﾟｼﾞｯﾄﾚﾝﾀﾙ等を利用することで地域内でﾒﾘｯﾄが得られるしくみや、ﾚｱ感等で自慢したい自分になれるしくみ等

実証するアイデアは地域の中でWSやアイデアソン等の形式で"地域全体でつくる"ことが必要
→後述ステップ②③へ

ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業について

②の検討会においては、「ペットボトルゴミ削減」をテーマに、どういう内容が「ブランド化」に繋がるかを考える場づくりをします。地域からのアイデアがまとまらないことも想定される為、これに備え前述の「釧路市阿寒町の水道水ブランド化のための進め方」の「ブランド化に向けては・・・」で記載する3つの例を提示する予定です。マイボトルのデポジットレンタルサービス”シェアボトル”については、地域との調整の結果、取り組みが可能であれば実証する予定で考えています。実証にあたっては、WS・検討会を経て実施するか、前段階で実施をしてWS・検討会に臨むかを関係者と調整し実施することを考えています。

例）マイボトルのシェア（デポジットレンタル”シェアボトル”）の実証プロセス

1)事前来訪者調査 対象：弊社ｲﾝﾊﾞｳﾝﾄﾞ事業部のｺﾝｼｪﾙｼﾞｭやｶﾞｲﾄﾞを介して来訪した外国人観光客	実証前に、来訪者に対してアンケートを実施（下記は参考） ・ペットボトル利用に関する意識 ・マイボトル利用に関する意識 ・マイボトル素材(ｶﾞﾗｽ、琺瑯、ｽﾃﾝﾚｽ、陶器等)に関する意識 ・マイボトルシェア（販売・レンタル）に関するニーズ ・マイボトルで水を使用する場面での水の質や環境要件
2)実証体制の調整	関係者間にて打合せし下記を調整 ・水が利用できる場所・場面・時間帯 ・マイボトル受け渡し・返却の体制 ・実証への協力事業者
3)実証	・可能であれば、コンシェルジュや現地ガイド、協力事業者を介して来訪した外国人に対してマイボトルレンタルの実証に協力してもらう形で実施
4)実証後調査	実証後に、協力者に対してアンケートを実施（下記は参考） ・ペットボトル利用に関する意識 ・マイボトル利用に関する意識 ・マイボトル素材(ｶﾞﾗｽ、琺瑯、ｽﾃﾝﾚｽ、陶器等)に関する意識 ・マイボトルシェア（販売・レンタル）に関するニーズ ・マイボトルで水を使用した場面での水の質や環境要件

尚、実証においては実証数よりも実証前、実証後のマイボトル利用に関する意識に重点を置き、得られた回答数にて今後の検討に繋げたいと考えています。

ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業について

（参考）リフィル・マイ・ボトル

現在マイボトル持参者は増加傾向にあるものの、水を利用しようとする際、「飲める水を補充する場所が見つからない」という課題も見えてきています。
海外で始まった、マイボトルに水を補充できる場所を探せる地図アプリ「リフィル・マイ・ボトル」(https://refillmybottle.com/)等、既存のサービスに水汲み地点を登録して、利用者数を測定するという取り組みも実証案として検討したいと考えています。

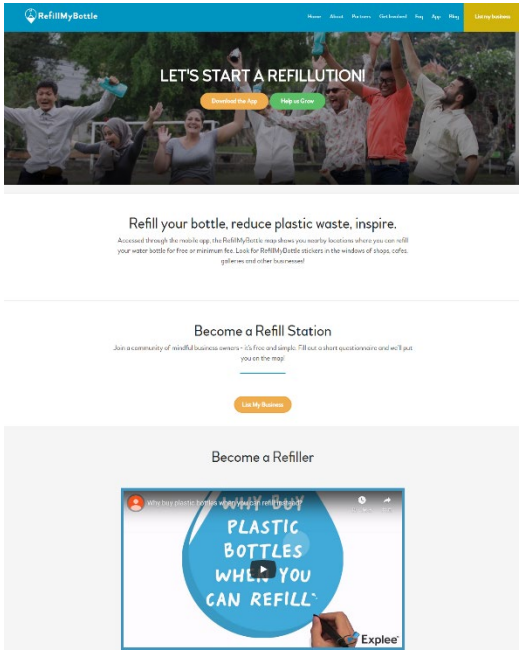

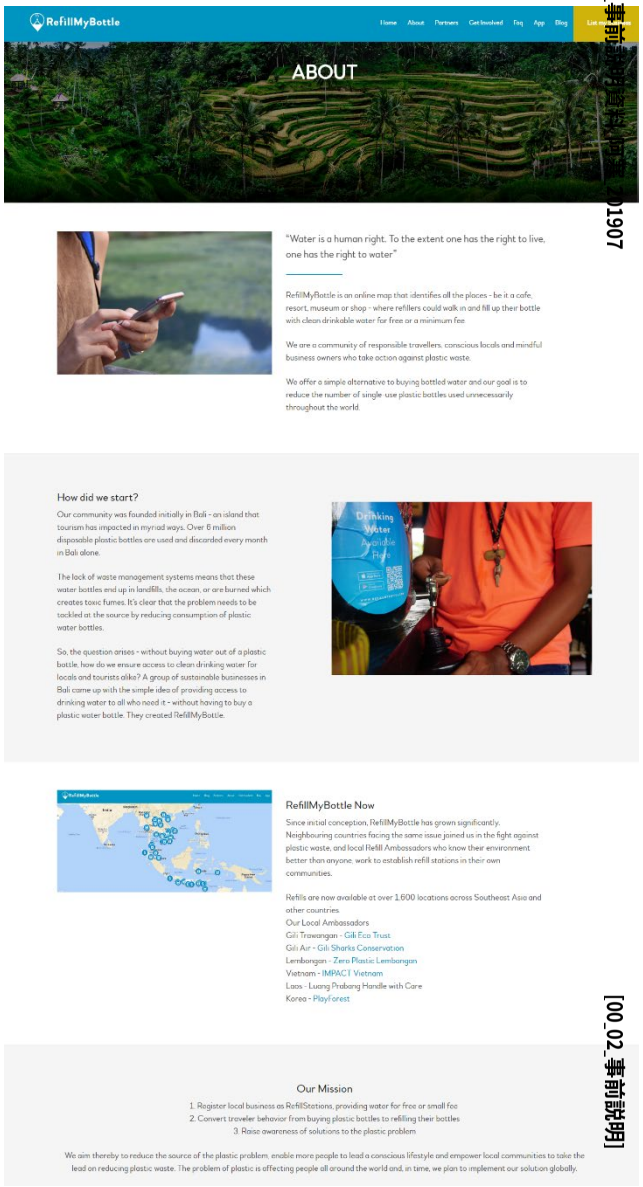

[00_02_事前説明]

GSTCﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑおよびｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ案作成のｽｹｼﾞｭｰﾙ（案）

- 本事業では、前述のとおり観光庁との連携が必要となることから、可能であれば下記のｽｹｼﾞｭｰﾙで実施したいと考えています。しかしながら地域側の事情もあることから、下記ｽｹｼﾞｭｰﾙの可能性について協議させていただきたいと考えています。

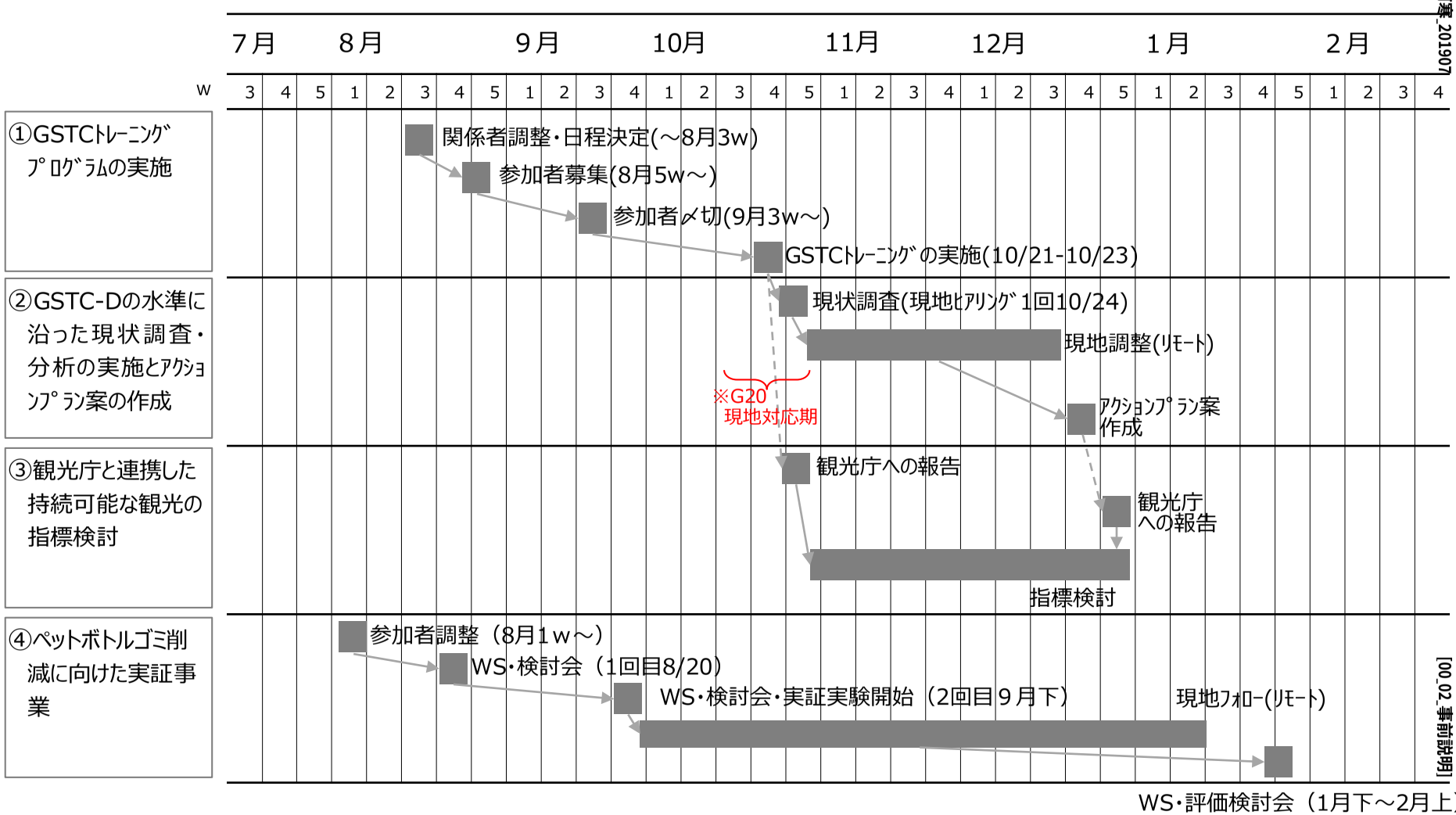

02_事前説明資料_阿寒_201907

[00_02_事前説明]

グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会

国際基準および推奨評価指標

観光産業向け（GSTC-I/ GSTC-H&TO v3）

観光地向け（GSTC-D）

GSTCによる国際基準の改訂について

グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会（GSTC）にはISWGとよばれる国際基準ワーキンググループがあり、基準改訂の公開募集ののち改訂案のコメントを集積し、改訂が行われる仕組みになっています。公開するにはGSTC理事会での賛同が必須です。また改訂後2年以内に、認証団体もそれぞれの基準をGSTC新基準に準拠するよう改訂する必要があります。
2016年12月、宿泊施設とツアーオペレーター向けの国際基準「GSTC-HTOver.2.0」は、観光産業全般向けの「GSTC-Industry」に改訂されました。これは、集客交流が伸びているビジネスイベント（MICE）や観光スポット（Attractions）など、より幅広い分野で持続可能な観光に着手されるべきとの考えに基づいたものです。改訂バージョンでは、宿泊施設やツアーオペレーター向けには別枠の指標が設けられています。
NPO法人日本エコツーリズムセンターの作業チームで「GSTC-Industry」の基準のみ日本語に訳し、この冊子に収録しました。指標についても、翻訳の作業を進める予定です。
原文および詳細は、GSTCのHPをご参照ください。
https://www.gstcouncil.org/en/

今回の改訂では、観光産業を取り巻く社会的な課題も反映されています。キーワードは、人権、危機管理、政策の公開義務、すべての従業員の参加、マーケティング戦略の透明性、建築用地の選択、情報のアクセス、観光地における観光計画や運営への参加、気候変動への対応、健全な労働環境と研修の機会、グリーン購入、所有する土地における生物多様性の保全、などです。
今後、観光地向けの国際基準（GSTC-D）についても、改訂作業が進む予定です。「GSTC-Industry」も、2020年か 2021 年にさらに見直される計画です。国際基準に準拠した認証団体もこれに追随しなければならず、経過を注視していく必要があります。

グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会
国際基準および推奨評価指標
version 2.0, 2013年12月10日

はじめに
サステイナブル・ツーリズムは成長を続けています。消費者の需要は拡大し、観光業界では新たなエコプログラムの商品開発が進み、各国の政府は持続可能な観光のための新しい政策づくりに取り組んでいます。しかし、「サステイナブル・ツーリズム」の本当の意味とは、どのようなものなのでしょうか。いかに消費者の信頼を高め、効率的に、虚偽の主張に対処しながら達成度を測定し、信頼できる形で明示したらよいのでしょうか。
グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会 （GSTC）の基準は、すべての観光事業において望ましい最低限の条件と持続可能な観光のあり方の共通理解のために、大きく4つのテーマに分けて策定されました。この4つのテーマとは、①持続可能性の高い計画の実施、②地域住民の社会的・経済的な恩恵を最大限にすること、③文化遺産の活性化、④環境負荷の低減です。なお本基準は、宿泊施設およびツアーオペレーターを対象に策定されたものですが、観光産業全般に適応することができます。

GSTC基準は、国連ミレニアム開発の目標である地球規模の課題に対応して作成されました。そのため、貧困の撲滅と環境の持続可能性についての、分野を横断した課題が基準の要として盛り込まれています。
2007年に、27団体で構成するネットワーク（グローバル・サステイナブル・ツーリズム基準パートナーシップ）が設立され、基準の共同開発が始まりました。その開発の過程では、8万人もの観光関連事業者に協力を求め、60以上の世界中の認定制度や、独自に作られた4,500の基準を分析し、1,500人以上から意見を集めました。やがて2008年10月に最初の基準がリリースされ、2011年4月までを意見調査期間としました。その間、GSTCは寄せられたすべての意見に返信し、必要に応じて基準を改訂しました。そうして作られた改訂版基準は、英語、フランス語、スペイン語、中国語に翻訳され、さらに2011年7月15日か～10月15日を意見調査期間としました。そして新たに寄せられた意見を反映し、最新版の「GSTC宿泊施設およびツアーオペレーター用基準バージョン2」が完成したのです。次回の改訂は2016年ごろの予定です。なお、GSTC基準はグローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会が管理しています。
本基準の適用例は、次のようなものです。

- 規模の大小にかかわらずすべての観光関連事業者が、持続可能性を高めるための基本方針となる。同じく、世界基準を満たす持続可能な観光プログラムを選択する一助となる
- 旅行会社や代理店が、持続可能なプログラムやその実施事業者を選択するための指針となる
- 消費者が、健全なサステイナブル・ツーリズムのプログラムや事業者を識別しやすくなる
- 各種メディアが、サステイナブル・ツーリズム事業者を認識する基準となる
- 個別の認定制度や独自のプログラムが、世間に広く受け入れられる基準値を満たしていることを証明する一助となる
- 国、NGO、民間機関が、サステイナブル・ツーリズムを導入する出発点となる
- ホテルスクールや大学などにおいて、教育や訓練のための基本ガイドラインとなる

本基準は、実施の方法や到達すべき目標ではなく「何を行うべきか」を示しています。そのため、評価指標や教材、実施に必要なツールなど、GSTC基準を満たすために必要不可欠な補足材料がまとめられています。 つまりGSTC基準は、あらゆる観光の形態において、持続可能性を標準的な実務基準として導入できるよう考え

られているのです。

基準の適用

正当な理由がある特別な場合を除き、すべての基準を適用することが望ましいですが、例外的にその地域独自の規制や社会的・文化的・経済的な事情によって本基準を観光商品に適用できないこともあります。地域住民による小規模な観光事業は社会的・経済的・環境的な影響も少なく、特別な事情のもと、すべての基準を適用できないこともありえます。これらの詳細説明はGSTCが発行する別紙、指標、用語解説を参照してください。

評価指標

評価指標は、宿泊施設やツアーオペレーターが、本基準（GSTC C-HTO）に適応しているかどうかを判断するために作成されています。指標はすべてを利用する必要はなく、基準（GSTC C-HTO） の利用者がそれぞれの実情に合った独自の指標を開発するための例として示してあります。

これらの指標はいまだ草案の段階で、新しい情報によって定期的に更新されます。新たな指標や改善点があると思われる場合は、次のメールアドレスにご意見を送信してください。

accreditation@gstcouncil.org

Combined Indicators and Criteria

観光産業向け（GSTC-I/ GSTC-H&TO v3） ホテル用 指標

version 3, 2016年12月

基準 A:効果的な持続可能な経営管理の明示	指標 ホテル用
A1. 持続可能な経営管理 実際の規模や活動範囲に合わせ、環境、社会、文化、経済、品質管理、人権、衛生管理、安全問題、危機管理に配慮した、長期的かつ持続的な経営の管理制度を見直しつつ維持する。	1. The Sustainability Management System is clearly documented. 2. The SM System covers environmental, social, cultural, economic, quality, human rights, health and safety issues. 3. The SM System includes consideration of risk and crisis management. 4. Documentary evidence shows implementation of the SM system. 5. The SM System includes a process for monitoring continuous improvement in sustainability performance.
A2. 法の順守 衛生管理、安全、労働、環境などを含むすべての適用可能な国際法、国内法および地域の条例を順守する。	1. An up to date list of all applicable legal requirements is maintained. 2. Certificates or other documentary evidence show compliance with all applicable legal requirements.
A3. 報告と伝達 事業体は、持続可能性に関する方針、行動計画と実施内容などについて、顧客を含む関係者に伝え、支援を得るようにする。	1. Regular reports are made available on sustainability performance. 2. Sustainability policies and actions are reported in external and internal communication material. 3. Communications contain messages inviting consumer and stakeholder support.
A4. 従業員の参画 従業員は、持続可能な運営体制について策定段階から実践まで関わり、実施上の役割と責任について定期的に研修を受けている。	1. Evidence is available of staff involvement with the SM System. 2. Records of courses and on-the-job training, with attendance levels, are available. 3. Staff training and guidance materials are available in accessible format (including use of minority languages where needed). 4. Staff hold certificates and qualifications in relevant disciplines/skills.
A5. 顧客の経験 持続可能性の観点を含めて利用客の満足度を継続的に調査し、必要に応じて是正措置をとる。	1. A customer feedback system is in place, together with analysis of the results. 2. Negative feedback and responses made to this are recorded. 3. There is evidence of corrective actions taken.
A6. 正確な広告宣伝 組織、および商品やサービスに関するあらゆる広告宣伝は、持続可能性を含むすべての情報が、正確かつ透明でなければならない。ビジネスとして実際に提供できること以上のものを約束しない。	1. Images used in promotion are of actual experiences offered and facilities provided. 2. Sustainability claims are based on records of past performance.
A7. 建築物およびインフラ整備 建築物およびインフラ整備の計画、立地、設計デザイン、建設、修復、運用、取り壊しなどについて。	Indicators for A7 criteria relate to the buildings and infrastructure associated with the accommodation being certified

A7.1. 法の順守 区画要件、保護地域、影響を受けやすい地域、遺産地域の法律や規則を順守する。	1. Awareness of, and compliance with, laws relating to land use and activities in the local area is demonstrated. 2. All required licences and permits are up to date. 3. Awareness of, and compliance with, non-statutory area management plans and guidance (e.g. for particular zones, design, etc.), is demonstrated.
A7.2. 影響および保全 周囲の自然や歴史文化遺産について、許容量と保全に配慮する。	1. Site selection, design and access have taken account of visual amenity, landscape, cultural and natural heritage. 2. Site selection, design and access have taken account of the protection of biologically sensitive areas and the assimilative capacity of ecosystems. 3. The integrity of archaeological, cultural heritage, and sacred sites has been preserved. 4. The integrity and connectivity of natural sites and protected areas has been preserved. 5. Threatened or protected species have not been displaced and impact on all wildlife habitats has been minimized and mitigated. 6. Water courses/catchments/wetlands have not been altered and run-off is reduced where possible and any residue is captured or channeled and filtered. 7. Risk factors (including climate change, natural phenomena, and visitor safety) have been assessed and addressed. 8. Impact assessment (including cumulative impacts) has been undertaken and documented as appropriate.
A7.3. 持続可能な施工および資材 その地域に適した持続可能な建設方法および資材を使用する。	1. Local materials, practices and crafts have been used in buildings and design where practicable and appropriate. 2. Native and endemic plants obtained from sustainable sources have been used in landscaping and decoration, avoiding exotic and invasive species. 3. Plants have been selected for their ability to tolerate prevailing or anticipated conditions eg drought tolerant plants 4. Sustainable design, materials and construction practices have been used in buildings, with appropriate certification where possible. 5. Waste from construction is sorted and disposed of in an environmentally sound manner.
A7.4. すべての人のためのアクセス どのような人に対しても、適切なアクセスと情報を確保する。	1. Sites, buildings and activities are accessible to persons with physical disabilities and other special needs, as appropriate to the nature of the operation. 2. Clear and accurate information is provided on the level of accessibility.

	3. Accessibility is certified or checked with relevant experts/user bodies.
A8. 土地・水の権利および所有権 事業体による土地・水の利用権、資産の取得に際しては、地域の自治体および先住民を含む地域住民の権利を守り、事前に情報を共有した上で地元住民の同意を得、移住を強要しない。	1. Land ownership and tenure rights are documented. 2. User and access rights for key resources, including land and water, are documented where applicable. 3. There is documentary evidence of communication, consultation and engagement with local and indigenous communities. 4. Evidence of free, prior and informed consent of local communities is documented, where relevant (showing no involuntary resettlement or land acquisition).
A9. 情報および解説 事業体は顧客に対し、周囲の自然環境、地域文化、文化遺産について情報提供および解説し、自然や生活文化、文化遺産を訪れる際の適切な行動についての説明も行う。	1. Information/interpretation material about the natural and cultural heritage of the local area is available and provided to customers. 2. Staff are informed and trained about the natural and cultural heritage of the local area. 3. Information is provided to customers about appropriate behaviour in the local area.
A10. 地域への参画 事業体は、持続可能な観光の計画と運営がある地域においては、その計画と運営に関わる。	1. The organization is a member of the local Destination Management Organization or equivalent body, where such an organization exists. 2. The organization participates in partnerships between local communities, NGOs and other local bodies where these exist. 3. The organization participates in planning and management meetings and activities concerning sustainable tourism in the destination.
B:地域コミュニティーの社会的・経済的な利益の最大化、悪影響の最小化	
B1. 地域支援 事業体は、インフラ整備と地域社会開発の構想を積極的に支援している。たとえば、教育、訓練、保健・衛生、気候変動に関する事業など。	1. The organization engages with the local community in identifying needs and opportunities for support and evaluating their potential benefit/impact. 2. The level and nature of contributions made to schemes in the local community is recorded. 3. The local community is offered the opportunity to access the tourism facilities and services provided.
B2. 地域雇用 地域住民に対し、雇用の機会と管理職も含めた昇進の機会を均等に与える。	1. The proportion of total employment from persons already residing in the local community is measured and managed. 2. The proportion of employment in management positions from persons already residing in the local community is measured and managed. 3. Training is offered to local residents to enhance their employment opportunities.
B3. 地元での購入 事業体がサービスの利用や物資の購入をする際	1. The organization regularly audits its sources f supply of goods and services.

は、品質を満たし提供が可能なかぎり、地域内やフェア・トレードのサプライヤーを優先する。	2. The proportion of goods and services purchased from locally owned and operated businesses is measured and managed. 3. The proportion of non-locally owned or operated suppliers that are fair trade is measured and managed.
B4. 地元事業者 事業体は、地元の中小規模の事業者がその土地の自然、歴史や文化に根ざした持続可能な商品やサービスを開発し、提供できるよう支援する。	1. Locally owned businesses are given access to premises and customers for commercial activity. 2. Where appropriate, the organization provides advice and support to local service providers with whom it engages, on the quality and sustainability of their service. 3. Opportunities for joint ventures and partnerships with local entrepreneurs are considered and pursued where appropriate.
B5. 搾取およびハラスメント 商業的、性的、その他あらゆる形態の搾取またはハラスメントを防ぐ方針がある。とくに児童、青少年、女性、少数派、その他の社会的弱者に対しては留意する。	1. The organization has a documented policy against exploitation and harassment of vulnerable groups. 2. Action is taken to communicate and implement the policy. 3. The organization engages with the local community in working against exploitation and harassment. 4. Records of employee ages are kept and show absence of any form of child labour (as defined by ILO). 5. The organization supports action against child sex tourism.
B6. 機会均等 事業体は、性別、人種、宗教、障がい等で差別することなく、管理職を含めた雇用機会を均等に与える。	1. The organization has identified groups at risk of discrimination, including women and local minorities. 2. The proportion of employees drawn from each of these groups is monitored and is commensurate with local demographics. 3. Internal promotion includes members of these groups.
B7. 適正な雇用 労働の権利は尊重され、安全かつ安定した雇用環境が提供され、被雇用者に最低賃金以上を支払う。被雇用者には、定期的な研修、向上のための経験と機会が与えられている。	1. The organization demonstrates awareness of, and compliance with, international labour standards and regulations. 2. Wage levels are monitored and regularly reviewed against national norms for a living wage. 3. Training records are kept for all staff, showing the level and frequency of training received. 4. Employee contracts show support for health care and social security. 5. Water, sanitation and hygiene facilities are provided for all onsite workers. 6. Employee satisfaction is monitored. 7. An employee grievance mechanism is in place.
B8. 地域サービス 事業体の活動は、近隣のコミュニティーが必要とす	1. The organization monitors its impact on the availability of local services.

る食糧、水、エネルギー、保健・衛生環境などの基本的なサービスを脅かさない。	2. A communication/feedback/grievance mechanism is in place for local communities. 3. Any reduction in availability of basic services to local communities, identified as the result of the organization's activities, is addressed.
B9. 地域住民の生活 事業体の活動に際し、土地、水資源、通行権、運輸、住居などの地域住民の生活に配慮する。	1. Local access to livelihoods is considered in decisions about development and operations. 2. A communication mechanism is in place for local communities to report any instance of reduced access to local livelihoods.
C:文化遺産の魅力の最大化、悪影響の最小化	
C1. 文化間の相互関係（あるいは文化的な相互作用） 事業体は、先住民コミュニティーや文化的歴史的に外部からの影響を受けやすい場所への訪問に際し、国内外の優良事例を参考にしながら、地元の了解に従った運営と振興を行い、訪問による悪影響を最小限に抑え、地域への恩恵と訪問者の満足度を最大限に引き出す。	1. The organization demonstrates awareness of, and compliance with, existing international, national and local good practice and guidance for tourist visits to cultural sites and indigenous communities. 2. The organization engages with communities/sites in reviewing guidance and creating and agreeing additional guidelines as nec 3. Guidelines are effectively used and communicated. 4. Particular measures are in place to avoid inappropriate interaction with children.
C2. 文化遺産の保護 事業体は、歴史的、考古学的、文化的、精神的に重要な地域の財産、遺跡、伝統の保護およびさらなる活用に尽力する。地域住民に対しては、それらの利用権を侵害しない。	1. The organization makes and records monetary contributions to the protection of cultural heritage. 2. The organization provides in-kind or other support for cultural heritage. 3. Provision is made for local access to sites.
C3. 地域文化や遺産の提示 事業体は、地域コミュニティーの知的所有権を尊重しつつ、地域独自の伝統的かつ現代的な文化の本質に価値を見出し、デザイン、装飾、食、店舗などに取り入れる。	1. Local art/craft is reflected in design and furnishings. 2. Living cultural heritage and traditions are evident in cuisine, retail, events and other services offered. 3. Copyright and intellectual property rights have been observed and necessary permissions obtained. 4. The views of the local community have been sought on the presentation of local cultural heritage.
C4. 考古学的な工芸品 国内法および国際法上許可された場合を除き、歴史的、考古学的な遺物の販売、交易や展示を行わない。	1. Any use of artefacts is transparent and/or documented and reported. 2. Where artefacts are used, laws and bylaws have been identified that permit such use. 3. Visitors are prevented from removing or damaging artefacts.
D:環境メリットの最大化、環境負荷の最小化	
D1. 資源の保全	

D1.1. 環境に配慮した購入 購買方針は、環境面で持続可能なサプライヤー（供給者）および、資材、食品、飲料、建材、消耗品などの製品を優先する。	1. A documented environmental purchasing policy is in place. 2. Preference is given to products and suppliers with environmental certification – notably with respect to wood, paper, fish, other foods, and products from the wild. 3. Where certified products and suppliers are not available, consideration is given to origin and methods of growing or production. 4. Threatened species are not used or sold.
D1.2. 効果的購入 事業体は、ごみを最小限にするために、食品を含めた使い捨て商品や消耗品の購入と使用を慎重に管理する。	1. Purchasing favours reusable, returnable and recycled goods. 2. Purchasing and use of consumable and disposable goods are monitored and managed. 3. Unnecessary packaging (especially from plastic) is avoided, with buying in bulk as appropriate.
D1.3.省エネルギー エネルギー消費量は種類別に測定され、全体的なエネルギー消費を最小限に抑えるための措置がとられている。事業体は、再生可能エネルギーの使用を増やす努力をしている。	1. Total energy used is monitored and managed. 2. Energy used per tourist/night for each type of energy is monitored and managed. 3. Renewable sources are favoured and the share of renewable energy in total energy supply is monitored and managed. 4. Equipment and practices are used that minimize energy use. 5. Goals for reducing energy consumption are in place. 6. Staff and guests are given guidance on minimizing energy use.
D1.4.節水 水のリスク評価がなされ、消費水量は種類別に測定されている。全体的な消費水量を最小限に抑えるための措置がとられている。供給水源は持続的で環境流量（自然流量）に悪影響を与えない。水消費による影響が高い地域においては、状況別の対応と責任を明確にし、実行している。	1. Water risk has been assessed and documented. 2. Where water risk has been assessed as high, water stewardship goals have been determined. 3. Water used per tourist/night per source is monitored and managed. 4. Equipment and practices are used that minimize water consumption. 5. Water originates from a legal and sustainable source which has not previously affected, and is unlikely in future to affect, environmental flows. 6. Consideration is given to cumulative impacts of tourism in the locality on water sources. 7. Goals for reducing water consumption are in place. 8. Staff and guests are given guidance on minimizing water use.
D2. 汚染の削減	
D2.1. 温室効果ガスの排出 事業体の管理下にあるすべての活動において、影響の大きい温室効果ガスの排出量を把握し、可能な限り測定し、排出しない、または最小限に抑える手立てが実施されている。最終的には、すべての排出量を相殺するようにする。	1. Total direct and indirect greenhouse gas emissions are monitored and managed. 2. Carbon Footprint per tourist/night is monitored and managed. 3. Actions are taken to avoid and reduce significant annual emissions from all sources controlled by the organization.

	4. Carbon offset mechanisms are used where practical.
D2.2.輸送手段 事業者は、交通、輸送手段の使用をひかえ、よりクリーンで効率のよい手段をとるよう、利用者、従業員、商品供給者、自らの事業に積極的に推奨する。	1. Information is provided and promoted to customers on alternative (climate friendly) transport options, for arrival, departure and during their visit. 2. Alternative transport options (e.g. bike rental, car sharing, pick-ups) for guests and staff are provided or facilitated. 3. Markets accessible by short and more sustainable transport options are favoured. 4. Local suppliers are favoured and daily operations seek to minimize transport use.
D2.3.廃水 中水を含む廃水が適正に扱われ、地域住民や環境に悪影響をおよぼさないよう再利用するか、安全に放流する。	1. Wastewater is disposed of to a municipal or government approved treatment system, if available. 2. If suitable municipal wastewater treatment is not available, there is a system in place on site to treat wastewater (that meets international wastewater quality requirements) and ensures no adverse effects on the local population and the environment.
D2.4. 固形廃棄物 食品廃棄物を含む廃棄物の量を測定し、削減する仕組みを設ける。削減できない廃棄物については、再利用またはリサイクルする仕組みを確立する。最終廃棄処理は、地域住民や環境に悪影響を与えないよう行う。	1. The amount of solid waste disposed per tourist/night is monitored and managed. 2. A solid waste management plan is in place. 3. The solid waste management plan includes actions to reduce, separate and reuse or recycle food waste. 4. Waste disposal is to a government run or approved facility and there is evidence that the facility has no negative impact on the environment or local population. 5. Solid waste disposed is measured by type and goals are in place to minimize non-diverted solid waste. 6. Guidance is given to customers and staff on minimizing waste.
D2.5.有害物質 農薬、塗料、プール殺菌剤、洗浄剤を含む有害物質の利用を最小限に抑え、可能なかぎり無害なもので代用する。すべての化学製品は、保管、使用、取り扱い、処分を適切に管理する。	N/A
D2.6.汚染の最小化 騒音、照明、流出水、地表侵食、オゾン層破壊混合物による環境汚染、大気と水と土壌を汚染する物質を最小限に抑える。	N/A
D3. 生物多様性、生態系、景観の保全	
D3.1.生物多様性の保全 事業体は、自らの敷地と施設の適正な管理を含め生物多様性の保全を支援し、貢献している。とくに、自然保護地域、生物多様性価値の高い地域などでは、注意をはらう。自然生態系へのいかなる影響も最小限にし、再生させる、または保護管理に資	1. The organization demonstrates awareness of natural protected areas and areas of high biodiversity value. 2. The organization provides and records monetary support for biodiversity conservation in the local area.

する補償を行う。	3. The organization provides and records in-kind or other support for biodiversity conservation in the local area. 4. The property is actively managed to support biodiversity conservation. 5. The organization is aware of, and mitigates, activity with potential to disturb wildlife and habitats. 6. Compensation is made where any disturbance has occurred. 7. Action is taken to encourage visitors to support biodiversity conservation. 8. The organization engages with local conservation NGOs.
D3.2. 外来種 本来の生態系にはない生物種の侵入防止措置をとる。在来種に関しては、とくに自然景観において、なるべく風景の美化や復元のために利用する。	1. Sites are monitored for presence of any invasive species. 2. Action is taken to ensure invasive species are not introduced or spread. 3. A programme is in place to eradicate and control invasive species. 4. Landscaping of sites is reviewed to consider use of native species.
D3.3.自然地域への訪問 事業体は、自然地域への訪問による悪影響を最小限に抑え、訪問者の満足度を最大化するための管理と集客に関する適切なガイドラインに従っている。	1. The organization is aware of, and complies with, existing guidelines for tourist visits to natural sites. 2. Guidelines are used when conducting visits and informing guests. 3. The organization engages with local conservation bodies to establish/identify issues concerning visits to particular sites.
D3.4.野生生物との接触 野生生物と関わる際は、負の影響をおよぼさないように干渉せず、責任をもって対応し、野生生物に対する累積的な影響を考慮に入れた上で、野生生物の生存能力や個体群の行動に悪影響を与えない。	1. The organization is aware of, and complies with, existing local, national and international regulations and guidelines concerning wildlife interactions, including wildlife viewing. 2. The organization engages with the development and implementation of local codes and guidelines for wildlife interactions, including wildlife viewing, as required, based on advice of wildlife experts. 3. Direct interactions, in particular feeding, should not be permitted, unless specifically sanctioned by internationally accepted standards or, where standards are not available, guided by independent wildlife expert advice. 4. Measures are taken to minimize disturbance to wildlife. 5. Impacts on wildlife wellbeing are regularly monitored and addressed.
D3.5.動物福祉 国内法および国際法に基づき適切に管理された活動を除いて、野生生物の捕獲、繁殖、飼育を行わない。すべての野生生物および家畜の施設、世話、取り扱いは、最も高い動物福祉の基準に従う。	1. The organization is aware of, and complies with, relevant laws and regulations concerning captive wildlife. 2. Existing guidelines for specific tourism activities involving captive wildlife are implemented.

	3. Personnel responsible for captive wildlife have appropriate qualifications and experience and are fully licensed. 4. The organization is aware of, and complies with, relevant laws and regulations concerning animal welfare. 5. There is regular inspection of conditions of captive wildlife and their housing. 6. There is regular inspection of conditions of domestic animals and their housing and handling.
D3.6 野生生物種の採集および交易 国内法および国際法に基づき運用が持続可能であると保証され、管理された一部の活動を除き、野生生物種を採集、消費的活用、展示、販売、または交易の対象としない。	1. The organization is aware of, and complies with, relevant laws and regulations concerning wildlife harvesting and trade. 2. Visitors are informed of regulations concerning wildlife harvesting, consumption and trade and of the need to avoid buying illegal products/souvenirs derived from threatened species of wildlife.notified by IUCN or CITES. 3. Where hunting activity is legal, it forms part of a scientifically based, properly managed and strictly enforced approach to conservation.

観光産業向け（GSTC-I/ GSTC-H&TO v3） ツアーオペレーター用 指標

version 3, 2016年12月

基準 A:効果的な持続可能な経営管理の明示	指標 ツアーオペレーター用
A1. 持続可能な経営管理 実際の規模や活動範囲に合わせ、環境、社会、文化、経済、品質管理、人権、衛生管理、安全問題、危機管理に配慮した、長期的かつ持続的な経営の管理制度を見直しつつ維持する。	1. The Sustainability Management System is clearly documented. 2. The SM System covers environmental, social, cultural, economic, quality, human rights, health and safety issues. 3. The SM System includes consideration of risk and crisis management. 4. Documentary evidence shows implementation of the SM system. 5. The SM System includes a process for monitoring continuous improvement in sustainability performance.
A2. 法の順守 衛生管理、安全、労働、環境などを含むすべての適用可能な国際法、国内法および地域の条例を順守する。	1. An up to date list of all applicable legal requirements is maintained. 2. Certificates or other documentary evidence show compliance with all applicable legal requirements. 3. Legal requirements in all countries of operation are understood and met.
A3. 報告と伝達 事業体は、持続可能性に関する方針、行動計画と実施内容などについて、顧客を含む関係者に伝え、支援を得るようにする。	1. Regular reports are made available on sustainability performance. 2. Sustainability policies and actions are reported in external and internal communication material. 3. Communications contain messages inviting consumer and stakeholder support.
A4. 従業員の参画 従業員は、持続可能な運営体制について策定段階から実践まで関わり、実施上の役割と責任について定期的に研修を受けている。	1. Evidence is available of staff involvement with the SM System. 2. Records of courses and on-the-job training, with attendance levels, are available. 3. Staff training and guidance materials are available in accessible format (including use of minority languages where needed). 4. Staff hold certificates and qualifications in relevant disciplines/skills.
A5. 顧客の経験 持続可能性の観点を含めて利用客の満足度を継続的に調査し、必要に応じて是正措置をとる。	1. A customer feedback system is in place, together with analysis of the results. 2. Negative feedback and responses made to this are recorded. 3. There is evidence of corrective actions taken. 4. Feedback from customers is provided to tourism businesses and destinations contracted/visited.
A6. 正確な広告宣伝 組織、および商品やサービスに関するあらゆる広告宣伝は、持続可能性を含むすべての情報が、正	1. Images used in promotion are of actual experiences offered and places visited by customers.

確かつ透明でなければならない。ビジネスとして実際に提供できること以上のものを約束しない。	2. Marketing about wildlife or cultural events does not promise sightings which cannot be guaranteed. 3. Sustainability claims are based on records of past performance.
A7. 建築物およびインフラ整備 建築物およびインフラ整備の計画、立地、設計デザイン、建設、修復、運用、取り壊しなどについて。	Indicators for A7 criteria relate to the buildings and infrastructure owned and operated by the organization or over which they have direct influence/control.
A7.1. 法の順守 区画要件、保護地域、影響を受けやすい地域、遺産地域の法律や規則を順守する。	1. Awareness of, and compliance with, laws relating to land use and activities in the local area is demonstrated. 2. All required licences and permits are up to date. 3. Awareness of, and compliance with, non-statutory area management plans and guidance (e.g. for particular zones, design, etc.), is demonstrated.
A7.2. 影響および保全 周囲の自然や歴史文化遺産について、許容量と保全に配慮する。	1. Site selection, design and access have taken account of visual amenity, landscape, cultural and natural heritage. 2. Site selection, design and access have taken account of the protection of biologically sensitive areas and the assimilative capacity of ecosystems. 3. The integrity of archaeological, cultural heritage, and sacred sites has been preserved. 4. The integrity and connectivity of natural sites and protected areas has been preserved. 5. Threatened or protected species have not been displaced and impact on all wildlife habitats has been minimized and mitigated. 6. Water courses/catchments/wetlands have not been altered and run-off is reduced where possible and any residue is captured or channeled and filtered. 7. Risk factors (including climate change, natural phenomena, and visitor safety) have been assessed and addressed. 8. Impact assessment (including cumulative impacts) has been undertaken and documented as appropriate.
A7.3. 持続可能な施工および資材 その地域に適した持続可能な建設方法および資材を使用する。	1. Local materials, practices and crafts have been used in buildings and design where practicable and appropriate. 2. Native and endemic plants obtained from sustainable sources have been used in landscaping and decoration, avoiding exotic and invasive species. 3. Plants have been selected for their ability to tolerate prevailing or anticipated conditions eg drought tolerant plants 4. Sustainable design, materials and construction practices have been used in buildings, with appropriate certification where possible.

	5. Waste from construction is sorted and disposed of in an environmentally sound manner.
A7.4. すべての人のためのアクセス どのような人に対しても、適切なアクセスと情報を確保する。	1. Sites, buildings and activities are accessible to persons with physical disabilities and other special needs, as appropriate to the nature of the operation. 2. Clear and accurate information is provided on the level of accessibility. 3. Accessibility is certified or checked with relevant experts/user bodies.
A8. 土地・水の権利および所有権 事業体による土地・水の利用権、資産の取得に際しては、地域の自治体および先住民を含む地域住民の権利を守り、事前に情報を共有した上で地元住民の同意を得、移住を強要しない。	1. On sites owned and operated by the organization or over which they have direct influence/control, land ownership and tenure rights are documented. 2. User and access rights for key resources, including land and water, are documented where applicable. 3. There is documentary evidence of communication, consultation and engagement with local and indigenous communities. 4. Evidence of free, prior and informed consent of local communities is documented, where relevant (showing no involuntary resettlement or land acquisition).
A9. 情報および解説 事業体は顧客に対し、周囲の自然環境、地域文化、文化遺産について情報提供および解説し、自然や生活文化、文化遺産を訪れる際の適切な行動についての説明も行う。	1. Information/interpretation material about the natural and cultural heritage of areas visited is available and provided to customers. 2. Staff are informed and trained about the natural and cultural heritage of the areas visited. 3. Information is provided to customers about appropriate behaviour in the areas visited.
A10. 地域への参画 事業体は、持続可能な観光の計画と運営がある地域においては、その計画と運営に関わる。	1. The organization is in contact with the local Destination Management Organization or equivalent body in those locations where it is most active. 2. The organization engages in the planning and management of sustainable tourism in those destinations where it is most active.
B:地域コミュニティーの社会的・経済的な利益の最大化、悪影響の最小化	
B1. 地域支援 事業体は、インフラ整備と地域社会開発の構想を積極的に支援している。たとえば、教育、訓練、保健・衛生、気候変動に関する事業など。	1. The organization supports initiatives with local communities in areas where it is particularly active. 2. The level and nature of contributions made to schemes in the local communities is recorded. 3. In selecting service providers and products/experiences to feature in programmes, the organization favours those that engage with and support local communities.
B2. 地域雇用 地域住民に対し、雇用の機会と管理職も含めた昇進の機会を均等に与える。	1. The organization seeks to provide employment opportunities for local residents in its operations and activities.

	2. The organization monitors the level and proportion of employment it provides for local residents. 3. Training is offered to local residents to enhance their employment opportunities. 4. In selecting service providers and products/experiences to feature in programmes, the organization favours those that that provide local employment.
B3. 地元での購入 事業体がサービスの利用や物資の購入をする際は、品質を満たし提供が可能なかぎり、地域内やフェア・トレードのサプライヤーを優先する。	1. The organization regularly audits its sources of supply of goods and services. 2. In selecting service providers and products/experiences to feature in programmes, the organization favours those that are locally owned and operated.
B4. 地元事業者 事業体は、地元の中小規模の事業者がその土地の自然、歴史や文化に根ざした持続可能な商品やサービスを開発し、提供できるよう支援する。	1. Where appropriate, the organization provides advice and support to local service providers with whom it engages, on the quality and sustainability of their service. 2. Opportunities for joint ventures and partnerships with local entrepreneurs are considered and pursued where appropriate.
B5. 搾取およびハラスメント 商業的、性的、その他あらゆる形態の搾取またはハラスメントを防ぐ方針がある。とくに児童、青少年、女性、少数派、その他の社会的弱者に対しては留意する。	1. The organization has a documented policy against exploitation and harassment of vulnerable groups. 2. Action is taken to communicate and implement the policy. 3. The organization engages with the local community, in destinations where it is particularly active, in working against exploitation and harassment. 4. Records of employee ages are kept and show absence of any form of child labour (as defined by ILO). 5. The organization supports action against child sex tourism. 6. Services providers and premises where there is any evidence of possible exploitation are not contracted or visited.
B6. 機会均等 事業体は、性別、人種、宗教、障がい等で差別することなく、管理職を含めた雇用機会を均等に与える。	1. The organization has identified groups at risk of discrimination, including women and local minorities. 2. The proportion of employees drawn from each of these groups is monitored. 3. Internal promotion includes members of these groups.
B7. 適正な雇用 労働の権利は尊重され、安全かつ安定した雇用環境が提供され、被雇用者に最低賃金以上を支払う。被雇用者には、定期的な研修、向上のための経験と機会が与えられている。	1. The organization demonstrates awareness of, and compliance with, international labour standards and regulations. 2. Wage levels are monitored and regularly reviewed against norms for a living wage in the countries of employment,

	3. Training records are kept for all staff, showing the level and frequency of training received. 4. Employee contracts show support for health care and social security. 5. Water, sanitation and hygiene facilities are provided for all onsite workers. 6. Employee satisfaction is monitored. 7. An employee grievance mechanism is in place
B8. 地域サービス 事業体の活動は、近隣のコミュニティーが必要とする食糧、水、エネルギー、保健・衛生環境などの基本的なサービスを脅かさない。	1. The organization monitors its impact on the availability of local services in the main areas of operation/visited. 2. A communication/feedback/grievance mechanism is in place for communities in the main areas of operation/visited. 3. Any reduction in availability of basic services to local communities, identified as the result of the organization's activities, is addressed.
B9. 地域住民の生活 事業体の活動に際し、土地、水資源、通行権、運輸、住居などの地域住民の生活に配慮する。	1. Local access to livelihoods is considered in decisions about development and operations. 2. A communication mechanism is in place for local communities to report any instance of reduced access to local livelihoods in the main areas of operation/visited.
C:文化遺産の魅力の最大化、悪影響の最小化	
C1. 文化間の相互関係（あるいは文化的な相互作用） 事業体は、先住民コミュニティーや文化的歴史的に外部からの影響を受けやすい場所への訪問に際し、国内外の優良事例を参考にしながら、地元の了解に従った運営と振興を行い、訪問による悪影響を最小限に抑え、地域への恩恵と訪問者の満足度を最大限に引き出す。	1. The organization demonstrates awareness of, and compliance with, existing international, national and local good practice and guidance for tourist visits to cultural sites and indigenous communities. 2. The organization engages with communities/sites in reviewing guidance and creating and agreeing additional guidelines as necessary. 3. Guidelines are effectively used and communicated. 4. Particular measures are in place to avoid inappropriate interaction with children. 5. The organization participates in/supports training and use of local guides. 6. Consideration is given to the capacity and fragility of sites and communities, and to the levels of pressure on them, in determining the size, frequency and timing of group visits. 7. Feedback from local communities and from visitors is encouraged and acted upon.
C2. 文化遺産の保護 事業体は、歴史的、考古学的、文化的、精神的に重要な地域の財産、遺跡、伝統の保護およびさらなる活用に尽力する。地域住民に対しては、それらの利用権を侵害しない。	1. The organization makes and records monetary contributions to the protection of cultural heritage in its main areas of operation/visited. 2. The organization provides in-kind or other support for cultural heritage in its main areas of operation/visited.

	3. The organization ensures that its activities do not impede local access to sites.
C3. 地域文化や遺産の提示 事業体は、地域コミュニティーの知的所有権を尊重しつつ、地域独自の伝統的かつ現代的な文化の本質に価値を見出し、デザイン、装飾、食、店舗などに取り入れる。	1. Sites visited and experiences offered provide an authentic experience of local culture and heritage. 2. Living cultural heritage and traditions are evident in cuisine, retail, events and other services offered. 3. Copyright and intellectual property rights have been observed and necessary permissions obtained. 4. The views of the local community have been sought on the presentation of local cultural heritage.
C4. 考古学的な工芸品 国内法および国際法上許可された場合を除き、歴史的、考古学的な遺物の販売、交易や展示を行わない。	1. Any use of artefacts is transparent and/or documented and reported. 2. Where artefacts are used, laws and bylaws have been identified that permit such use. 3. Visitors are prevented from removing or damaging artefacts.
D:環境メリットの最大化、環境負荷の最小化	
D1. 資源の保全	
D1.1. 環境に配慮した購入 購買方針は、環境面で持続可能なサプライヤー（供給者）および、資材、食品、飲料、建材、消耗品などの製品を優先する。	1. A documented environmental purchasing policy is in place. 2. Preference is given to products and suppliers with environmental certification – notably with respect to wood, paper, fish, other foods, and products from the wild. 3. Where certified products are not available, consideration is given to origin and methods of growing or production. 4. Threatened species are not used or sold. 5. Service providers and other operators selected and featured in tours have environmental/sustainability certification where possible. 6. Where certified businesses are not available, the sustainability performance of service providers is considered and required improvements are communicated and implemented.
D1.2. 効果的購入 事業体は、ごみを最小限にするために、食品を含めた使い捨て商品や消耗品の購入と使用を慎重に管理する。	1. Purchasing favours reusable, returnable and recycled goods. 2. Purchasing and use of consumable and disposable goods are monitored and managed. 3. Unnecessary packaging (especially from plastic) is avoided, with buying in bulk as appropriate
D1.3.省エネルギー エネルギー消費量は種類別に測定され、全体的なエネルギー消費を最小限に抑えるための措置がとられている。事業体は、再生可能エネルギーの使用を増やす努力をしている。	1. Energy used in the organization’s operations and those over which it has direct influence/control is monitored and managed. 2. Renewable sources are favoured and the share of renewable energy in total energy supply is monitored and managed.

	3. Equipment and practices are used that minimize energy use. 4. Goals for reducing energy consumption are in place. 5. Staff and guests are given guidance on minimizing energy use.
D1.4.節水 水のリスク評価がなされ、消費水量は種類別に測定されている。全体的な消費水量を最小限に抑えるための措置がとられている。供給水源は持続的で環境流量（自然流量）に悪影響を与えない。水消費による影響が高い地域においては、状況別の対応と責任を明確にし、実行している。	1. Water risk in the main destinations visited has been assessed and documented. 2. In destinations visited where water risk has been assessed as high, water stewardship goals have been determined. 3. Water used in the organization's operations and those over which it has direct influence/control is monitored and managed. 4. Equipment and practices are used that minimize water consumption. 5. Water originates from a legal and sustainable source which has not previously affected, and is unlikely in future to affect, environmental flows. 6. Consideration is given to cumulative impacts of tourism in the locality on water sources. 7. Goals for reducing water consumption are in place. 8. Staff and guests are given guidance on minimizing water use.
D2. 汚染の削減	
D2.1. 温室効果ガスの排出 事業体の管理下にあるすべての活動において、影響の大きい温室効果ガスの排出量を把握し、可能な限り測定し、排出しない、または最小限に抑える手立てが実施されている。最終的には、すべての排出量を相殺するようにする。	1. Total direct and indirect greenhouse gas emissions from the organization's operations and those over which it has direct influence/control are monitored and managed. 2. Carbon Footprint per tourist/night is monitored and managed. 3. Actions are taken to avoid and reduce significant annual emissions from all sources controlled by the organization. 4. Actions are taken to encourage suppliers of products and services to avoid and reduce significant annual emissions. 5. Carbon offset mechanisms are used where practical.
D2.2.輸送手段 事業者は、交通、輸送手段の使用をひかえ、よりクリーンで効率のよい手段をとるよう、利用者、従業員、商品供給者、自らの事業に積極的に推奨する。	1. Where practical and feasible, the cleanest and most resource efficient transport options are used in the provision of tour programmes and excursions. 2. Information is provided and promoted to customers on alternative (climate friendly) transport options, where available. 3. Alternative transport options (e.g. bike rental, car sharing, pick-ups) for guests and staff are provided or facilitated. 4. Markets accessible by short and more sustainable transport options are favoured.

	5. Local suppliers are favoured and daily operations seek to minimize transport use.
D2.3.廃水 中水を含む廃水が適正に扱われ、地域住民や環境に悪影響をおよぼさないよう再利用するか、安全に放流する。	1. The organization is aware of wastewater treatment arrangements in the main destinations visited, and seeks to influence their improvement where necessary and practicable. 2. Wastewater resulting from is disposed of to a municipal or government approved treatment system, if available. 3. If suitable municipal wastewater treatment is not available, there is a system in place on site to treat wastewater (that meets international wastewater quality requirements) and ensures no adverse effects on the local population and the environment.
D2.4. 固形廃棄物 食品廃棄物を含む廃棄物の量を測定し、削減する仕組みを設ける。削減できない廃棄物については、再利用またはリサイクルする仕組みを確立する。最終廃棄処理は、地域住民や環境に悪影響を与えないよう行う。	1. The organization is aware of waste management arrangements in the main destinations visited, and seeks to influence their improvement where necessary and practicable. 2. A solid waste management plan is in place for the organization's operations and those over which it has direct influence/control. 3. The solid waste management plan includes actions to reduce, separate and reuse or recycle food waste where applicable. 4. Waste disposal is to a government run or approved facility and there is evidence that the facility has no negative impact on the environment or local population. 5. Solid waste disposed is measured by type and goals are in place to minimize non-diverted solid waste. 6. Guidance is given to customers, staff and suppliers of products and services on minimizing waste.
D2.5.有害物質 農薬、塗料、プール殺菌剤、洗浄剤を含む有害物質の利用を最小限に抑え、可能なかぎり無害なもので代用する。すべての化学製品は、保管、使用、取り扱い、処分を適切に管理する。	1. An inventory of harmful substances has been made and material safety data sheets (MSDS) are held. 2. Action has been taken to source more environmentally friendly alternatives. 3. Chemicals, especially those in bulk amounts, are stored and handled in accordance with appropriate standards. 4. Visitors are informed in advance to avoid use of personal toiletries and other substances which may be considered harmful to the local environment
D2.6.汚染の最小化 騒音、照明、流出水、地表侵食、オゾン層破壊混合物による環境汚染、大気と水と土壌を汚染する物質を最小限に抑える。	1. The potential sources of pollution covered in the criterion have been reviewed and identified. 2. The potential sources of pollution covered in the criterion are monitored.

	3. Action is taken to minimize and where possible eliminate pollution from the sources covered in the criterion.
D3. 生物多様性、生態系、景観の保全	
D3.1.生物多様性の保全 事業体は、自らの敷地と施設の適正な管理を含め生物多様性の保全を支援し、貢献している。とくに、自然保護地域、生物多様性価値の高い地域などでは、注意をはらう。自然生態系へのいかなる影響も最小限にし、再生させる、または保護管理に資する補償を行う。	1. The organization demonstrates awareness of natural protected areas and areas of high biodiversity value in the areas visited. 2. The organization provides and records monetary support for biodiversity conservation in its main areas of operation/visited. 3. The organization provides and records in-kind or other support for biodiversity conservation in its main areas of operation/visited. 4. Properties owned or operated by the actively managed to support biodiversity conservation. 5. The organization is aware of, and mitigates, activity with potential to disturb wildlife and habitats. 6. Compensation is made where any disturbance has occurred. 7. Action is taken to encourage visitors to support biodiversity conservation. 8. The organization engages with local conservation NGOs in its main areas of operation/visited.
D3.2. 外来種 本来の生態系にはない生物種の侵入防止措置をとる。在来種に関しては、とくに自然景観において、なるべく風景の美化や復元のために利用する。	1. Properties owned or operated by the monitored for presence of any invasive species. 2. Action is taken to ensure invasive species are not introduced or spread. 3. A programme is in place to eradicate and control invasive species. 4. Landscaping of sites is reviewed to consider use of native species.
D3.3.自然地域への訪問 事業体は、自然地域への訪問による悪影響を最小限に抑え、訪問者の満足度を最大化するための管理と集客に関する適切なガイドラインに従っている。	1. The organization is aware of, and complies with, existing guidelines for tourist visits to natural sites. 2. Guidelines are used when conducting visits and informing guests. 3. The organization engages with local conservation bodies to establish/identify issues concerning visits to particular sites. 4. The organization participates in/supports training and use of local guides in natural sites. 5. Consideration is given to the capacity and fragility of natural sites, and to the levels of pressure on them, in determining the size, frequency and timing of group visits. 6. Feedback from local communities and from visitors is encouraged and acted upon.
D3.4.野生生物との接触 野生生物と関わる際は、負の影響をおよぼさないように干渉せず、責任をもって対応し、野生生物に対する累積的な影響を考慮に入れた上で、野生生物の生存能力や個体群の行動に悪影響を与えな	1. The organization is aware of, and complies with, existing local, national and international regulations and guidelines concerning wildlife interactions, including wildlife viewing.

い。	2. The organization engages with the development and implementation of local codes and guidelines for wildlife interactions, including wildlife viewing, as required, based on advice of wildlife experts. 3. The organization ensures that all service providers and sites visited comply with existing local, national and international regulations and guidelines concerning wildlife interactions, including wildlife viewing. 4. Direct interactions, in particular feeding, should not be permitted, unless specifically sanctioned by internationally accepted standards or, where standards are not available, guided by independent wildlife expert advice. 5. Measures are taken to minimize disturbance to wildlife. 6. Impacts on wildlife wellbeing are regularly monitored and addressed.
D3.5.動物福祉 国内法および国際法に基づき適切に管理された活動を除いて、野生生物の捕獲、繁殖、飼育を行わない。すべての野生生物および家畜の施設、世話、取り扱いは、最も高い動物福祉の基準に従う。	N/A
D3.6 野生生物種の採集および交易 国内法および国際法に基づき運用が持続可能であると保証され、管理された一部の活動を除き、野生生物種を採集、消費的活用、展示、販売、または交易の対象としない。	N/A

観光地向け（GSTC-D）

version 1.0,　2013年12月10日

この評価指標は、観光地が本基準（GSTC-D）に適応しているかどうかを判断するために作成されています。指標はすべてを利用する必要はなく、基準（GSTC-D）の利用者がそれぞれの実情に合った独自の指標を開発するための例として示してあります。
これらの指標はいまだ草案の段階で、新しい情報によって定期的に更新されます。新たな指標や改善点があると思われる場合は、次のメールアドレスにご意見を送信してください。destinations@gstcouncil.org.

基準	指標
A 持続可能な観光地管理	
A1. 持続可能な観光地への戦略 環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理、また景観に配慮した、規模に見合う中長期的な観光地域戦略を、住民参加によって策定・実施し、一般公開する。	IN-A1.a. 中長期的な観光地戦略は、持続可能性と持続可能な観光に焦点を定め、環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理を含んでいる。 IN-A1.b. 中長期的な観光地計画および戦略を更新し、一般公開している。 IN-A1.c. 中長期的な観光地計画および戦略は、住民参加によって策定している。 IN-A1.d. 中長期的な観光地計画は、政治的支援があり、実施したことを証明できる。
A2. 観光地の管理組織（DMO） 持続可能な観光への協調的な取り組みを進めるのに有効な、官民が参加する組織、部局、グループ、委員会などを設置する。これらの組織は、観光地の広さや規模に合ったものとし、環境、経済、社会、文化的課題への管理における責任、監督、実施能力を明確にする。また、これらの組織の活動の財源は、適切に確保する。	IN-A2.a. 管理組織は、持続可能な観光を協調的な方法で運営する責任を担っている。 IN-A2.b. 観光の管理と調整には、民間部門と公共部門とがかかわっている。 IN-A2.c. 管理組織は、観光地の広さや規模に見合ったものである。 IN-A2.d. 管理組織の構成員は、持続可能な観光に対する責任を担っている。 IN-A2.e. 管理組織は、適切に財源が確保されている。
A3. モニタリング 環境、経済、社会、文化、観光、人権問題について調査、公表し、対応できる体制を整える。調査の仕組みは、定期的に見直し、評価する。	IN-A3.a. 環境、経済、社会、文化、観光、人権問題について調査し、結果を公表している。 IN-A3.b. 調査の仕組みは、定期的に見直され、評価されている。 IN-A3.c. 観光による負荷の軽減措置は、財源が確保されており、機能している。
A4. 観光業の季節変動に対する経営管理 観光の季節変動を和らげるために、その地域の資源を必要に応じて有効に利用する。地域経済、コミュニティ、地域文化、環境すべてのニーズのバランスをとりながら、年間を通じた観光の実現に取り組む。	IN-A4.a. 閑散期のイベントを企画販売するなど、年間を通じて訪問客を誘致する具体的な戦略がある。
A5. 気候変動への適応 気候変動に関するリスクと可能性を見定める仕組みを作る。この仕組みは、気候変動へ適応した設備開発、立地選定、設計デザイン、施設経営の開発戦略を推進する。また、観光地の持続可能性と	IN-A5.a. 気候変動に適応し、リスク評価をする仕組みがある。 IN-A5.b. 気候変動の軽減に関する法律や方針があり、軽減に貢献する技術を推進する法律や方針がある。 IN-A5.c. 一般市民、観光関連事業者、旅行者向けの、気候変動に関する教育と啓発のプログラムがある。

復元力を向上させ、地域住民と観光客に対する気候変動の教育に貢献する。	
A6. 観光資源と魅力のリストアップ 自然や文化に富んだ場所を含む観光資源と魅力についての、最新のリストと評価を公開する。	IN-A6.a. 自然や文化に富んだ場所を含む観光資源と魅力の、リストアップおよび分類がされている。
A7. 計画に関する規制 環境、経済、社会への影響評価を行い、持続可能な土地利用、デザイン、建設、解体を統合的に行うようなガイドラインや規制、方策を定める。このガイドラインや規制、方策は、自然および文化的資源を守るよう策定し、市民の声を反映しつつ十分に検討を重ね、一般公開し、順守する。	IN-A7.a. 自然および文化的資源の保護計画やゾーニングに関するガイドライン、規制、方策がある。 IN-A7.b. 持続可能な土地利用、デザイン、建設、解体に関するガイドライン、規制、方策がある。 IN-A7.c. 計画に関するガイドライン、規則、方策は、市民の声を反映し、十分に検討を重ね、策定されている。 IN-A7.d. 計画に関するガイドライン、規則、方策は、一般公開し、順守されている。
A8. ユニバーサルデザイン 自然、文化的に重要な場所や施設は、障がい者や特別な準備を必要とする人を含む、あらゆる人たちが利用可能な状態にする。現状では利用が困難な場所や施設に関しては、調和を損ねない範囲で、適切に便宜を図る解決策を計画、実施し、利用できるようにする。	IN-A8.a. 自然、文化的に重要な観光地や施設において、障がい者や特別な準備を必要とする人の利用を支援する方策がある。 IN-A8.b. 観光地の調和を損ねない範囲で、障がい者が無理なく利用できる解決策がとられている。
A9. 資産の取得 資産の取得に関する法律や規則を定め、施行し、自治体と先住民を含む地域住民の権利を保護する。また、地域住民との協議を保証し、正当な補償を行い、事前承諾のない移住・移設は許可しない。	IN-A9.a. 実施規定を含む政策や法律がある。 IN-A9.b. 先住民を含む地域住民の権利を考慮し、公的な協議の場を保証し、正当な補償および事前承諾を得た場合のみ移住・移設を許可する政策や法律がある。
A10. 来訪旅行者の満足度 旅行者の満足度をモニターし、その結果を報告書として公開し、必要に応じて旅行者の満足度を高める措置をとる。	IN-A10.a. 旅行者の満足度に関するデータを収集し、報告書として公開している。 IN-A10.b. モニタリングの結果に基づき、旅行者の満足度を向上させるための対策をとる仕組みがある。
A11. 持続可能性の基準 事業者向けに、GSTC基準と一致した持続可能性の基準を推進する制度を定める。持続可能性が認定、または検証された事業者の一覧を公開する。	IN-A11.a. 関連業界が支持する持続可能な観光の認定制度か環境マネジメントシステムがある。 IN-A11.b. GSTCに認識された持続可能な観光の認定制度や環境マネジメントシステムがある。(1) IN-A11.c. 持続可能な観光の認定制度や環境マネジメントシステムへの観光事業者の参加状況を調査している。 IN-A11.d. 持続可能性が認定、または検証された事業者の一覧を公開している。
A12. 安全と治安 犯罪、安全性、健康被害などを監視、防止、公開し、それに対応する体制を整える。	IN-A12.a. 観光関連施設における防火対策、食品衛生、電気の安全性の点検を義務化し、継続している。 IN-A12.b. ビーチや観光スポットにおいて、救護室の設置などの安全対策がある。 IN-A12.c. 犯罪を防止し、対応する体制がある。 IN-A12.d. 明確な運賃のタクシー許可制度や、観光地の出入口での組織的な配車システムがある。 IN-A12.e. 安全や治安に関する情報を公開している。
A13. 危機管理と緊急時体制 観光地に適した、危機と緊急時の計画を立てる。重要な情報は、住民、旅行者、	IN-A13.a. 危機管理と緊急時体制の計画は、観光部門も考慮に入れたものである。 IN-A13.b. 危機管理と緊急時体制の計画実施に必要な資金および

関連事業者に適切に伝わるようにする。計画は手順を確立し、従業員、旅行者、住民に対して資源（物資・財源）と研修機会を提供し、定期的に更新する。	人材を確保している。 IN-A13.c. 危機管理と緊急時体制の計画は、民間の観光事業者の意見を取り入れて策定され、緊急時およびその後の伝達手順が含まれている。 IN-A13.d. 危機管理と緊急時体制の計画は、従業員、旅行者、住民に対して資源（物資・財源）と研修機会の提供を定めている。 IN-A13.e. 危機管理と緊急時体制の計画は、定期的に更新されている。
A14. 観光の促進 広報宣伝において、観光地、特産物、サービス、持続可能性に関する情報を正確なものにする。その内容は、旅行者や地域コミュニティを尊重し、事実に基づいたものとする。	IN-A14.a. 観光地の広報宣伝は、旅行者や地域コミュニティーを尊重し、事実に基づいたものである。 IN-A14.b. 観光地の広報宣伝は、商品やサービスについての情報が正確である。
B:地域社会における経済利益の最大化、悪影響の最小化	
B1. 経済調査 観光が地域経済におよぼす直接的、間接的な経済効果については、少なくとも年1回の調査を行い、結果を公表する。公表内容には、旅行者による消費額、客室1室あたりの売上高、雇用、投資データなどを可能な範囲で盛り込む。	IN-B1.a. 旅行者による消費金額、客室1室あたりの売上高、雇用、投資データなどの定期的な調査を行い、結果を公表している。 IN-B1.b. 直接的、間接的な経済効果について、少なくとも年に1回は調査を行い、結果を公表している。 IN-B1.c. 性別と年齢層別の観光関連雇用データは、少なくとも年に1回は収集され公開されている。
B2. 地域の就業機会 観光地の事業者は、すべての人に平等な雇用、訓練の機会、労働の安全性、公正な労働賃金を与える。	IN-B2.a. 女性、若年者、障がい者、少数派などの人々や社会的な弱者を含めたすべての人に対して、雇用機会の均等を支持する法律や政策がある。 IN-B2.b. 女性、若年者、障がい者、少数派などの人々や社会的な弱者を含めたすべての人が、平等に参加できる研修プログラムがある。 IN-B2.c. すべての人に対して、労働の安全性を支持する法律や政策がある。 IN-B2.d. 女性、若年者、障がい者、少数派などの人々や社会的な弱者を含めたすべての人に対して、公正な賃金を支持する法律や政策がある。
B3. 住民参加 観光地の計画立案や意思決定に関して、継続的に住民参加をうながす体制を整える。	IN-B3.a. 観光地の運営計画や意思決定は、行政、民間企業、コミュニティの利害関係者（ステークホルダー）が参加する体制を整えている。 IN-B3.b. 観光地運営について話し合う住民集会が、年1回以上、実施されている。
B4. 地域コミュニティの声 観光地の管理に関する地域コミュニティの期待、不安、満足度などについて定期的に調査と記録を行い、適宜公表する。	IN-B4.a. 観光地の運営に関する住民の期待、不安、満足度などのデータは、定期的に収集、調査、記録、公表されている。 IN-B4.b. データの収集、調査、記録、および公表は、適宜実施されている。
B5. 地域住民のアクセス 自然や文化的な場所への地域コミュニティのアクセスについて、定期的に調査と保護を実施し、必要に応じて修復、回復を行う。	IN-B5.a. 地域住民や国内旅行者による自然や文化的な場所へのアクセスに関する調査、保護、修復、回復プログラムがある。 IN-B5.b. 観光名所や観光スポットを訪れる地域住民や国内外旅行者の行動や特性を調査している。
B6. 観光への意識向上と教育 観光による影響がある地域社会に対し、観光事業の機会と課題への理解を高	IN-B6.a. 地域コミュニティ、学校、高等教育機関において、観光の役割や可能性の意識を高める教育プログラムがある。

め、持続可能性の重要性を伝える定期的な教育プログラムを提供する。	
B7. 搾取の防止 商業的、性的、その他の搾取やハラスメントを防ぐ法律や慣行を定める。とくに子ども、青少年、女性、少数派などの人々に対するものは、注意を払う。法律や慣行は共有する。	IN-B7.a. 地域住民や旅行者に対し、商業的、性的、その他の搾取、差別またはハラスメントを防ぐための法律やプログラムがある。 IN-B7.b. 法律とプログラムに対して、共通の理解がある。
B8. コミュニティへの支援 事業者、旅行者、市民が、コミュニティや持続可能性の取り組みに貢献できるようにうながす。	IN-B8.a. 事業者、旅行者、市民が、コミュニティや生態系保全に関する取り組みやインフラ整備に寄付できるプログラムがある。
B9. 地域事業者への支援とフェア・トレード 地元の中小事業者や団体を支援し、地域の持続可能性につながる特産品や、自然や文化に基づいたフェア・トレードの指針を促進、啓発する体制を整える。これらは、飲料、食品、工芸品、伝統芸能、農作物などを対象とする。	IN-B9.a. 地元の中小事業者を支援し、能力を向上させるプログラムがある。 IN-B9.b. 地域の特産品やサービスの利用促進を図るプログラムがある。 IN-B9.c. 地域の自然や文化に基づいた、地域の持続可能性につながる特産品の開発や、促進を図るプログラムがある。 IN-B9.d. 観光の効果がおよぶ地元の職人、農業者、供給者（サプライヤー）を対象とするプログラムがある。
C:コミュニティ、旅行者、文化資源に対する利益の最大化	
C1. 観光資源の保護 建築遺産（歴史的、考古学的）、農村や都市の景観を含む自然および文化的資源を評価、修復、保全するための方針と体制を整える。	IN-C1.a. 建築遺産や、農村や都市の景観を含む自然および文化的資源の保全管理体制がある。 IN-C1.b. 観光資源や名所における観光の影響を調査、測定し、軽減するための管理体制がある。
C2. 旅行者の管理 観光資源や名所に対して、自然および文化的資源を保全、保護し、価値を高める旅行者の管理体制を整える。	IN-C2.a. 旅行者管理の計画と運営を担う運営体制が整っている。
C3. 旅行者のふるまい とくに配慮を必要とする場所を旅行者が訪れる場合には、節度ある行動をうながすガイドラインを発行し、提供する。このガイドラインは、旅行者による環境負荷を抑制し、望ましいふるまいをうながすものとする。	IN-C3.a. とくに配慮を必要とする場所における旅行者の行動規範となる、文化および環境ガイドラインがある。 IN-C3.b. ツアーガイドとオペレーター向けに実施基準を設けている。
C4. 文化遺産の保護 歴史的・考古学的な人工物の適切な販売、取り引き、展示、または贈呈に関する法律を定める。	IN-C4.a. 水没しているものを含む、歴史的・考古学的な人工物を保護する法律や規則があり、かつ実施されている。 IN-C4.b. 無形文化遺産（例:歌謡、音楽、演劇、技術、技能など）の価値を認め、保護するプログラムがある。
C5. 観光資源の解説 自然や文化的な観光資源に関する正確な解説を提供する。解説の内容は、地域文化の伝え方として適切であり、コミュニティと協力して作成され、旅行者に適した言語で伝える。	IN-C5.a. 観光案内所や、自然や文化的な観光スポットにおいて、解説を含む情報が提供されている。 IN-C5.b. 解説の内容は、地域文化の伝え方として適切である。 IN-C5.c. 解説の内容は、コミュニティと協力して作成されたものである。 IN-C5.d. 解説の内容は、旅行者に適した言語で伝えられている。 IN-C5.e. 解説の内容を活用しているツアーガイドの研修がある。
C6. 知的財産 コミュニティおよび個人の知的財産権の保護や維持に役立つ体制を整える。	IN-C6.a. コミュニティおよび個人の知的財産権を保護する法律や規則、またはプログラムがある。

D:環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化	
D1. 環境リスク 環境リスクを見極め、対応する体制を整える。	IN-D1.a. 環境リスクを認識するために、最近5年の間に観光地の持続可能性を評価している。 IN-D1.b. 認識された環境リスクへの対応策がある。
D2. 脆弱な環境の保護 観光による環境への影響を監視し、生息・生育地、生物種、生態系を保護し、外来生物種の侵入を防ぐための体制を整える。	IN-D2.a. 脆弱で絶滅が危惧される野生生物や生息・生育地の一覧が作成され、更新されている。 IN-D2.b. 環境への影響の調査を行っており、生態系、脆弱な環境、生物種を保護する管理体制がある。 IN-D2.c. 外来生物種の侵入を防ぐための体制がある。
D3. 野生生物の保護 野生生物（動植物を含む）の採集、捕獲、展示、販売に関し、地方、国内、国際的な法律や基準に則っていることを保証する体制を整える。	IN-D3.a. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）:ワシントン条約を順守している。 IN-D3.b. 動植物の採集、捕獲、展示、販売を管理する基準があり、規則が設けられている。
D4. 温室効果ガスの排出 事業者に対し、すべての活動（サービス供給者も含む）で排出される温室効果ガスを測定、監視、最小化、公開、低減をうながす体制を整える。	IN-D4.a. 温室効果ガス排出量の測定、監視、最小化、公開を支援する事業者向けプログラムがある。 IN-D4.b. 温室効果ガス排出量を低減する事業者向けプログラムがある。
D5. 省エネルギー 事業者に対し、エネルギー消費量の測定、監視、削減、公開と、化石燃料への依存の低減を奨励する体制を整える。	IN-D5.a. 省エネ、エネルギー消費量の測定、監視、削減、公開を推進するプログラムがある。 IN-D5.b. 化石燃料への依存の低減を奨励し、エネルギー効率を向上し、再生可能エネルギー技術の採用をうながす政策や刺激策がある。
D6. 水資源の管理 事業者に対し、水資源の使用量の測定、監視、削減、公開を奨励する体制を整える。	IN-D6.a. 水資源の使用量の測定、監視、削減、公開する、事業者向けのプログラムがある。
D7. 水資源の確保 事業者による水の利用が、地域コミュニティが必要とする水資源に支障をきたさないよう監視する体制を整える。	IN-D7.a. 事業者による水の利用と、地域コミュニティが必要とする水資源とを、かたよることなく両立させられる管理体制がある。
D8. 水質 飲用およびレクリエーションに使用する水は、水質基準に沿っていることを継続的に把握する（モニタリング）体制を整える。その結果は公表し、水質に問題があれば、適時対応する体制を整える。	IN-D8.a. 飲用およびレクリエーションに使用する水の品質を継続的に把握し、公表する管理体制がある。 IN-D8.b. 継続的に把握した結果は公表されている。 IN-D8.c. 水質に問題があれば、適時対応する体制がある。
D9. 廃水 浄化槽や廃水処理システムは、立地、維持管理、検査についての明確で強制力のあるガイドラインを設ける。地域住民と環境への影響を最小に抑え、廃水を適切に処理・再利用または安全に放流する。	IN-D9.a. 浄化槽や廃水処理システムからの排水に関する、経路、維持管理、検査の規則があり、順守していることが証明できる。 IN-D9.b. 廃水処理システムの規模や形式の、立地に適合した規則があり、順守していることが証明できる。 IN-D9.c. 廃水を効果的に処理・再利用する事業者向けの支援プログラムがある。 IN-D9.d. 適切な廃水処理と安全な再利用を確実なものとする、もしくは地域住民と環境への悪影響を最小にするプログラムがある。

D10. 廃棄物の削減 事業者に対し、廃棄物の削減、再利用、リサイクルを奨励する体制を整える。再利用またはリサイクルされない廃棄物の最終処分は、安全で持続可能なものとする。	IN-D10.a. 廃棄物の排出量を継続して公的に記録する廃棄物収集の体制がある。 IN-D10.b. 数値目標を掲げて廃棄物を削減し、再利用やリサイクルされていない廃棄物を安全で持続可能な方法で処理する計画が実施されている。 IN-D10.c. 廃棄物の削減、再利用、リサイクルに関する事業者向けの支援プログラムがある。 IN-D10.d. 水の容器の削減に関する、事業者および旅行者向けのプログラムがある。
D11. 光害と騒音 光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規制を整える。また、事業者に対し、このガイドラインや規制に従うよううながす。	IN-D11.a. 光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規制がある。 IN-D11.b. 光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規制に従うことを推奨する事業者向けプログラムがある。
D12. 環境負荷の小さい交通 公共交通機関、徒歩や自転車などを含む、環境負荷の小さい交通機関の利用を促進する体制を整える。	IN-D12.a. 環境負荷の小さい交通機関の利用促進プログラムがある。 IN-D12.b. 旅行者にとって関心の高い観光スポットへの自力移動（例:徒歩や自転車など）を容易にするプログラムがある。

*GSTC推奨指標（英文）は、NPO法人エコロッジ協会、NPO法人日本エコツーリズムセンターの協力により、日本語に翻訳されています。

翻訳・校正協力者:高山傑、梅崎靖志、中澤朋代、大浦佳代、古屋絢子、二神真美

**GSTC認定基準（英文）は、国連世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センター、NPO法人エコロッジ協会、NPO法人日本エコツーリズムセンター、太平洋アジア観光協会（PATA）の協力により、日本語に翻訳されています。

翻訳・校正協力者: 堀信太朗、高山傑、橋本芽衣、月江潮、梅崎靖志、中澤朋代、大浦佳代、貝和慧美、二神真美、荒井一洋

宿泊施設およびツアーオペレーター用

VERSION 2, 2012 年 2 月 23 日

グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会
国際基準および推奨評価指標

VERSION 2.0, 2013 年 12 月 10 日

はじめに

サステイナブル・ツーリズムは成長を続けています。消費者の需要は拡大し、観光業界では新たなエコプログラムの商品開発が進み、各国の政府は持続可能な観光のための新しい政策づくりに取り組んでいます。しかし、「サステイナブル・ツーリズム」の本当の意味とは、どのようなものなのでしょうか。いかに消費者の信頼を高め、効率的に、虚偽の主張に対処しながら達成度を測定し、信頼できる形で明示したらよいのでしょうか。

グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会 (GSTC)の基準は、すべての観光事業において望ましい最低限の条件と持続可能な観光のあり方の共通理解のために、大きく４つのテーマに分けて策定されました。この 4 つのテーマとは、①持続可能性の高い計画の実施、②地域住民の社会的・経済的な恩恵を最大限にすること、③文化遺産の活性化、④環境負荷の低減です。

なお本基準は、宿泊施設およびツアーオペレーターを対象に策定されたものですが、観光産業全般に適応することができます。

GSTC 基準は、国連ミレニアム開発の目標である地球規模の課題に対応して作成されました。そのため、貧困の撲滅と環境の持続可能性についての、分野を横断した課題が基準の要として盛り込まれています。

2007 年に、27 団体で構成するネットワーク（グローバル・サステイナブル・ツーリズム基準パートナーシップ）が設立され、基準の共同開発が始まりました。その開発の過程では、8 万人もの観光関連事業者に協力を求め、60 以上の世界中の認定制度や、独自に作られた 4,500 の基準を分析し、1,500 人以上から意見を集めました。

やがて 2008 年 10 月に最初の基準がリリースされ、2011 年 4 月までを意見調査期間としました。その間、GSTC は寄せられたすべての意見に返信し、必要に応じて基準を改訂しました。そうして作られた改訂版基準は、英語、フランス語、スペイン語、中国語に翻訳され、さらに 2011 年 7 月 15 日か～10 月 15 日を意見調査期間としました。そして新たに寄せられた意見を反映し、最新版の「GSTC 宿泊施設およびツアーオペレーター用基準バージョン 2」が完成したのです。次回の改訂は 2016 年ごろの予定です。なお、GSTC 基準はグローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会が管理しています。

本基準の適用例は、次のようなものです。

- 規模の大小にかかわらずすべての観光関連事業者が、持続可能性を高めるための基本方針となる。同じく、世界基準を満たす持続可能な観光プログラムを選択する一助となる
- 旅行会社や代理店が、持続可能なプログラムやその実施事業者を選択するための指針となる
- 消費者が、健全なサステイナブル・ツーリズムのプログラムや事業者を識別しやすくなる
- 各種メディアが、サステイナブル・ツーリズム事業者を認識する基準となる
- 個別の認定制度や独自のプログラムが、世間に広く受け入れられる基準値を満たしていることを証明する一助となる
- 国、NGO、民間機関が、サステイナブル・ツーリズムを導入する出発点となる
- ホテルスクールや大学などにおいて、教育や訓練のための基本ガイドラインとなる

本基準は、実施の方法や到達すべき目標ではなく「何を行うべきか」を示しています。そのため、評価指標や教材、実施に必要なツールなど、GSTC 基準を満たすために必要不可欠な補足材料がまとめられています。 つまり GSTC 基準は、あらゆる観光の形態において、持続可能性を標準的な実務基準として導入できるよう考えられているのです。

基準の適用

正当な理由がある特別な場合を除き、すべての基準を適用することが望ましいですが、例外的にその地域独自の規制や社会的・文化的・経済的な事情によって本基準を観光商品に適用できないこともあります。地域住民による小規模な観光事業は社会的・経済的・環境的な影響も少なく、特別な事情のもと、すべての基準を適用できないこともありえます。これらの詳細説明は GSTC が発行する別紙、指標、用語解説を参照してください。

評価指標

評価指標は、宿泊施設やツアーオペレーターが、本基準(GSTC C-HTO)に適応しているかどうかを判断するために作成されています。指標はすべてを利用する必要はなく、基準（GSTC C-HTO） の利用者がそれぞれの実情に合った独自の指標を開発するための例として示してあります。

これらの指標はいまだ草案の段階で、新しい情報によって定期的に更新されます。新たな指標や改善点があると思われる場合は、次のメールアドレスにご意見を送信してください。accreditation@gstcouncil.org

Combined Indicators and Criteria

この文書は基準と指標を併記しています。公式文書はホームページを参照してください。www.gstcouncil.org

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準 A 効果的な持続可能な経営管理の明示	指標
A1. 実際の規模や実態に則し、環境、社会、文化、経済、品質管理、衛生管理、安全問題に配慮した、長期的かつ持続的な経営の管理制度を実施する。	IN-A1.a. 事業体の規模と実態に則した持続可能な経営の管理制度を実施している。 IN-A1.b. この制度は社会、文化、経済、品質管理、衛生管理、安全問題に配慮している。 解説: 小規模な組織では、経営管理の制度がありさえすれば簡略なものでもよい。しかし大規模な組織では制度をきちんと文書化し、正式な報告書や記録を残し、研修も行っていなければならない。（持続可能な経営では実施することが重要であり、組織管理に組み込まれているべきである）
A2. 衛生管理、安全、労働、環境などを含むすべての適用可能な国際法、国内法および条例を順守する。	IN-A2.a.すべての適用可能な国際法、国内法および条例を順守する。（衛生管理、安全、労働、環境などの分野を含む） IN-A2.b.最新の 法的必要条件のリストを備えている。 解説： 法的必要条件を満たす登記簿、経費や諸条件が明確にわかる文書を備えていることが望ましい。計画条件の許認可に関する事項は文書化されているべきである。
A3. すべての従業員が、環境、社会、文化、経済、品質管理、衛生管理、安全対策におけるそれぞれの役割および責任に関して、定期的に研修を受ける。	IN-A3.a. すべての従業員が、環境、社会、文化、経済、品質管理、衛生管理、安全対策におけるそれぞれの役割および責任に関して高い意識をもっている。 IN-A3.b. 従業員は、職務に応じ地域で定められている資格を持っている。例）下水処理担当者 解説： 意識を高めるための実地研修や正式な研修を実施する。大規模な事業者は、基幹業務の責任についてもマニュアルを用いて正式な研修を実施する。研修用マニュアルなどは、適切な言語で用意する。資格が必要な従業員には、最新かつ最善の取り組みができるよう支援する。
A4. 持続可能性の観点を含めて利用客の満足度を測定し、必要に応じて是正すべく修正、調整を行う。(1)	IN-A4.a. 寄せられた苦情の内容、およびその対応措置について記録する苦情対応の仕組みがある。 解説： 最もよい方法は、顧客の満足度調査の分析結果にもとづいて改善するなど、事前の対策を講じることである。
A5.組織、および商品やサービスに関する広告宣伝は、持続可能性にかかわることを含むすべての情報が、正確かつ包括的でなければならない。ビジネスとして実際に提供できること以上のものを約束しない。	IN-A5.a. 販売促進の資料の内容は、実際に提供できる範囲にとどめ、間違いや誤解を生じないものになっている。 解説： 写真などのイメージは、実際の体験や顧客が訪れる場所に限定する。野生生物や文化的な行事に関する販売促進活動は、見られる保証のないものを約束してはいけない。持続可能性に関する主張は過去の業績の範囲とし、予定のものを使用しない。
A6. 建築物およびインフラ整備の計画、設計デザイン、建設、修復、運用、取り壊しについて。	

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
A6.1. 地域の区画要件、保護地域、遺産地域の法律や規則を順守する。	IN-A6.1.a. 土地利用は、その地域が策定している区分けおよび保護地域や遺産地域の法律や規則、利用計画を順守している。 解説： 社会、環境保護、都市、レクリエーション、快適性、観光計画など関連のあるすべての法令や規則を考慮に入れる。法令にはすべて応じ、法令で定められていない規則についても状況判断し、適切に対応する。事業者の開業以降に制定された法令に関しては、実施可能であれば順守すべきである。
A6.2. 計画、立地選定、設計デザイン、影響評価を行う際は、周囲の自然や歴史文化遺産に配慮する。	IN-A6.2.a. 立地や設計デザインは、景観、建材、地形、生態系の適応能力に配慮され、周囲の文化遺産保護や保全に貢献している。 IN-A6.2.b. 考古学的遺産、文化遺産、聖域を荒らしていない。（それらのリストを作成し、保護に貢献している） IN-A6.2.c. 絶滅危惧種など保護が必要な生物の、移動の妨げや繁殖地の破壊をしていない。 IN-A6.2.d. 施設が景観を損なっていない。 IN-A6.2.e. 水路、集水域、湿地に手を加えていない。施設、駐車場、敷地からの水は流水路を設け、ろ過している。 解説： 新築、改築、新規事業の場合、基準の適用は必須である。
A6.3. 現地に適した持続可能な建設方法および資材を使用する。	IN-A6.3.a. 事業者は、現地に適した方法で資材や建材を構造物に使用している。造園には在来の植物を用い、地域の慣習を施工の方法や過程に取り入れている。 解説： 資材の現地調達がもたらす恩恵と、持続可能性やライフサイクルとのバランスを考える。
A6.4. バリアフリー化する。	IN-A6.4.a. 施設およびサービス（器具用具を含む）が、特別に補助が必要な人に対応している。アクセスの難易度が顧客に明確に伝わっている。 解説: 都市部のホテルでは完全な対応が望まれるが、たとえばハイキングなどに利用される山小屋では部分的な対応となり、急流下りなどでは健常者のみが対象となるなど、条件別に顧客への対応を合わせる。
A7. 土地・水の利用権、資産の取得に際しては、地域の自治体および先住民を含む地域住民の権利を守り、事前に情報を共有した上で地元住民の同意を得て、移住を強要しない。	IN-A7.a. 土地の利用や所有、またその場所での活動の権利は合法である。先住民を含む地域住民の所有者から同意を得ている。 IN-A7.b. 土地利用権、土地所有権の取得に際して、移住を強要したり、不当な土地の買収をしていない。 解説： 新築、改築、新規事業の場合、基準の適用は必須である。
A8. 顧客に対し、周囲の自然環境、地域文化、文化遺産の情報を提供および解説し、自然や生活文化、文化遺産を訪れる際の適切な行動についての説明も行う。	IN-A8.a. 顧客は適切な行動を心得ており、周囲の自然環境や地域文化について基本的に理解している。事業者は、展示物、ガイディング、物品などによる解説プログラムを設けている。 解説： 地域の自然および文化遺産の解説は、地域文化に精通した人あるいは専門家によって行われることが最良である。

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
B 地域コミュニティーの社会的・経済的な利益の最大化、悪影響の最小化	
B1. 地域コミュニティーのインフラ整備および教育、訓練、保健・衛生などを含む地域社会開発の取り組みを積極的に支援している。(2)	IN-B1.a. 地域コミュニティーに対し、商業的支援、現物給付、専門性をいかした奉仕活動などを行い、公益に貢献している。 解説： 地域貢献の活動は、地域コミュニティーと共同により開発されたものであることが望ましい。その貢献度は、事業体の営業実績や地域コミュニティーの経済状況に見合ったものとすべきである。
B2. 地域住民に、管理職も含めた雇用機会を均等に与える。すべての被雇用者に対して、定期的な研修、実地経験、昇進の機会を与える。	IN-B2.a. 管理職を含め、地域住民を雇用している。被雇用者には研修や昇進の機会が与えられている。 解説： 地域コミュニティーから雇用することが望ましい。地域住民の雇用割合は、その地域の季節性、立地、経済状況に見合うものとすべきである。
B3.地域サービスの利用や物資の購入は、フェア・トレードの原則に沿ったものとする。	IN-B3.a. 購入はおもに地域の供給者かフェア・トレードを選んでいる。サービスは、地域ビジネスを最大限に利用している。 解説： 環境に優しい基準を満たし、フェア・トレードに取り組む地元の供給者を優先した購入方針を持つことが望ましい。サービスや請負事業者などは、なるべく地域から調達する。ツアーオペレーターに関しては、ツアーで利用する地元資本のレストラン、サービス、店舗を支援することがきわめて重要である。
B4. 地元の中小規模の事業者が、その土地の自然、歴史や文化（飲食物、工芸品や伝統芸能、農作物などを含む）に根ざした持続可能な商品を開発し、販売できるようにする。	IN-B4.a. 地元の中小規模の事業者が、手工芸品、飲食物、芸能、物品、サービスなどを、可能なかぎり顧客に直接販売できるようにしている。 解説： 地元の中小規模の事業者による直接販売の度合は、地域コミュニティーの経済状況に連動する観光事業者の業績に見合ったものすべきである。（例：貧しい地域における大きな観光事業者の場合はその度合を大きくすべきであり、経済的に発展した地域における都市型ホテルの場合は小さいものとなるかもしれない）
B5. 伝統的な集落や地域コミュニティーにおける活動の行動規範は、影響を受ける地域コミュニティーとの協働と合意のもとで策定し実施する。	IN-B5.a. 文書化された行動規範には、事業者の方針、マーケティング、社員研修の内容や研修資料、詳しいパンフレットなどが含まれている。規範の作成は地域コミュニティーと協議で行い、同意を得て策定されている。 解説： 従業員がわずかな小規模事業者は、実施されていれば簡素化された取り組みでもよい。しかし大規模な事業者は、文書化された行動規範の策定は必須である。
B6. 商業的、性的、その他あらゆる形態の搾取およびハラスメントを防ぐ方針がある。とくに児童、青少年、女性、少数派の人々に対しては留意する。(3)	IN-B6.a. 文書化された方針があり、経営陣を含む全従業員に周知されている。方針の作成に際しては、事業者は地域コミュニティーと協議し、同意を得ている。 GUIDANCE: 従業員がわずかな小規模事業者は、実施されていれば簡素化された取り組みでもよい。しかし大規模な事業者は、文書化された方針や担当者への意識啓発および報告システムの策定が必須である。

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
B7. 女性や地域内の少数派などの人々に対して、管理職を含めた雇用機会を均等に与え、児童労働を避ける。(4)	IN-B7.a. 女性や地域内の少数派の人々の雇用割合が、地域の人口割合に比例している（管理職、非管理職ともに）。女性や地域内の少数派などの人々に対する雇用促進がある。（国際労働機関 ILO 憲章に基づき）児童労働がされていない。 解説： 観光による雇用が少ない地域や、高度な訓練や経験が必要とされる観光事業者においては、地域雇用が限られる場合がある。しかしその場合でも、事業者の規模に見合った地域雇用や研修が望まれる。
B8. 国際または国内の被雇用者保護に関する法制度を尊重し、被雇用者に最低限、生活賃金を支払う。	IN-B8.a. 賃金や保障が、地域、国、世界（最も高い基準を優先）の基準に見合うかそれを上回っている。 IN-B8.b. 資格要件を満たす従業員への賃金は、国の社会保障制度（制度が存在する場合）に沿ってなされている。 IN-B8.c. 時間外手当は、標準労働時間を超えた時間数で支払われている。時間外労働時間は、労働基準法または国際労働機関で定められた上限を超えていない。 IN-B8.d. 従業員はすべて、有給休暇を取る権利を持っている。 IN-B8.e. 健康保険かそれに相当する対応が全従業員になされている。 解説： 地域の従業員に対する賃金や手当は、特別にかかる費用をも補うべきである。（例：公共交通がない場合の時間外通勤手当など）
B9. 事業体の活動は、近隣のコミュニティーが必要とする食糧、水、エネルギー、保健・衛生環境といった基本的なサービスを脅かさない。(5)	IN-B9.a. 公共サービスの供給停止の件数および報告数の増加、ならびに地域コミュニティーに対するサービスや品質の低下が、事業体に起因していない。 IN-B9.b. 地域コミュニティー収入に占めるエネルギー、水、ゴミ処理のコスト割合の変動を測定している。 IN-B9.c. 事業体の活動が、地域コミュニティーに対する水、廃棄物処理、エネルギーの提供を脅かしていない。 解説： 基準 B9 の評価は一事業体に限定せず、すべての観光業が与える地域コミュニティーへの累積的な影響を可能なかぎり分析する。
B10. 観光にかかわる活動は、土地、水資源、通行権、運搬、住居などの地域住民の生活に配慮する。	IN-B10.a. 地域住民は公共や共用の場へのアクセスを保障されており、観光化していない本来の生活を続けている。 IN-B10.b. 通行権、運搬、住居が、障害されることなく良心的な価格で提供されている。 解説： 観光は、地域経済に悪影響をもたらすことや、観光化していない本来の生活を困難にすることがある。そのため、土地や水資源の利用を確保し、通行権、輸送、住まいへの影響を軽減する措置をとる。
C 文化遺産の魅力の最大化、悪影響の最小化	
C1. 文化的、歴史的に外部からの影響を受けやすい場所への旅行に際しては、制定されたガイドラインや行動規範を順守し、旅行者が与える負荷を最小限に抑え、観光の満足度を最大限に引出す。	IN-C1.a. 事業体は、自主ガイドラインまたは行動規範を採択し、年に一度見直しを行い、順守している。 解説： 影響評価やモニタリングをもとに規範を設定することが望ましい。

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
C2. 国内法および国際法上許可された場合を除き、歴史的、考古学的な工芸品の販売、交易や展示は行わない。	IN-C2.a. すべての歴史的、考古学的な工芸品の販売、交易、展示は、国内法および国際法で許可されている。 解説： 事業体は、販売、交易、展示を行う前に、その許可を得ていることを示さなければならない。
C3. 地域の歴史的、考古学的、文化的、精神的に重要な財産、遺跡などの保護および維持に尽力する。域住民に対しては、それらの利用権を侵害しない。	IN-C3.a. ツアーオペレーターは、訪れる観光スポットや宿泊施設の地域において、現物支給や経済的支援を行い保全活動に貢献をしている。 IN-C3.b. 地域住民は、その地域内に公平かつ無理のない料金で立ち入ることができる。 解説： 保全活動の貢献度は、事業体の規模や、地域の歴史的、考古学的、文化的、精神的な場所への顧客の案内の度合いに見合ったものとする。
C4. 地域コミュニティーの知的所有権を尊重しつつ、事業体の運営、デザイン、装飾、料理、販売店などに、地域独自の芸術、建築、文化遺跡の要素を取り入れる。	IN-C4.a. 顧客は、ツアー参加や滞在中に、地域独自の芸術、建築、文化遺跡を鑑賞または見学するか、体験している。 IN-C4.b. 地域独自の文化遺産であるデザイン、モチーフ、芸術を取り入れる場合は、コミュニティーや個人の知的所有権を尊重している。 解説： 地域独自の芸術品、モチーフ、デザインを事業体の活動素材に採用する。その際は著作権使用承諾を得る（例：ロゴ、パンフレットの表示、布地プリントや壁画など）。文化遺産（とくに先住民族の文化）の利用の仕方が、地域コミュニティーから適切だと認められるようにする。
D 環境メリットの最大化、環境負荷の最小化	
D1. 資源の保全	
D1.1. 購買方針は、建材、資財、食品、飲料、消耗品を含め、地産地消やグリーン購入を積極的に行うよう定める。	IN-D1.1.a. 文書化された購買方針を持っている。建材、資財、食品、飲料、消耗品を地域で購入するか、あるいは環境的に持続可能な製品に対する支持を明確にしている。 解説： 従業員がわずかしかいない小規模の事業体は、実行されていれば簡略な方針でもよい。より大きな事業体は文書化された方針を持ち、担当者への周知、地域での購入、持続可能な製品の採用の見直しを欠かさない。
D1.2. 使い捨て商品や消耗品の購入と使用を管理し、積極的に削減する方法を模索する。	IN-D1.2.a.リユース、リターナブル、リサイクル商品をできるかぎり購入している。購入はまとめて行い、包装はなるべく避けている。 解説： 廃棄物管理に関する基準をもつべきである。より大きな事業体は、廃棄管理計画や方針をもつようにする。
D1.3. エネルギー消費量を測定し、エネルギー源を明確にする。全体的なエネルギー消費を最小限に抑え、再生可能エネルギーの使用を促進する方法を導入する。	IN-D1.3.a. 総エネルギー消費量と、利用者の活動（宿泊、旅行など）ごとのエネルギー消費量、エネルギー源ごとの消費量を測定している。総エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの割合を測定している。 解説： 従業員および利用者に対して、省エネの方法を周知する。

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
D1.4. 消費水量を測定し、水源を明確にする。全体的な消費水量を最小限に抑える方法を導入する。供給水源は持続的で環境流量（自然流量）に悪影響を与えない。	IN-D1.4.a. 宿泊客・旅行客などの活動ごとに、水源別消費水量をキロリットルで測定している。 IN-D1.4.b.使用するのは、自治体や政府が認可している供給水源もしくは持続可能な水源である。これまでに環境流量（自然流量）に影響しておらず、今後も影響していない。 解説： 測定は、地下帯水層、湿地帯、水路を対象とする。乾燥地域や海岸では、帯水層における塩類集積の可能性も考慮する。可能であれば、観光による局所的な水源に対する累積影響も考慮する。
D2. 汚染の削減	
D2.1. 事業体の管理下にあるすべての活動が排出する温室効果ガスを測定し、排出量を最小限に抑える手立てが実施されるとともに、最終的な排出量を相殺するようにする。	IN-D2.1.a. 直接、間接に排出される温室効果ガスを可能なかぎり測定している。旅行客または宿泊客１人当たりのカーボンフットプリント（二酸化炭素排出量からカーボンオフセット分を引いた量）はモニタリングされており、前年より増加していない。 IN-D2.1.b. 可能なかぎり、カーボンオフセット制度を利用している。 解説： 温室効果ガス・二酸化炭素の測定およびオフセットの取り組みは、エネルギー消費量に応じてなされるべきである。例）大自然のトレッキングツアー事業者は送迎の輸送手段などに取り組めばよいが、都市型ホテルや大型リゾートは詳細な二酸化炭素排出量の測定を実施すべきである。
D2.2. 温室効果ガス排出につながる交通、輸送手段の使用を控えるよう、利用者、従業員、商品供給者に勧める。	IN-D2.2.a. 利用者、従業員、商品供給者は、輸送に関する温室効果ガスの排出を削減する方法や機会を知っている。 解説： 利用者、従業員、商品供給者による認識の有無を評価基準とする。
D2.3. 中水を含む廃水が適正に扱われ、地域住民や環境に悪影響がないように再利用するか、安全に放流する。 (6)	IN-D2.3.a. 廃水は、自治体や国が認可した処理システムを利用している。もしくは IN-D2.3.b. 地域住民や環境に悪影響がないように、廃水処理がなされている。 解説： 廃水処理の程度と評価レベルは、地域の環境の脆弱性に応じて実施すべきである。
D2.4. 廃棄物の量を測定し、削減する仕組みを設ける。削減できない廃棄物については、再利用またはリサイクルする仕組みを確立する。最終廃棄処理は、地域住民や環境に悪影響を与えないよう行う。	IN-D2.4.a. 廃棄物の種類と排出量、およびリサイクルの種類とその量を測定し記録している。 IN-D2.4.b.公的に認可された廃棄場で処分している。または環境に影響が出ない廃棄場の利用を証明できる。 解説 再利用または再資源化されない廃棄物については、具体的な数値目標を記した廃棄処理計画を立て実施することが望ましい。

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
D2.5. 農薬、塗料、プール殺菌剤、洗浄剤を含む有害物質の利用を最小限に抑え、可能なかぎり無害なもので代用する。すべての化学製品は、保管、使用、取り扱い、処分を適切に管理する。 (7)	IN-D2.5.a. 使用または保管しているすべての化学物質について、安全性データシート (MSDS)がある。 IN-D2.5.b. 使用している化学薬品について、環境に無害な製品に切り替えられるか検討を行っている。 IN-D2.5.c. 化学薬品は、適切な基準に沿って扱うこと。大量に保管している場合は、とくに留意する。
D2.6. 騒音、照明、流出水、地表侵食、オゾン層破壊混合物による環境汚染、大気と水と土壌を汚染する物質を最小限に抑える。	以下を原因とする公害を最小限に抑えている。 IN-D2.6.a. 騒音 IN-D2.6.b. 照明 IN-D2.6.c. 流出水 IN-D2.6.d. 地表浸食 IN-D2.6.e. オゾン層破壊混合物 IN-D2.6.f. 大気汚染物質 IN-D2.6.g. 水質汚染物質 IN-D2.6.h. 土壌汚染物質 解説： 生態系や地域コミュニティーに影響を与える汚染は、緊急時や特別な場合に限定される。
D3. 生物多様性、生態系、景観の保全	
D3.1. 国内法および国際法に基づき運用が持続可能であると保証され、管理された一部の活動を除き、野生生物種を採集、消費的活用、展示、販売、または交易の対象としない。 (8)	IN-D3.1.a.野生生物種の採集、消費的活用、展示、販売、または交易において、国内法および国際法を順守している。 解説： 持続可能な運営計画を、科学的な知見に基づき専門家とともに作成することが望まれる。運営計画は、方策、現在と将来の計画、その他野生生物への配慮を含む。
D3.2. 国内法および国際法に基づき適切に管理された活動を除いて、野生生物の捕獲を行わない。保護種を含むすべての野生生物は、認可された適切な環境施設でのみ管理し、人道的に世話をする。	IN-D3.2.a.捕獲されたすべての野生生物の管理については、国内法および国際法を順守している。 解説： 保護された野生生物の管理には、原則として公的な許可が必要である。
D3.3. 外来生物種の侵入防止措置をとる。在来種に関しては、とくに自然景観においてなるべく風景の美化や復元のために利用する。	IN-D3.3.a. （侵略的外来生物である）植物、野生動物、病原体が存在する場合、拡散させない措置をとるか、できれば管理・根絶の措置を講じている。 IN-D3.3.b. 自然を利用するツアーオペレーターは、外来生物種の持ち込みや拡散防止のためのプログラムを持っている。 IN-D3.3.c. 立地の特性を見直し、在来種の利用を検討し実行している。 解説： 保護区やその周辺においては、とくに侵略性の高い外来種（植物や野生動物）に注意すべきである。

TRAVELFOREVER
GLOBAL SUSTAINABLE TOURISM COUNCIL

GSTC 基準と指標
宿泊施設およびツアーオペレーター用

基準	指標
D3.4. 自然保護地域、生物多様性価値の高い地域などでは、生物多様性の保全を支援し、尽力する。	IN-D3.4.a. 以下の活動に対する支援金または現物支給・支援の、年間予算に占める割合を指標とする 。 i. 自然保護地域や生物多様性の保全 または ii. 地力回復（ヘクタール単位） または iii. 生息環境の保護または修復（ヘクタール単位） IN-D3.4.b. 生物多様性の保全に関する環境教育をしている。 解説： 生物多様性の保全に対する貢献度は、生物多様性や自然の価値の観光商品への利用度に見合うものとする。自然の多い環境にある宿泊施設の貢献度は高く、都市型ホテルは適度とする。
D3.5. 野生生物とかかわる際は、野生生物に対する累積的な影響を考慮に入れた上で、野生生物の生存能力や個体群の行動に悪影響を与えない。自然生態系への影響は最小限に抑える。自然生態系に影響が生じた場合には、自然生態系を再生し、自然保全管理に対して補償を行う。(9)	IN-D3.5.a. 野生生物とかかわる際は、政府の認可もしくは専門家の承認を得て、悪影響を与えないようにしている。 IN-D3.5.b. 自然生態系への影響が生じた場合、その影響を最小限に抑え、必要であれば再生するための取り組みを行っている。 IN-D3.5.c. （現金または現物による）補償に対する貢献の度合いは、年間の売上高または利用料に対する割合で確認する。 解説： 希少種や絶滅危惧種とかかわりを避けることが望ましい。かかわる場合には、絶対に悪影響が出ないようにしなければならない。ツアーオペレーターによる補償の貢献は、研究者や管理者などに対する後方支援（例：無料送迎）を含む。

(1) UNWTO（国連世界観光機関）の指標および GRI 基準に準じ、顧客満足度の概念は用語集に明記されている。

(2) インフラ：公共機関や施設（道路、水路、下水処理など）の改善および管理

(3) UNWTO、UNICEF（国際連合児童基金）、ECPAT（アジア観光における児童買春根絶国際キャンペーン）などの行動規範に署名することで方針の実施の裏付けとなる。(詳しくは www.thecode.org)

(4) 「児童労働」という言葉は、児童から児童期、可能性や威厳を奪い、身体発育や精神発達に悪影響があるとよく定義づけされる。ここでの労働は、児童にとって精神的、身体的、社会的、倫理的に危険かつ悪影響があり、通学の機会と登校に支障をきたし、不完全な登校時間や登校と超過時間労働のかけもちを促すものをいう。 http://www.ilo.org/ipec/facts/lang-- en/index.htm

(5) ビーチフロントやウォーターフロントのアクセスを含む。

(6) 「中水」は用語集を参照。

(7) 「化学物質の適切な管理」は用語集を参照。

(8) 「野生生物」および「持続可能な利用」は用語集を参照。

(9) 「種の生存率」および「補償貢献」は用語集を参照。

**GSTC 認定基準・推奨指標（英文）は、国連世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センター、NPO 法人エコロッジ協会、NPO 法人エコツーリズムセンター、太平洋アジア観光協会（PATA）、名城大学の協力により、日本語に翻訳されています。

翻訳・校正協力者: 堀信太朗、高山傑、橋本芽衣、月江潮、梅崎靖志、中澤朋代、大浦佳代、貝和慧美、二神真美、

観光事業関係者様必見！

日本のスタンダードはニセコから！
全国に先駆けて持続可能な観光を学ぶ！

GSTC Sustainable Tourism Training Program
受講者募集

修了者にはAsian Ecotourism Networkと日本エコツーリズムセンターから修了証を授与！

世界中で着実に広がるSDGsへの理解。持続可能な観光を学び、選ばれる観光地へ。
日本のサステイナブル・ツーリズムは国際観光地ニセコから進めていきましょう！

国連「持続可能な開発目標（SDGs =Sustainable Development Goals）」は2016年から2030年までの世界全体の開発目標です。これは観光においても例外ではなく、2017年が国連「開発のための持続可能な観光の国際年」に指定されるなど、現在「サステイナビリティ（持続可能性）」が世界共通のキーワードとなっています。

特定の場所に人が集中し過度な環境負荷がかかる、地域本来の持つ魅力を伝えきれない、大量の通過型のスポットとなりごみだけが残される、いわゆる消費収奪型の観光となるなど、これまで地域の持続可能性を損なう観光が問題になってきました。地域の文化や歴史遺産、自然環境を守りながら観光の質を保ちつつ、教育・福祉・コミュニティの活性化などの課題とつなげ、観光を手法に地域づくりに貢献することが重要と考えらます。

「サステイナブル・ツーリズム国際認証」は、国連が進める観光での持続可能性を指標化したものです。なにをもってサステイナブルとするか、具体的にどんな活動が伴うのかを、世界基準のチェック項目で示しています。国際年を機に今後求められる「持続可能な観光地域づくり」とは何か、どう取り組んでいくかを考えていきます。

2019年9月30日(月)～10月2日(水)

会　場　**ニセコ町民センター**
ニセコ町字富士見９５

3日間通してのご参加が難しい方は、1日目2日目のみのご参加もお受けしております。
※修了証の授与は3日間ご参加の方のみとなります。

主催　**北海道運輸局**

共催　**Asian Ecotourism Network / NPO法人日本エコツーリズムセンター**
※NPO法人日本エコツーリズムセンターはAsian Ecotourism Networkの日本サテライトオフィスです。

講　師　**荒井　一洋 氏**（GSTC公認トレーナー・Asian Ecotourism Network理事・日本エコツーリズムセンター理事）

参加費　**無料**

定員　**20名(先着)**

お問い合わせ　**株式会社 北海道宝島旅行社**
TEL：XX
E-mail:XX

■サステイナブル・ツーリズム国際認証とは■

01GSTCトレーニングニセコ
[01_01_GSTCトレーニング]

2008年、国際自然保護連合「第5回世界自然保護会議」において、世界初のサステイナブル・ツーリズム（持続可能な旅行形態）のための基準「世界規模での持続可能な観光クライテリア（GSTCクライテリア）」が発表され、世界中でGSTC（※）が定める国際基準を満たす認証制度づくりが進んでいます。日本国内では、こうした認証・認定制度が普及しておらず、各地で「エコ」や「ほんもの」の名を利用して集客・実施される観光形態は、消費者の混同を招くだけでなく、取り組み内容や提供するツアーの質を見極める事は難しいのが現状です。
NPO日本エコツーリズムセンターでは、国際基準であるGSTCクライテリアを満たす認証制度づくりに取り組んでいます。
（※）GSTC=Global Sustainable Tourism Council(グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会)

GSTCトレーニングプログラム　スケジュール

9月30日（月）	12:30	受付開始
	13:00	トレーニング開始（座学）
		・GSTCとは ・GSTC-観光地域用 *「観光地」における持続可能な観光の基準と指標を学びます。
	18:00	終了
10月1日（火）	9:00	トレーニング開始（座学）
		・GSTC-観光事業者用 ＊宿泊業、旅客業、小売業、ガイド業、農業など、観光に関わる全ての事業者における、持続可能な観光の基準と指標を学びます。
	17:00	終了
10月2日（水）	9:00	トレーニング開始（フィールドワーク）
		・現地を訪ね、GSTCの基準をどのように活用できるか、を学びます。
	17:00	閉会挨拶

講師：荒井　一洋 氏
（GSTC公認トレーナー・Asian Ecotourism Network理事・日本エコツーリズムセンター理事）
1977 年生まれ。札幌市出身。ニュージーランド・Lincoln University・Bachelor of Parks, Recreation, Tourism Management(国立公園管理と自然保全専攻）を 2000 年に卒業。2010 年、北海道大学大学院・観光創造専攻修士課程にて「エコツアーのコスト構造とシャドーワーク」について研究。北海道東川町に移住し、2001 年に「大雪山自然学校」を設立し、2015 年に NPO 法人化。GSTC国際認証公認トレーナーとしても、秋田県仙北市、長崎県島原半島、北海道東川町でGSTC研修を実施。

参 加 申 込 書 （株式会社　北海道宝島旅行社/担当:満保宛）

申込締切:9月20日(金)

お一人様1枚、下記、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXかメールにてお申込みください。なお、こちらからの折り返しの連絡をもって申込完了とさせていただきますので、必ず電話番号かメールアドレスをご記入ください。
9月20日の締切前に連絡がない場合はお手数ですが、お問合せをお願いします。

FAX　XX　　E-mail　XX

フリガナ お名前	会社名／ 所属団体名
〒 住所	
TEL	メール アドレス

ご参加の皆様へ

この度は「GSTCトレーニングプログラム」へご参加いただきありがとうございます。
フィールドワークの都合上、スケジュールを変更させていただくこととなりました。
恐れ入りますが、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

GSTCトレーニングプログラム　スケジュール

9月30日（月）	12:30	受付開始
	13:00	トレーニング開始（座学）
		・GSTCとは ・GSTC−観光地域用 *「観光地」における持続可能な観光の基準と指標を学びます。
	18:00	終了
10月1日（火）	9:00	トレーニング開始（座学）
		・GSTC−観光事業者用 ＊宿泊業、旅客業、小売業、ガイド業、農業など、観光に関わる全ての事業者における、持続可能な観光の基準と指標を学びます。
	12:00	休憩・昼食　*各自ご用意いただくか、外食にてお願いいたします。
	13:00	トレーニング再開（座学）
	15:00	座学終了
	15:00	フィールドワーク（清流下りプログラム　*北海道ライオンアドベンチャー）
	17:00	終了・ニセコ町民センターにて解散
10月2日（水）	9:00	ニセコ町民センター集合・トレーニング開始（フィールドワーク） ・現地を訪ね、GSTCの基準をどのように活用できるか、を学びます。
		バスで神仙沼へ移動、見学
	12:00	ニセコ道の駅にて昼食(自由)
	13:00	ニセコ道の駅見学
	14:30	ニセコ町民センターへ戻り、まとめ
	17:00	修了証の授与・閉会挨拶

10月1日午後がフィールドワークとなります。
持ち物は、多少濡れても大丈夫な服、タオル、濡れても良い靴 です。
※動きやすい服であれば結構です。河原を歩いたり、中州に降りて休憩することもあるので、足元が濡れる場合があります。ズボンはまくれるタイプの物をご用意下さい。スカートはあまりおススメしません。基本的には濡れませんが、座る場所が濡れていたり水しぶきがかかったりする可能性もあるので、心配な方は着替えをご用意ください。（HPから）

「道の駅」ニセコビュープラザ概要資料

「道の駅」
ニセコビュープラザ

「道の駅」Ｎｉｓｅｋｏ Ｖｉｅｗ Ｐｌａｚａ
北海道虻田郡ニセコ町字元町７７番地１０
ＴＥＬ　０１３６－４３－２０５１
ＦＡＸ　０１３６－４３－２０５２

NISEKO
HOKKAIDO JAPAN

「道の駅」ニセコビュープラザ概要

「道の駅」ニセコビュープラザは、ニセコ町の申請に基づき建設省（国土交通省）道路局長が平成９年４月１１日「道の駅」に登録したものです。
「道の駅」は、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設です。

開　設　　平成９年５月４日オープン

名　称　　ニセコビュープラザ
「羊蹄山・ニセコ連山・昆布岳などニセコの絶景が一望できる広場」
「ビュー」　見ること、眺め、視界、風景、光景
「プラザ」　広場、人の集まる場所、たまり場
この名称は町民より一般公募し２５５件の応募の中から決定したものです。

地域の概要
地域は本町の主要幹線道である国道５号と道道岩内洞爺線が交差するところに位置し秀峰羊蹄山やニセコ連山の山々を眺望できる絶景の地であり、さらには、本町市街地をはじめ観光リゾート地であるニセコ山系に通じる分岐点にある。
この元町交差点より国道は、東は小樽市・札幌市へ、西は函館市へ通じる。一方道道は、北はニセコ山系を経由し岩内町へ、南は洞爺湖・伊達市へ、また本道の空の玄関と言われる千歳空港へと通じています。

施設整備の目的

この地点はニセコ町市街地及びニセコ山系への入口という立地条件にあり、国道と道道が交差し広域的な集客力が見込まれることから、ニセコ町の情報発信の基地として、また地域産業の活性化の拠点として位置づけ、地域振興の核施設として、町の総合案内所と宣伝機能をもつ情報プラザとニセコ町の特産品の直売と食を提供するフリースペース棟をメインに、トイレ及び駐車場をニセコ町が整備したものです。

平成２５年度には年間約６３万人の方々にご利用いただいております。

施設の整備・管理主体

記号	施　設　名	管理主体	整備主体	備　　考
A	情報プラザ棟	ニセコ町	ニセコ町	市町村振興補助事業（北海道） 一般財源（ニセコ町）
B	フリースペース棟 （直売コーナー）	ニセコ町	ニセコ町	ビジネス緊急支援事業（農水省） 一般財源（ニセコ町）
C	トイレ棟	ニセコ町	ニセコ町	市町村振興補助事業（北海道） 一般財源（ニセコ町）
D	駐 車 場	ニセコ町	北海道 開発局	道路事業

施設配置図

情報プラザ棟

木造一部鉄骨平屋建
１２７．４５㎡
観光案内・特産品等の販売

フリースペース棟

木造平屋建
３９５．４１㎡

１）直売コーナー

１７２．１２㎡

町内の生産者６０戸が運営する農産品等の直売所で、ニセコの新鮮なじゃがいも、トマト、メロン、米、野菜、花、山菜等の地場産品と加工品の直売所

２）テイクアウトコーナー

大１８.２２㎡×２区画
小１２.１５㎡×３区画
計５区画

ニセコ産の素材を主としたショップ店
・ミルク工房
・おおみちの園
・エフエフ
・べ時イング
・鉄板焼きの日々
（５店）

トイレ棟

木造平屋建　１６４．１０㎡
昼間用トイレ　男性用大３　小６　女性用１１
夜間用トイレ　男性用大１　小１　女性用１
多目的トイレ　洋式１（オストメイト対応）
公衆電話　１台（テレカ対応）
自動販売機　ジュース類、たばこ
パンフレットコーナー

パンフレットコーナー

自動販売機コーナー

乗務員休憩室　木造平屋建　１２．１５㎡　バス乗務員休憩所及び職員休憩室
会議室　２０．２５㎡

乗務員休憩室

会議室

駐 車 場　平成１４年度北海道開発局により改修工事　４，７０６．９㎡
大型車両１０台　普通車１０１台　オートバイ１０台　身障者用２台

建　設　費（平成９年度）
総事業費２２３，６８１千円
（過疎債１６２，６００千円、北海道振興補助金６０，０００千円）
実施設計　１０，２９０千円　　用 地 費　１９，７００千円
建築工事　８６，００５千円　　電気工事　　８，６００千円
機械工事　３０，９００千円　　外構工事　６８，１８６千円

フリースペース棟改修（平成１４年度）
事業費５５，９７７千円
（アグリビジネス緊急支援事業補助金２７，３００千円、過疎債２４，７００千円）
実施計画　１，９５３千円　　建築工事費　４６，２００千円
電気工事　３，６７５千円　　機械工事　　３，３２９千円
解体工事　　６８３千円　　仮設工事　　１３７千円
休 憩 室　４，９１１千円（町単費）

乗務員休憩室増設工事（平成１２年度）
事業費４，９１１千円（町単独事業）

駐車場再整備（平成１４年度）　北海道開発局により整備
用地費　２９，９６４千円　　設計・工事費　６３，０００千円

女子トイレ増設工事（平成１５年度）水力発電施設周辺地域交付金
内　容　女子トイレ５器増設工事
工事費　５，０９３千円

中庭整備改修工事（平成１６年度）まちづくり交付金
内　容　暗渠排水及びインターロッキング
工事費　１，９８５千円

冬期防雪対策工事（平成１６年度）まちづくり交付金
内　容　アクリル板防雪
工事費　４，６４１千円

機能向上工事（平成１８年度）まちづくり交付金
事業費１３，７５５千円
（まちづくり交付金３，５００千円、過疎債６，１００千円）
内　容　無線ＬＡＮシステム整備、トイレ棟ルーフヒーター設置
トイレ棟情報プラザ棟外壁塗装、情報棟物販棚等新設
会議室設置（２０．２５㎡）、直売会事務室拡張（１６．４０㎡）
パンフレット置場設置（４．８６㎡）

機能向上工事

平成２１年度　地域活性化・経済危機対策臨時交付金　事業費４，４００千円

内　容　情報棟レイアウト変更、会議室の設置（倉庫からの改修）入口看板のリニューアル

施設の管理運営方法

施設は直営管理（所管課：商工観光課）、但し、清掃・秩序維持の管理と情報プラザ棟の運営は観光案内業務とともに㈱ニセコリゾート観光協会へ委託。

営業時間等

情報プラザ棟：年中無休　営業時間　午前9時から午後6時

トイレ棟：年中無休　24時間対応

直売コーナー：年末年始休み

営業時間　夏期午前8時30分から午後6時、冬期午前9時から午後5時

テイクアウトコーナー：定休日あり店舗によって異なる

営業時間　夏期午前9時30分から午後4時30分、冬期午前10時から午後4時

道の駅ニセコビュープラザ施設入込数

H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
602,629	628,008	595,366	680,202	627,941	624,722

情報プラザ物販事業売上

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
売上金額	87,029,046	95,335,720	103,502,107	106,036,096	105,346,573
来店数	77,906	78,688	80,582	78,973	78,653
客単価	1,117	1,212	1,284	1,343	1,339

㈱ニセコリゾート観光協会　　情報プラザ棟運営、施設清掃管理

・組　　織

株式会社ニセコリゾート観光協会は、全国で初めて株式会社化した観光協会です。

・設立経緯

かつては、任意団体であったニセコ町観光協会が、ニセコ町とニセコ町民が５０パーセントずつ出資して、平成１５年９月１日に設立した会社です。

会社組織への移行は、行政の財政状況が厳しさを増すことや、行政内に事務局を設置していると、公平公正で一律なサービス提供となり、また、理事会や部会などを経て事業を行う限りは迅速な事業対応が不可能であるとの判断から、株式化を検討し設立されました。

・資本金　　２０００万円
・株　主　　ニセコ町５０％　町民５０％
・代　表　　代表取締役　下田伸一

・事業業務

① ニセコのオリジナル旅行商品の企画、販売及び開発
② ニセコの宿泊、体験及び各施設の斡旋
③ ニセコの観光案内・特産品の販売
④ ＪＲニセコ駅発券業務
⑤ 旅行業法に基づく旅行業・代理店業
⑥ 広告及び宣伝に関する代理業務
⑦ 各種観光客誘致事業
⑧ ラジオニセコの運営

・観光協会の特徴

２００１年　６月　ニセコ町観光協会からニセコリゾート観光協会へ名称変更
２００２年　１月　ニセコ町商工観光課から事務局独立（専任事務局長の設置）
２００２年　７月　事務所移転（役場より情報プラザ棟へ）
２００３年　６月　観光協会総会において株式会社化決定
２００３年　９月　株式会社ニセコリゾート観光協会設立
　　第２種旅行業登録
２０１２年　３月　事務所移転（情報プラザ棟からニセコ市街へ）
　　コミュニティＦＭ（ラジオニセコ）開局

北海道運輸局事業　国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業

GSTC トレーニング受講アンケート　令和元年 9 月 30 日～10 月 2 日

受託：㈱北海道宝島旅行社

１．ご所属等

ご所属名：	お名前：

２．「持続可能な観光の推進」「観光振興」におけるお立場（主として該当する数字に〇をつけてください）

１．DMO や観光協会にて主体的に関わりがある　２．宿泊事業者として関わりがある
３．道の駅や特産品、土産品等、販売事業者として関わりがある　４．行政として関わりがある
５．ガイド等、滞在サービス事業者として関わりがある　６．ツアー造成等、旅行代理店として関わりがある
７．地域商工団体・組合等として関わりがある　８．地域住民として関わりがある
９．その他（　　）

３．今回の参加日程（参加された日程について該当する数字にすべて〇をつけてください）

１．9/30（1 日目）　２．10/2（2 日目）　３．10/3（3 日目）

４．今回のトレーニングを知ったきっかけ

１．地域の行政や観光協会等からの案内　２．受託事業者からの案内（メール・電話・対面・SNS 等）
３．北海道運輸局の HP 告知　４．新聞　５．知人・友人からの案内
６．その他（　　）

５．トレーニングの受講によって「GSTC や持続可能な観光の推進」に関する知識はどのように変化しましたか
（それぞれ該当する数字に〇をつけてください）

受講前）GSTC、持続可能な観光の推進について		受講後）GSTC、持続可能な観光の推進について
１．まったく知らなかった	→	１．あまり理解できなかった
２．少し知っていた		２．少し理解できた
３．概ね知っていた		３．概ね理解できた
４．十分知っていた		４．十分理解できた

６．トレーニングの受講によって「GSTC や持続可能な観光の推進」への取り組み意識はどのように変化しましたか
（それぞれ該当する数字に〇をつけてください）

受講前）取り組んでいくことについて		受講後）取り組んでいくことについて
１．まったく意識していなかった	→	１．今も特に取り組む意識はない
２．少し意識し始めていた		２．少し意識し始めた
３．意識して検討を始めていた		３．意識して検討してみようと思う
４．意識して検討し計画も立てた		４．意識して検討を進め、計画を立てたいと思う
５．意識して検討し計画を立て、実行していた		５．意識は高まり、実行現場で役立てたいと思う

７．トレーニング参加のご感想（それぞれ該当する数字に〇をつけてください）

１．とてもよかった　２．まあまあよかった　３．ふつう　４．あまりよくなかった　５．よくなかった

選択された理由や感想

８．今回のトレーニングに対するご意見・今後の同様の取り組みに向けてのご要望を自由にお書きください。

トレーニングお疲れ様でした。アンケートへのご協力ありがとうございました。

観光事業関係者様必見！

全国に先駆けて持続可能な観光を学ぶ！

GSTC Sustainable Tourism Training Program 受講者募集

修了者にはAsian Ecotourism Networkと日本エコツーリズムセンターから修了証を授与！

世界中で着実に広がるSDGsへの理解。持続可能な観光を学び、選ばれる観光地へ。
国際リゾート地「阿寒湖温泉」から日本のサステイナブル・ツーリズムを進めていきましょう！

国連「持続可能な開発目標（SDGs =Sustainable Development Goals）」は2016年から2030年までの世界全体の開発目標です。これは観光においても例外ではなく、2017年が国連「開発のための持続可能な観光の国際年」に指定されるなど、現在「サステイナビリティ（持続可能性）」が世界共通のキーワードとなっています。

特定の場所に人が集中し過度な環境負荷がかかる、地域本来の持つ魅力を伝えきれない、大量の通過型のスポットとなりごみだけが残される、いわゆる消費収奪型の観光となるなど、これまで地域の持続可能性を損なう観光が問題になってきました。地域の文化や歴史遺産、自然環境を守りながら観光の質を保ちつつ、教育・福祉・コミュニティの活性化などの課題とつなげ、観光を手法に地域づくりに貢献することが重要と考えらます。

「サステイナブル・ツーリズム国際認証」は、国連が進める観光での持続可能性を指標化したものです。なにをもってサステイナブルとするか、具体的にどんな活動が伴うのかを、世界基準のチェック項目で示しています。国際年を機に今後求められる「持続可能な観光地域づくり」とは何か、どう取り組んでいくかを考えていきます。

2019年11月5日(火)～11月7日(木)

3日間通してのご参加が難しい方は、1日目2日目のみのご参加もお受けしております。
※修了証の授与は3日間ご参加の方のみとなります。

会　場	**阿寒湖まりむ館** 阿寒町阿寒湖温泉２丁目６－２０
主催	**北海道運輸局**
共催	**Asian Ecotourism Network / NPO法人日本エコツーリズムセンター** ※NPO法人日本エコツーリズムセンターはAsian Ecotourism Networkの日本サテライトオフィスです。
講　師	**荒井　一洋 氏**（GSTC公認トレーナー・Asian Ecotourism Network理事・日本エコツーリズムセンター理事）
参加費	**無料**
定員	**20名(先着)**
お問い合わせ	**株式会社 北海道宝島旅行社** TEL：XX E-mail:XX

■サステイナブル・ツーリズム国際認証とは■

02_GSTCトレーニング_阿寒
[01_02_GSTCトレーニング]

2008年、国際自然保護連合「第5回世界自然保護会議」において、世界初のサステイナブル・ツーリズム（持続可能な旅行形態）のための基準「世界規模での持続可能な観光クライテリア（GSTCクライテリア）」が発表され、世界中でGSTC（※）が定める国際基準を満たす認証制度づくりが進んでいます。日本国内では、こうした認証・認定制度が普及しておらず、各地で「エコ」や「ほんもの」の名を利用して集客・実施される観光形態は、消費者の混同を招くだけでなく、取り組み内容や提供するツアーの質を見極める事は難しいのが現状です。
NPO日本エコツーリズムセンターでは、国際基準であるGSTCクライテリアを満たす認証制度づくりに取り組んでいます。
（※）GSTC=Global Sustainable Tourism Council(グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会)

GSTCトレーニングプログラム　スケジュール

11月5日（火）	12:30	受付開始
	13:00	トレーニング開始（座学）
		・GSTCとは ・GSTC-観光地域用 *「観光地」における持続可能な観光の基準と指標を学びます。
	18:00	終了
11月6日（水）	9:00	トレーニング開始（座学）
		・GSTC-観光事業者用 ＊宿泊業、旅客業、小売業、ガイド業、農業など、観光に関わる全ての事業者における、持続可能な観光の基準と指標を学びます。
	17:00	終了
11月7日（木）	9:00	トレーニング開始（フィールドワーク）
		・現地を訪ね、GSTCの基準をどのように活用できるか、を学びます。
	17:00	閉会挨拶

講師：荒井　一洋 氏
（GSTC公認トレーナー・Asian Ecotourism Network理事・日本エコツーリズムセンター理事）
1977 年生まれ。札幌市出身。ニュージーランド・Lincoln University・Bachelor of Parks, Recreation, Tourism Management(国立公園管理と自然保全専攻）を 2000 年に卒業。2010 年、北海道大学大学院・観光創造専攻修士課程にて「エコツアーのコスト構造とシャドーワーク」について研究。北海道東川町に移住し、2001 年に「大雪山自然学校」を設立し、2015 年に NPO 法人化。GSTC国際認証公認トレーナーとしても、秋田県仙北市、長崎県島原半島、北海道東川町でGSTC研修を実施。

参 加 申 込 書 （株式会社　北海道宝島旅行社/担当:満保宛）

申込締切:10月31日(木)

お一人様1枚、下記、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXかメールにてお申込みください。なお、こちらからの折り返しの連絡をもって申込完了とさせていただきますので、必ず電話番号かメールアドレスをご記入ください。10月31日の締切前に連絡がない場合はお手数ですが、お問合せをお願いします。

FAX　XX　　E-mail　XX

フリガナ お名前	会社名／ 所属団体名
〒 住所	
TEL	メール アドレス

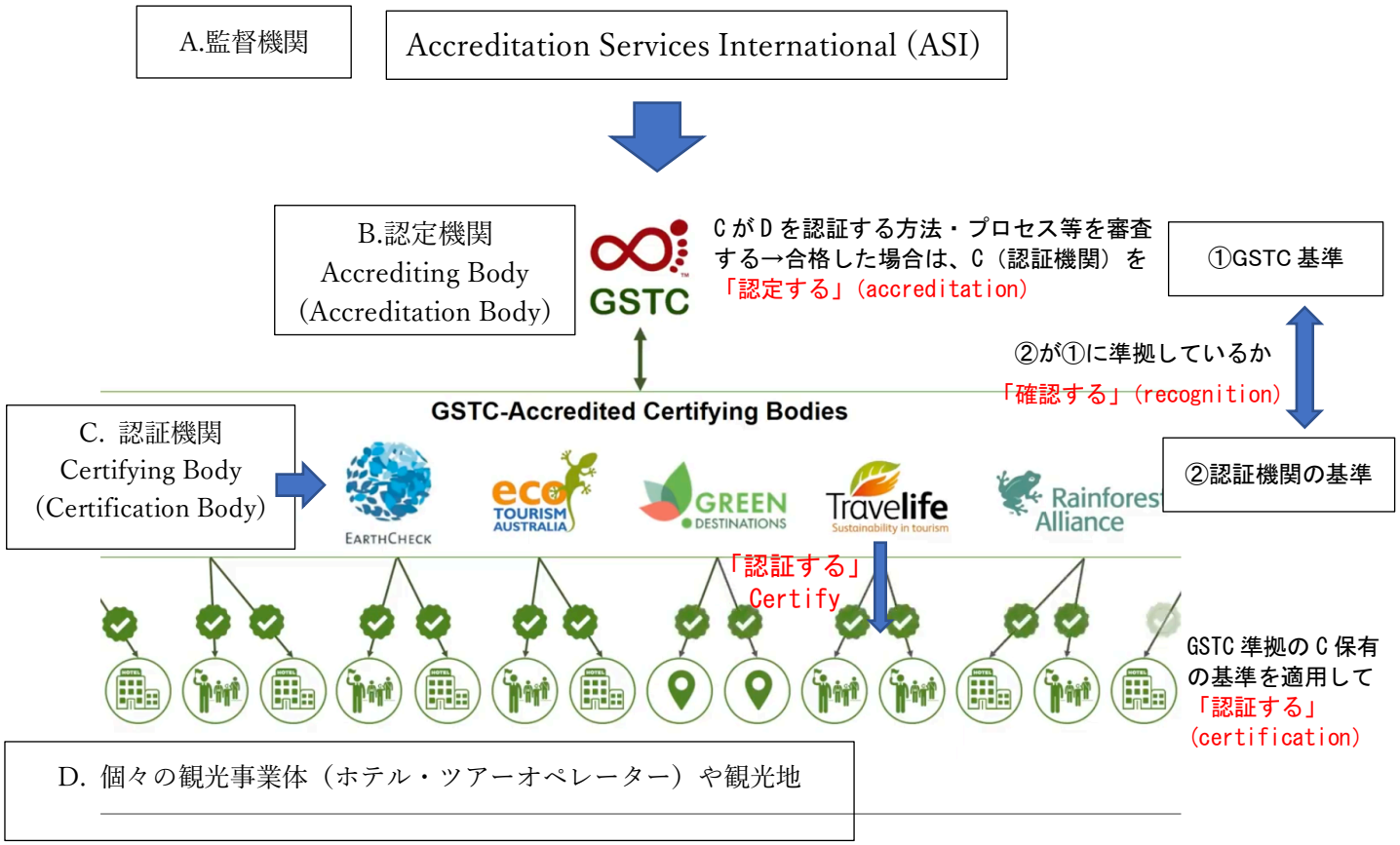
A.監督機関
Accreditation Services International (ASI)
B.認定機関
Accrediting Body
(Accreditation Body)
GSTC
CがDを認証する方法・プロセス等を審査する→合格した場合は、C（認証機関）を「認定する」(accreditation)
①GSTC 基準
②が①に準拠しているか
「確認する」(recognition)
②認証機関の基準
GSTC-Accredited Certifying Bodies
C. 認証機関
Certifying Body
(Certification Body)
EARTHCHECK
eco TOURISM AUSTRALIA
GREEN DESTINATIONS
Travelife
Sustainability in tourism
Rainforest Alliance
「認証する」
Certify
GSTC 準拠のC保有の基準を適用して「認証する」(certification)
D. 個々の観光事業体（ホテル・ツアーオペレーター）や観光地

北海道運輸局事業　国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業

GSTC トレーニング受講アンケート　令和元年 11 月 5 日～11 月 7 日

受託：㈱北海道宝島旅行社

１．ご所属等

ご所属名：	お名前：

２．「持続可能な観光の推進」「観光振興」におけるお立場（主として該当する数字に〇をつけてください）

１．DMO や観光協会にて主体的に関わりがある　２．宿泊事業者として関わりがある
３．道の駅や特産品、土産品等、販売事業者として関わりがある　４．行政として関わりがある
５．ガイド等、滞在サービス事業者として関わりがある　６．ツアー造成等、旅行代理店として関わりがある
７．地域商工団体・組合等として関わりがある　８．地域住民として関わりがある
９．その他（　　）

３．今回の参加日程（参加された日程について該当する数字にすべて〇をつけてください）

１．9/30（1 日目）　２．10/2（2 日目）　３．10/3（3 日目）

４．今回のトレーニングを知ったきっかけ

１．地域の行政や観光協会等からの案内　２．受託事業者からの案内（メール・電話・対面・SNS 等）
３．北海道運輸局の HP 告知　４．新聞　５．知人・友人からの案内
６．その他（　　）

５．トレーニングの受講によって「GSTC や持続可能な観光の推進」に関する知識はどのように変化しましたか
（それぞれ該当する数字に〇をつけてください）

受講前）GSTC、持続可能な観光の推進について		受講後）GSTC、持続可能な観光の推進について
１．まったく知らなかった	→	１．あまり理解できなかった
２．少し知っていた		２．少し理解できた
３．概ね知っていた		３．概ね理解できた
４．十分知っていた		４．十分理解できた

６．トレーニングの受講によって「GSTC や持続可能な観光の推進」への取り組み意識はどのように変化しましたか
（それぞれ該当する数字に〇をつけてください）

受講前）取り組んでいくことについて		受講後）取り組んでいくことについて
１．まったく意識していなかった	→	１．今も特に取り組む意識はない
２．少し意識し始めていた		２．少し意識し始めた
３．意識して検討を始めていた		３．意識して検討してみようと思う
４．意識して検討し計画も立てた		４．意識して検討を進め、計画を立てたいと思う
５．意識して検討し計画を立て、実行していた		５．意識は高まり、実行現場で役立てたいと思う

７．トレーニング参加のご感想（それぞれ該当する数字に〇をつけてください）

１．とてもよかった　２．まあまあよかった　３．ふつう　４．あまりよくなかった　５．よくなかった

選択された理由や感想

８．今回のトレーニングに対するご意見・今後の同様の取り組みに向けてのご要望を自由にお書きください。

トレーニングお疲れ様でした。アンケートへのご協力ありがとうございました。

アクションプラン案

Green Destinations Sustainable Destinations TOP100

申請とその後に向けて

2020年　月　日

株式会社　北海道宝島旅行社

GSTC認証の取得とは

GSTCの国際認証の仕組みは以下のようになっています。
MSCやFSCと同様、GSTCも認証団体を公認します。認められた認証団体（現在6つ）が個別の事業者・地域を認証します。ニセコ町が取り組む場合、地域での申請が考えられ、現状Green Destinationsの認証取得が最適と思われます。

Green Destinations（GD）とは

GDは、持続可能な観光のための非営利団体であり、専門機関、企業、学術機関のグローバルパートナーシップをリードしています。本部はオランダにあり、ヨーロッパを中心に世界各地にメンバーがいます。国連の関連機関で世界のサステイナブル・ツーリズム認証のベースを示しているGSTC（Global Sustainable Tourism council）に認められた、サステイナブル・ツーリズムの地域を認証する機関になっています。

○GDのクライテリア

GDは、GSTCの基準をもとに、100に及ぶ基準を提示しています。世界基準となるサステイナブル・ツーリズムの地域として認定されるには、この100項目をクリアする必要があります。そのうちの基本的な30項目をクリアすることが、以下の「TOP100」にエントリーする条件となっており、60項目以上のクリアを条件に、その達成割合によってブロンズからプラチナまでのラベル（4段階）の授与がなされる「アワード」があります。

○THE 'SUSTAINABLE TOP 100'（持続可能な観光地100選）

2014年からスタートした世界の持続可能な観光地を100件発表するコンテストです。毎年3月に開催の世界最大の観光コンベンション「ITBベルリン」でその年のTOP100が発表されます。これまでに日本から選ばれたのは釜石市（2018年）だけです。選ばれた100地域はHPで紹介されるほか、TOP100のラベルとともにPRに使えます。
クリアすべき30項目は次ページの通りで、エントリーは基本英語です。締め切りは2020年8月です。9月末にオランダで開催のグローバル・グリーンディスティネーションズ・デイ（GGDD）で発表されます。エントリーは無料です。

○アワード

いきなり100項目のクリアが容易ではないことから、100項目のうち60以上で、アワードとして表彰され、それぞれに今後の取組についてコメントがあります。60以上でブロンズ、70以上でシルバー、80以上でゴールド、90以上でプラチナのアワードとなります。このラベルを使いPRすることができます。毎年、発表と評価が出ます。

○リーダーズプログラム

2018年からスタートしたプログラムで、専門家から直接指導やアドバイスを受け、それぞれの質を高めた世界的なネットワークを作るものです。任意で参加するものです。TOP100を目指し、アワードをとりランクを上げるために専門家から指導が受けられます。年間6,000～8,000ユーロがかかります。

http://greendestinations.org/

THE 'SUSTAINABLE TOP 100'（持続可能な観光地100選）に必要な30のクライテリア

1.1 Sustainability Coordinator（サステイナビリティ・コーディネーター）
　持続可能な観光地運営を、適正に実施し報告する責任と権限が与えられた担当者がいる。

1.3 Vision（ビジョン）
　観光地がステークホルダーと協議して策定したビジョンは、持続可能性に関する原則を含み、一般に公開している。

1.6 Inventory（観光資源のリストアップ）
自然や文化に関する観光資源のリストは一般に公開されており、また定期的に更新されている。

1.8 Tourism Policy（観光施策）
　観光政策や観光戦略は複数年計画として立てられ、常に更新され一般に公開されている。これらの政策や戦略は、環境、美観、社会、文化、経済、品質、健康と安全などの事項に対応している。

2.1 Nature Protection（環境の保護）
　自然環境、生息地、生物種、生態系（海洋、水域を含む）の保全に効果的に取り組んでいる。自然環境の悪化を抑制し、必要に応じて対応し、回復または補償の措置を行っている。

2.2 Natural resource protection（自然資源の保護）
　自然資源の保護は適切に計画され、実施されている。持続可能でない利用は避けている。

2.7 Animal Ethics（動物に対する倫理）
　観光における動物の扱いにおいて、不必要な苦痛、病気、致死のリスクを減らすための適切な管理ができている。

2.8 Landscape & Scenery（風景と景観）
　自然と田舎の美しい景観が保護され、その土地らしさが維持されている。景観の悪化や、都市の無秩序な拡大から効果的に守られている。

3.2 Air pollution（大気汚染）
　BA（ベースライン・アセスメント）に基づいて、大気汚染の影響とリスクへの適切な対策がとられている。観光が要因の大気汚染について、適切にコントロールされている。

3.9 Waste water treatment（排水処理）
　適切な排水処理の計画があり、人々や環境への影響が最小化されるよう関連の規制条例などが整備されている。この計画には、浄化槽の配置、保守管理、廃水の水質検査なども含まれる。

3.10 Soft mobility（地球に優しい移動手段）
　観光客が多いゾーンでは、（BAに基づいて）環境への影響を考慮し、環境負荷の高い交通手段を最小限に抑え、徒歩や自転車の利用を促進するソフト・モビリティ戦略がある。

3.14 Solid waste reduction（固形廃棄物の減量）
　廃棄物は適切にモニターされ、減量化、分別、リサイクル化を進めている。とくにプラスチック廃棄物の減量化に重点をおき、量的目標を設定している。

3.15 Waste separation（廃棄物の分別）
　自治体が回収する廃棄物と産業廃棄物をそれぞれ分別できる施設が備えられている。

3.17 Energy consumption（エネルギー消費量のモニタリング）
　観光地において省エネ化が進められている。住民と観光客に対し、安全性やサービスの質を落とさない範囲でエネルギー消費量の削減を推奨している。

3.18 Reduction fossil fuel dependency（化石燃料への依存度の低減）
　化石燃料への依存度を低減し、再生可能エネルギー技術を振興する適切な対策をとっている。

4.1 Cultural heritage conservation（文化遺産の保護）
　文化遺産の保護と、文化的資源（たとえば建造物とその敷地、特徴的あるいは伝統的な建築物、都市設計、独自の文化が感じられる場所、都市景観、考古学的な遺跡など）の本物の魅力や美しさを表す見せ方は、国際的に認識されている標準に基づいて適切に管理され、対策が講じられている。

THE 'SUSTAINABLE TOP 100'（持続可能な観光地100選）に必要な30のクライテリア

4.3 Managing tourism impacts on culture（文化に対する影響の管理）
　文化的に価値のある場所、歴史的な建造物、文化的に重要な景観、土地利用、その土地らしさが感じられる場所においては、観光が悪影響をおよぼさないよう配慮している。破損や、損壊、価値を損なう行為は規制され、対策が講じられている。

4.4 Intangible heritage（無形文化遺産の保護）
　無形文化遺産や地域の生活文化を敬い、適切に保護している。

4.5 Respecting authenticity（本物への敬意）
　地域の生活文化、伝統を敬い保護し地域の行事を支援するとともに、観光はそれらを阻害しない。こうした文化や伝統を観光で見学する場合は、誠意と敬意を払っている。伝統行事を再現する場合には、真正性を重視する。

5.5 Protection of people（人権の保護）
　法に則り、商業的、性的、その他あらゆる形態の搾取またはハラスメントを防ぐ方針がある。特に児童、青少年、女性、マイノリティ、その他の社会的弱者に対して配慮している。

5.9 Residents informed about sustainable tourism（地域住民の観光への理解）
　地域住民は、観光開発による機会の創出、課題、持続可能性についての議論に、定期的に参加している。

5.11 Inhabitant satisfaction（地域住民の満足度）
　観光開発と観光地管理に対する住民の満足度について、定期的なフィードバックがあり、その結果は適宜報告し公開している。

5.12 Community Empowerment（地域社会の地位向上）
　地域資源の運営において、地域コミュニティとの協働を積極的にはかり、観光地の内外で地域の世話役が育成されることを目指している。

5.13 Optimising private sector contribution（民間部門の貢献）
　民間部門が地域経済に貢献できるよう対策を講じている。とくに地元の中小企業に対し、配慮と支援を行っている。

5.14 Promoting local products and services（地域の特産や特色あるサービスの奨励）
　フェアトレードの方針に基づき、観光のバリューチェーンに地元の職人、生産者、サービス提供者を加えることを支援している。地域の自然や文化、地域性、地域経済に貢献する特産品と持続可能な商品を奨励している。この中には食品、飲料、工芸品、芸能、農産品なども含まれる。

5.17 Optimising social impacts（社会に与える影響の最適化）
　旅行者が、地域住民や他の旅行者に与える影響について適切にモニタリングし、旅行者の地域経済への貢献を最大化させる手段を講じている。

5.18 Real estate exploitation（不動産開発）
　不動産開発が地域社会に与える影響について適正にモニタリングしており、地域経済への貢献を最大化させる手段を講じている。

5.20 Health & safety prevention（健康と安全の為の対策）
　犯罪、違法行為、健康被害、あらゆる危険に適切な対応ができるよう、情報提供を行っている。

6.1 Sustainability standards（持続可能性の基準）
　GSTCの観光産業向け指標に準拠した国際的に認知されている持続可能性の基準を、観光地やビジネス部門が推進している。

6.12 Visitor behavior at sensitive sites（配慮が必要な観光地における旅行者の行動）
　配慮が必要な観光地への悪影響を最小限にとどめ、旅行者のふさわしい行動を促すためのガイドラインが作成されており、入手可能である。ガイドライン作成には、地元のステイクホルダーが関わっている。

ニセコ町での今後の進め方(案）

現状の取り組みのチェックと認証取得の道筋をつける

2019年10月　GSTC-D（GD)がどの程度出来ているかの現状把握ヒアリング
今後の進め方のイメージづくり
2020年12月末 GD「THE SUSTAINABLE TOP 100」の30分の15項目程度をチェック、資料を集める。
担当者の決定、プロジェクトチーム結成、
やるか、やらないか判断をするための資料づくり
2020年1月末　町内関係者向けに説明会
「やる」となれば残り15項目のチェックを進める
2020年3月末　GD「THE SUSTAINABLE TOP 100」”Early bird” への申請
2020年8月末　GD「THE SUSTAINABLE TOP 100」本申請
2020年9月　GD「グローバル・グリーン・ディスティネーションズ・デイへの参加」
世界各地の実践者との交流、情報交換など

【TOP100決定できれば】
〇関係機関を集めての報告会、今後に向けた協力要請
〇さらなる取り組みへの検討
〇ニセコ町民へ向けたわかりやすい打ち出し方の検討
〇ベルリンITBやGSTCフォーラムへの
〇GD認証取得に向けた申請書作成（2021年7月締切 まずはブロンズアワード60％を目指す）

TOP100に選ばれた後の展開案

日本でのTOP100選定はこれまで釜石市だけなため、観光関連、地域づくり関連での注目が集まることが想定されます。
しかしながら、地域においてもサステイナブル・ツーリズムについて、また世界のTOP100 に選ばれることについて認知が進んでいないのも事実で、サステイナブル・ツーリズムとはどんなことか「 THE SUSTAINABLE TOP 100」に選ばれることはどういうことかを広くご理解いただくことが必要です。

〇役場内、観光関連団体間で情報共有、協力体制確立

→GD100のクライテリアには、温暖化対策や廃棄物処理、環境保全、人権や国際理解など、観光以外のセクションと連携していく必要があります。まずは町の中での認知の拡大、横断的な連携体制をつくることを提案します。

〇さらなる取り組みへの検討

→TOP100はスタートであり、GDの100のクライテリアに今後は取り組んでいく必要があります。まずはアワードのブロンズ取得を目指し、すでに取り組んでいるものを中心にニセコ町でのSTの進展状況を確認し、申請する準備を進めます。

〇ニセコ町民へ向けたわかりやすい打ち出し方の検討

→ニセコ町民に対しての巻き込みや情報発信がまだ不十分です。情報公開と、計画づくりへの市民セクターの参画はクライテリアにも示されており、町の観光ビジョンとともにSTについての認知の拡大をはかります。そのためにも、STについて、その項目についてわかりやすく打ち出す必要があります。

〇近隣地域や道・国などとの連携

→STに取り組む釜石を近隣地域はもちろん国レベルで、広くPRしていくことも重要です。視察の受け入れや他地域での認証取得への支援などが求められます。加えて、その他の観光振興プロジェクトや地域づくり事業などのつながりの中で、STの浸透や連携しての観光振興を進められることが望ましく、ニセコ町から外への発信、働きかけを進めます。

TOP100に選ばれた後の展開案
～2020年度の具体的アクション

2020年度の具体的な展開として、まずは理解者を増やすことに重点を置き、以下の展開を提案します。

○STとクライテリアのわかりやすい紹介ツール作成

→STについてと、GD100のクライテリアを一般にわかりやすくまとめたパンフレットや冊子をつくり、頒布する。そのための情報整理と表現を検討する。

○STをテーマにした市民向けフォーラムの開催

→多くの市民にSTについて関心をもってもらい、理解いただくためのフォーラムやシンポジウムを企画、開催する。注目を集めるような工夫と、上記のツールをお披露目することも含め打ち出す。

○役場の各セクション・近隣地域・関係機関との連絡会議の構築

→関係セクターのご理解と連携を深めることを目指して、関係者が集まる会議や連絡会を設定。そこから次なるアクションを生み出す起点にしていく。

アクションプラン案_ニセコ

Green Destinations（GD） 認定に向けたアクションプランについて

Green Destinationsは、GSTC国際認証基準に準拠して、100基準を提示しています。国際的に持続可能な観光地として認定されるには、この100項目をクリアすることになります。

最終的なGD認定を取るまでの中長期的な流れは
1年目：基本的な30項目をクリアし、「Green DestinationsTOP100」に選定
国際的に「阿寒が持続可能な観光地を目指している」と認知される。
2年目：60項目以上をクリアし、ブロンズアワードを受賞
3年目：70項目以上をクリアし、シルバーアワードを受賞
4年目：80項目以上をクリアし、ゴールドアワードを受賞
5年目：90項目以上をクリアし、プラチナアワードを受賞
6年目：100項目をクリアし、Green Destinations認定
「Top100」やアワードを受賞した時は、Green Destinationsの年次イベントと、ITBベルリン（ドイツベルリンで行われる国際旅行博）にて紹介され、世界の旅行関係者に「持続可能な観光地を目指す地域」として認知されることになります。

ここでは、一番初めに行う「Top100」に選ばれるまでのアクションプランをご提示します。100項目中の指定された30項目をどのように書くかについて、説明いたします。

Top100（30項目）の申請書はOn Lineで作成し、申請します。GD事務局に連絡し、申請書作成のログインIDとパスワードを貰います。

ログインをした後は、以下の30項目に関する質問がありますので、その質問に答え、その答えを証明する証明資料を添付します。申請書に打ち込む時の対応言語は英語だけです。添付資料は日本語のもので構いません。

番号	タイトル	説明	実施内容	必要書類
1.1	Sustainability Coordinator（サステイナビリティ・コーディネーター）	持続可能な観光地運営を、適正に実施し報告する責任と権限が与えられた担当者がいる。	担当者氏名を記入する。	その仕事の職務明細書と担当者の職務経歴書を添付する。
1.3	Vision(ビジョン）	観光地がステークホルダーと協議して策定したビジョンは、持続可能性に関する原則を含み、一般に公開している。	観光地を定義する（自治体単位が考えやすい）	そのビジョンを添付する。
			自治体や観光協会で策定したビジョンが対象となる。そこには「持続可能性」に関することが書かれている。	またそのビジョンやビジョン策定のプロセスが示されている資料が公開されているWebのリンクを張る。
			その観光地のビジョンと、ビジョンが出来るまでのプロセスを書き出す。ビジョン策定検討会議の議事録などが対象となる。	
2.1	Inventory(観光地のリストアップ）	自然や文化に関する観光資源のリストは一般に公開されており、また定期的に更新されている。	観光資源として、景観資源、自然環境自然、歴史文化資源、観光アトラクション、観光インフラ、利害関係者等がリストアップされていること。	観光資源のリストが書かれているWebのリンクを張る。
2.3	Tourism Policy（観光施策）	観光政策や観光戦略は複数年計画として立てられ、常に更新され一般に公開されている。これらの政策や戦略は、環境、美観、社会、文化、経済、品質、健康と安全などの事項に対応している。	対象とする既存の観光政策を選ぶ。	その観光政策を添付する。公開されているWebのリンクを張る。
			それがどのような目的とプロセスで作成され、何か年計画で、何年ごとに更新されているか等を説明する。	
5.1	Nature Protection（環境の保護）	自然環境、生息地、生物種、生態系（海洋、水域を含む）の保全に効果的に取り組んでいる。自然環境の悪化を抑制し、必要に応じて対応し、回復または補償の措置を行っている。	いくつかの対象(自治体指定の保護区、国定公園・国立公園・天然記念物・世界遺産等)を選び、環境保護に関する問題点や課題について説明すること。	それらの証明書類を添付する。例えば、自然公園の管理計画、天然記念物の保護に関する管理計画、現場のゴミ拾い活動の実施報告書など。理想とされる実施内容と証拠資料は4ステップ、①法律・条例がある、②実施計画がある、③実行している、④結果をモニタリングしている。
			どのように自然が保護されているかを説明すること。	
			方針、実施計画、法律、条例には、環境問題がどのように言及されているかを説明すること。	
5.2	Natural resource protection（自然資源の保護）	自然資源の保護は適切に計画され、実施されている。持続可能でない利用は避けている。	自然資源とは、石炭や天然ガスや水など産業に活用できる資源をさしている。温泉も含まれる。	それらの証明書類を添付する。例えば、砂利採掘場の管理計画など。理想とされる実施内容と証拠書類は4ステップで①法律・条例がある、②実施計画がある、③実行している、④結果をモニタリングしている。
			いくつかの対象（水資源・木材資源・鉱物資源等）を選び、環境保護に関する問題点や課題について説明すること。	
			方針、実施計画、法律、条例には、環境問題がどのように言及されているかを説明すること。	
6,2	Animal Ethics（動物に対する倫理）	観光における動物の扱いにおいて、不必要な苦痛、病気、致死のリスクを減らすための適切な管理ができている。	対象となる動物を書く(キタキツネ・エゾシカ・ヒグマ・オオハクチョウ等)。或いは地域が、その地域の動物全般を対象としている場合は、そのように書く。	それらの証明書類を添付する。例えば、北海道動物の愛護及び管理に関する条例など。理想とされる実施内容と証拠書類は4ステップで①法律・条例がある、②実施計画がある、③実行している、④結果をモニタリングしている。
			方針、管理計画、法律、条例において、動物の福祉がどのように保障されているかについて言及する。	
7.1	Landscape & Scenery（風景と景観）	自然と田舎の美しい景観が保護され、その土地らしさが維持されている。景観の悪化や、都市の無秩序な拡大から効果的に守られている。	風景や景観がどのように保全されているかを、具体的な地域名をあげて説明する。	それらの証明書類を添付する。例えば、景観条例など。理想とされる実施内容と証拠書類は4ステップで①法律・条例がある、②実施計画がある、③実行している、④結果をモニタリングしている。
			方針、管理計画、法律、条例において、景観保全がどのように保障されているかについて言及する。	
8.2	Air pollution（大気汚染）	BA（ベースライン・アセスメント）に基づいて、大気汚染の影響とリスクへの適切な対策がとられている。観光が要因の大気汚染について、適切にコントロールされている。	BA(現状を把握するための基礎調査）を行い、どのような大気汚染が起きているかを確認し、明示する。	それらの証明書類を添付する。例えば、大気汚染に関する調査報告書など。その問題について、地域へ発信している新聞や広報誌にある記事などを添付する。
			その大気汚染がどのように地域として認識されているかを説明する。	

アクションプラン案_ニセコ

9.4	Waste water treatment（排水処理）	適切な排水処理の計画があり、人々や環境への影響が最小化されるよう関連の規制条例などが整備されている。この計画には、浄化槽の配置、保守管理、廃水の水質検査なども含まれる。	観光地においてどのように排水処理が行われているかを説明する。 最近はどのような課題があるかを説明する。 それらがどのように対応されているかを説明する。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。 住民説明会などの議事録を添付する。
10.1	Soft mobility（地球に優しい移動手段）	観光客が多いゾーンでは、（BAに基づいて）環境への影響を考慮し、環境負荷の高い交通手段を最小限に抑え、徒歩や自転車の利用を促進するソフト・モビリティ戦略がある。	移動手段についてどのような環境への悪影響があるかを説明する。改善に向けた計画などを説明する。 環境に影響の少ない乗り物やエンジンを使わない乗り物を推進することについて、どのように行動しているかを説明する。	観光計画においてソフトモビリティに関する方針が書かれている箇所などを添付する。実行計画として、ソフトモビリティの研修会やモデルツアー等を実施した場合はその報告書を添付する。
11.1	Solid waste reduction（固形廃棄物の減量）	廃棄物は適切にモニターされ、減量化、分別、リサイクル化を進めている。とくにプラスチック廃棄物の減量化に重点をおき、量的目標を設定している。	固形廃棄物の処理方法や、どのように固形廃棄物が減らされているかを説明する。 最近の課題は何かを説明する。	固形廃棄物の減量に関する資料（廃棄物処理の条例や実施計画など）を添付する。
11.2	Waste separation（廃棄物の分別）	自治体が回収する廃棄物と産業廃棄物をそれぞれ分別できる施設が備えられている。	どのような廃棄物処理のインフラが整っているかを説明する。 それらの施設はどのようなものがあるかをリストアップする。	自治体が実施する廃棄物分別表などを添付する。廃棄物処理施設のリストやWebサイトを添付する。
12.1	Energy consumption（エネルギー消費量のモニタリング）	観光地において省エネ化が進められている。住民と観光客に対し、安全性やサービスの質を落とさない範囲でエネルギー消費量の削減を推奨している。	どのようにエネルギーの消費量を減らしているかを説明する。観光協会として各事業者にガイドラインを出しているなども対象となる。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。
12.2	Reduction fossil fuel dependency（化石燃料への依存度の低減）	化石燃料への依存度を低減し、再生可能エネルギー技術を振興する適切な対策をとっている。	化石燃料への依存を減らすために、どのような対策をしているかをあげる。 どのようなステイクホルダーが関わっているかを説明する。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などを添付する。
14.1	Cultural heritage conservation（文化遺産の保護）	文化遺産の保護と、文化的資源（たとえば建造物とその敷地、特徴的あるいは伝統的な建築物、都市設計、独自の文化が感じられる場所、都市景観、考古学的な遺跡など）の本物の魅力や美しさを表す見せ方は、国際的に認識されている標準に基づいて適切に管理され、対策が講じられている。	このような文化遺産はどのように保護されているかを説明する。 方針、管理計画、法律、条例においてどのような悪影響が懸念されているかを書く。（対象外の場合もある。その時はN/A（Not Applicable:対象外と書く）	それらの証明書類を添付する。例えば、天然記念物の保護に関する計画など。理想とされる実施内容と証拠資料は4ステップ、①法律・条例がある、②実施計画がある、③実行している、④結果をモニタリングしている。
14.3	Managing tourism impacts on culture（文化に対する影響の管理）	文化的に価値のある場所、歴史的な建造物、文化的に重要な景観、土地利用、その土地らしさが感じられる場所においては、観光が悪影響をおよぼさないよう配慮している。破損や、損壊、価値を損なう行為は規制され、対策が講じられている。	観光地は、文化遺産の価値や「ほんもの」であることが、観光によって悪影響を受けていない状態であることを、どのように保証しているかを説明する。	文化的に価値のある場所などのリストを添付する。「悪影響を受けないことを保証している状態」を証明するのは難しいが、悪影響を受けないようにパトロールやモニタリングをしているその記録を添付するなどでも良い。
15.1	Intangible heritage（無形文化遺産の保護）	無形文化遺産や地域の生活文化を敬い、適切に保護している。	どのように無形文化遺産(お祭りやアイヌ文化等)が保護されているかを説明する。 方針、管理計画、法律、条例においてどのような悪影響が指摘されているかを説明する（対象外の場合もある。その時はN/A（Not Applicable:対象外と書く）	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。
15.2	Respecting authenticity（本物への敬意）	地域の生活文化、伝統を敬い保護し地域の行事を支援するとともに、観光はそれらを阻害しない。こうした文化や伝統を観光で見学する場合は、誠意と敬意を払っている。伝統行事を再現する場合には、真正性を重視する。	観光がその地域の生活文化に悪影響を与えないように、何をしているかを説明する。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。
16.5	Protection of people（人権の保護）	法に則り、商業的、性的、その他あらゆる形態の搾取またはハラスメントを防ぐ方針がある。特に児童、青少年、女性、マイノリティ、その他の社会的弱者に対して配慮している。	人権保護に関する最近の課題は何かを説明する。 人権保護について、方針、実施計画とその評価について説明する。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。
17.2	Residents informed about sustainable tourism（地域住民の観光への理解）	地域住民は、観光開発による機会の創出、課題、持続可能性についての議論に、定期的に参加している。	「地域住民の観光への理解」に関する方針とアクションについて説明する。	証拠書類として、住民会議や観光協会総会の議事録を添付する。
17.4	Inhabitant satisfaction（地域住民の満足度）	観光開発と観光地管理に対する住民の満足度について、定期的なフィードバックがあり、その結果は適宜報告し公開している。	地域住民の満足度はどのようにモニタリングされているかを説明する。	満足度調査の報告書や、他者(大学の研究など）が実施した研究報告書などを添付する。それが公開されているWebのリンクを張る。
17.5	Community Empowerment（地域社会の地位向上）	地域資源の運営において、地域コミュニティとの協働を積極的にはかり、観光地の内外で地域の世話役が育成されることを目指している。	観光によって、地域住民の地位向上やはどのようになされてるかを説明する。	世話役として活動している人、候補者のリストがある。地域活動の記録や、地位向上と考えられる調査結果を添付する。
18.1	Optimising private sector contribution（民間部門の貢献）	民間部門が地域経済に貢献できるよう対策を講じている。とくに地元の中小企業に対し、配慮と支援を行っている。	地域の起業家をどのようにサポートしているかを説明する。自治体の制度や、商工会の支援事業や制度も対象と考えられる。	商工会の支援事業のチラシや、実績を添付する。
18.2	Promoting local products and services（地域の特産や特色あるサービスの奨励）	フェアトレードの方針に基づき、観光のバリューチェーンに地元の職人、生産者、サービス提供者を加えることを支援している。地域の自然や文化、地域性、地域経済に貢献する特産品と持続可能な商品を奨励している。この中には食品、飲料、工芸品、芸能、農産品なども含まれる。	経済貢献に留まらず、どのような「地域に責任ある貢献」がなされているかを説明する。適切な対価を払うことで職人の技術を継承するなども想定される。	DMOや観光協会でガイドラインなどがあれば添付する。個別の活動の場合は、その記録やイベントのチラシなどを添付する。
19.1	Optimizing social impacts（社会に与える影響の最適化）	旅行者が、地域住民や他の旅行者に与える影響について適切にモニタリングし、旅行者の地域経済への貢献を最大化させる手段を講じている。	旅行者の不適切な行動を最小化する方策を説明する。研究機関との共同研究や、大学生の論文のテーマとして取り上げてもらうことも考えられる。 旅行者の地域経済への貢献を最大化する方策を説明する。	調査報告書を添付する。

			それらをどのようにモニタリングしているかを説明する。	
19.2	Real estate exploitation（不動産開発）	不動産開発が地域社会に与える影響について適正にモニタリングしており、地域経済への貢献を最大化させる手段を講じている。	不動産開発の現状について説明する。 負の影響をどのように回避しているかを説明する。（対象外の場合もある。その時はN/A （Not Applicable:対象外と書く）	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。
20.10	Health & safety prevention and responce（健康と安全の為の対策と対応）	犯罪、違法行為、健康被害、あらゆる危険に適切な対応ができるよう、情報提供を行っている。	現状の犯罪、安全、健康に関するリスクをあげる。 それらを防ぐためにどのような対策が取られているかを説明する。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。
21.1	Sustainability standards（持続可能性の基準）	GSTCの観光産業向け指標に準拠した国際的に認知されている持続可能性の基準を、観光地やビジネス部門が推進している。	民間事業者に対して、どのように持続可能性の基準を推進しているかを説明する。	GSTCの研修会に参加した人のリストや、それ以外の研修会の実施報告書を添付する。
22.3	Visitor behavior at sensitive sites（配慮が必要な観光地における旅行者の行動）	配慮が必要な観光地への悪影響を最小限にとどめ、旅行者のふさわしい行動を促すためのガイドラインが作成されており、入手可能である。ガイドライン作成には、地元のステイクホルダーが関わっている。	配慮が必要な観光地でどのように旅行者の行動が管理されているかを説明する。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。

アクションプラン案 阿寒

Green Destinations（GD） 認定に向けたアクションプランについて

Green Destinationsは、GSTC国際認証基準に準拠して、100基準を提示しています。国際的に持続可能な観光地として認定されるには、この100項目をクリアすることになります。

最終的なGD認定を取るまでの中長期的な流れは
1年目：基本的な30項目をクリアし、「Green DestinationsTOP100」に選定.国際的に「阿寒が持続可能な観光地を目指している」と認知される。
2年目：60項目以上をクリアし、ブロンズアワードを受賞
3年目：70項目以上をクリアし、シルバーアワードを受賞
4年目：80項目以上をクリアし、ゴールドアワードを受賞
5年目：90項目以上をクリアし、プラチナアワードを受賞
6年目：100項目をクリアし、Green Destinations認定
「Top100」やアワードを受賞した時は、Green Destinationsの年次イベントと、ITBベルリン（ドイツベルリンで行われる国際旅行博）にて紹介され、世界の旅行関係者に「持続可能な観光地を目指す地域」として認知されることになります。

ここでは、一番初めに行う「Top100」に選ばれるまでのアクションプランをご提示します。100項目中の指定された30項目をどのように書くかについて、説明いたします。

Top100（30項目）の申請書はOn Lineで作成し、申請します。GD事務局に連絡し、申請書作成のログインIDとパスワードを貰います。

ログインをした後は、以下の30項目に関する質問がありますので、その質問に答え、その答えを証明する証明資料を添付します。申請書に打ち込む時の対応言語は英語だけです。添付資料は日本語のもので構いません。

番号	タイトル	説明	実施内容	必要書類
1.1	Sustainability Coordinator（サステイナビリティ・コーディネーター）	持続可能な観光地運営を、適正に実施し報告する責任と権限が与えられた担当者がいる。	担当者氏名を記入する。	その仕事の職務明細書と担当者の職務経歴書を添付する。
1.3	Vision(ビジョン）	観光地がステークホルダーと協議して策定したビジョンは、持続可能性に関する原則を含み、一般に公開している。	観光地を定義する（釧路市/阿寒町/阿寒湖畔のいずれか）	そのビジョンを添付する。
			市や観光協会で策定したビジョンが対象となる。そこには「持続可能性」に関することが書かれている。	またそのビジョンやビジョン策定のプロセスが示されている資料が公開されているWebのリンクを張る。
			その観光地のビジョンと、ビジョンが出来るまでのプロセスを書き出す。ビジョン策定検討会議の議事録などが対象となる。	
2.1	Inventory(観光地のリストアップ）	自然や文化に関する観光資源のリストは一般に公開されており、また定期的に更新されている。	観光資源として、景観資源、自然環境自然、歴史文化資源、観光アトラクション、観光インフラ、利害関係者等がリストアップされていること。	観光資源のリストが書かれているWebのリンクを張る。
2.3	Tourism Policy（観光施策）	観光政策や観光戦略は複数年計画として立てられ、常に更新され一般に公開されている。これらの政策や戦略は、環境、美観、社会、文化、経済、品質、健康と安全などの事項に対応している。	対象とする既存の観光政策を選ぶ。	その観光政策を添付する。公開されているWebのリンクを張る。
			それがどのような目的とプロセスで作成され、何か年計画で、何年ごとに更新されているか等を説明する。	
5.1	Nature Protection（環境の保護）	自然環境、生息地、生物種、生態系（海洋、水域を含む）の保全に効果的に取り組んでいる。自然環境の悪化を抑制し、必要に応じて対応し、回復または補償の措置を行っている。	いくつかの対象(自治体指定の保護区、国定公園・国立公園・天然記念物・世界遺産等)を選び、環境保護に関する問題点や課題について説明すること。	それらの証明書類を添付する。例えば、国立公園の管理計画、天然記念物の保護に関する管理計画、現場のゴミ拾い活動の実施報告書など。理想とされる実施内容と証拠資料は4ステップ、①法律・条例がある、②実施計画がある、③実行している、④結果をモニタリングしている。
			どのように自然が保護されているかを説明すること。	
			方針、実施計画、法律、条例には、環境問題がどのように言及されているかを説明すること。	
5.2	Natural resource protection（自然資源の保護）	自然資源の保護は適切に計画され、実施されている。持続可能でない利用は避けている。	自然資源とは、石炭や天然ガスや水など産業に活用できる資源をさしている。温泉も含まれる。	それらの証明書類を添付する。例えば、砂利採掘場の管理計画など。理想とされる実施内容と証拠書類は4ステップで①法律・条例がある、②実施計画がある、③実行している、④結果をモニタリングしている。
			いくつかの対象（水資源・木材資源・鉱物資源等）を選び、環境保護に関する問題点や課題について説明すること。	
			方針、実施計画、法律、条例には、環境問題がどのように言及されているかを説明すること。	
6,2	Animal Ethics（動物に対する倫理）	観光における動物の扱いにおいて、不必要な苦痛、病気、致死のリスクを減らすための適切な管理ができている。	対象となる動物を書く(キタキツネ・エゾシカ・ヒグマ・オオハクチョウ等)。或いは地域が、その地域の動物全般を対象としている場合は、そのように書く。	それらの証明書類を添付する。例えば、北海道動物の愛護及び管理に関する条例など。理想とされる実施内容と証拠書類は4ステップで①法律・条例がある、②実施計画がある、③実行している、④結果をモニタリングしている。
			方針、管理計画、法律、条例において、動物の福祉がどのように保障されているかについて言及する。	
7.1	Landscape & Scenery（風景と景観）	自然と田舎の美しい景観が保護され、その土地らしさが維持されている。景観の悪化や、都市の無秩序な拡大から効果的に守られている。	風景や景観がどのように保全されているかを、具体的な地域名をあげて説明する。	それらの証明書類を添付する。例えば、景観条例など。理想とされる実施内容と証拠書類は4ステップで①法律・条例がある、②実施計画がある、③実行している、④結果をモニタリングしている。
			方針、管理計画、法律、条例において、景観保全がどのように保障されているかについて言及する。	
8.2	Air pollution（大気汚染）	BA（ベースライン・アセスメント）に基づいて、大気汚染の影響とリスクへの適切な対策がとられている。観光が要因の大気汚染について、適切にコントロールされている。	BA(現状を把握するための基礎調査）を行い、どのような大気汚染が起きているかを確認し、明示する。	それらの証明書類を添付する。例えば、大気汚染に関する調査報告書など。その問題について、地域へ発信している新聞や広報誌にある記事などを添付する。
			その大気汚染がどのように地域として認識されているかを説明する。	

アクションプラン案 阿寒

9.4	Waste water treatment（排水処理）	適切な排水処理の計画があり、人々や環境への影響が最小化されるよう関連の規制条例などが整備されている。この計画には、浄化槽の配置、保守管理、廃水の水質検査なども含まれる。	観光地においてどのように排水処理が行われているかを説明する。 最近はどのような課題があるかを説明する。 それらがどのように対応されているかを説明する。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。 住民説明会などの議事録を添付する。
10.1	Soft mobility（地球に優しい移動手段）	観光客が多いゾーンでは、（BAに基づいて）環境への影響を考慮し、環境負荷の高い交通手段を最小限に抑え、徒歩や自転車の利用を促進するソフト・モビリティ戦略がある。	移動手段についてどのような環境への悪影響があるかを説明する。改善に向けた計画などを説明する。 環境に影響の少ない乗り物やエンジンを使わない乗り物を推進することについて、どのように行動しているかを説明する。	観光計画においてソフトモビリティに関する方針が書かれている箇所などを添付する。実行計画として、ソフトモビリティの研修会やモデルツアー等を実施した場合はその報告書を添付する。
11.1	Solid waste reduction（固形廃棄物の減量）	廃棄物は適切にモニターされ、減量化、分別、リサイクル化を進めている。とくにプラスチック廃棄物の減量化に重点をおき、量的目標を設定している。	固形廃棄物の処理方法や、どのように固形廃棄物が減らされているかを説明する。 最近の課題は何かを説明する。	固形廃棄物の減量に関する資料（廃棄物処理の条例や実施計画など）を添付する。
11.2	Waste separation（廃棄物の分別）	自治体が回収する廃棄物と産業廃棄物をそれぞれ分別できる施設が備えられている。	どのような廃棄物処理のインフラが整っているかを説明する。 それらの施設はどのようなものがあるかをリストアップする。	自治体が実施する廃棄物分別表などを添付する。廃棄物処理施設のリストやWebサイトを添付する。
12.1	Energy consumption（エネルギー消費量のモニタリング）	観光地において省エネ化が進められている。住民と観光客に対し、安全性やサービスの質を落とさない範囲でエネルギー消費量の削減を推奨している。	どのようにエネルギーの消費量を減らしているかを説明する。観光協会として各事業者にガイドラインを出しているなども対象となる。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。
12.2	Reduction fossil fuel dependency（化石燃料への依存度の低減）	化石燃料への依存度を低減し、再生可能エネルギー技術を振興する適切な対策をとっている。	化石燃料への依存を減らすために、どのような対策をしているかをあげる。 どのようなステイクホルダーが関わっているかを説明する。	その法律、条例、実行計画、モニタリング結果を添付する。
14.1	Cultural heritage conservation（文化遺産の保護）	文化遺産の保護と、文化的資源（たとえば建造物とその敷地、特徴的あるいは伝統的な建築物、都市設計、独自の文化が感じられる場所、都市景観、考古学的な遺跡など）の本物の魅力や美しさを表す見せ方は、国際的に認識されている標準に基づいて適切に管理され、対策が講じられている。	このような文化遺産はどのように保護されているかを説明する。 方針、管理計画、法律、条例においてどのような悪影響が懸念されているかを書く。（対象外の場合もある。その時はN/A（Not Applicable;対象外と書く）	それらの証明書類を添付する。例えば、天然記念物の保護に関する計画など。理想とされる実施内容と証拠資料は4ステップ、①法律・条例がある、②実施計画がある、③実行している、④結果をモニタリングしている。
14.3	Managing tourism impacts on culture（文化に対する影響の管理）	文化的に価値のある場所、歴史的な建造物、文化的に重要な景観、土地利用、その土地らしさが感じられる場所においては、観光が悪影響をおよぼさないよう配慮している。破損や、損壊、価値を損なう行為は規制され、対策が講じられている。	観光地は、文化遺産の価値や「ほんもの」であることが、観光によって悪影響を受けていない状態であることを、どのように保証しているかを説明する。	文化的に価値のある場所などのリストを添付する。「悪影響を受けないことを保証している状態」を証明するのは難しいが、悪影響を受けないようにパトロールやモニタリングをしているその記録を添付するなどでも良い。
15.1	Intangible heritage（無形文化遺産の保護）	無形文化遺産や地域の生活文化を敬い、適切に保護している。	どのように無形文化遺産(お祭りやアイヌ文化等)が保護されているかを説明する。 方針、管理計画、法律、条例においてどのような悪影響が指摘されているかを説明する（対象外の場合もある。その時はN/A（Not Applicable;対象外と書く）	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。
15.2	Respecting authenticity（本物への敬意）	地域の生活文化、伝統を敬い保護し地域の行事を支援するとともに、観光はそれらを阻害しない。こうした文化や伝統を観光で見学する場合は、誠意と敬意を払っている。伝統行事を再現する場合には、真正性を重視する。	観光がその地域の生活文化に悪影響を与えないように、何をしているかを説明する。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。
16.5	Protection of people（人権の保護）	法に則り、商業的、性的、その他あらゆる形態の搾取またはハラスメントを防ぐ方針がある。特に児童、青少年、女性、マイノリティ、その他の社会的弱者に対して配慮している。	人権保護に関する最近の課題は何かを説明する。 人権保護について、方針、実施計画とその評価について説明する。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。
17.2	Residents informed about sustainable tourism（地域住民の観光への理解）	地域住民は、観光開発による機会の創出、課題、持続可能性についての議論に、定期的に参加している。	「地域住民の観光への理解」に関する方針とアクションについて説明する。	証拠書類として、住民会議や観光協会総会の議事録を添付する。
17.4	Inhabitant satisfaction（地域住民の満足度）	観光開発と観光地管理に対する住民の満足度について、定期的なフィードバックがあり、その結果は適宜報告し公開している。	地域住民の満足度はどのようにモニタリングされているかを説明する。	満足度調査の報告書や、他者(大学の研究など）が実施した研究報告書などを添付する。それが公開されているWebのリンクを張る。
17.5	Community Empowerment（地域社会の地位向上）	地域資源の運営において、地域コミュニティとの協働を積極的にはかり、観光地の内外で地域の世話役が育成されることを目指している。	観光によって、地域住民の地位向上やはどのようになされてるかを説明する。	世話役として活動している人、候補者のリストがある。地域活動の記録や、地位向上と考えられる調査結果を添付する。

アクションプラン案 阿寒

18.1	Optimising private sector contribution（民間部門の貢献）	民間部門が地域経済に貢献できるよう対策を講じている。とくに地元の中小企業に対し、配慮と支援を行っている。	地域の起業家をどのようにサポートしているかを説明する。自治体の制度や、商工会の支援事業や制度も対象と考えられる。	商工会の支援事業のチラシや、実績を添付する。
18.2	Promoting local products and services（地域の特産や特色あるサービスの奨励）	フェアトレードの方針に基づき、観光のバリューチェーンに地元の職人、生産者、サービス提供者を加えることを支援している。地域の自然や文化、地域性、地域経済に貢献する特産品と持続可能な商品を奨励している。この中には食品、飲料、工芸品、芸能、農産品なども含まれる。	経済貢献に留まらず、どのような「地域に責任ある貢献」がなされているかを説明する。適切な対価を払うことで職人の技術を継承するなども想定される。	DMOや観光協会でガイドラインなどがあれば添付する。個別の活動の場合は、その記録やイベントのチラシなどを添付する。
19.1	Optimizing social impacts（社会に与える影響の最適化）	旅行者が、地域住民や他の旅行者に与える影響について適切にモニタリングし、旅行者の地域経済への貢献を最大化させる手段を講じている。	旅行者の不適切な行動を最小化する方策を説明する。研究機関との共同研究や、大学生の論文のテーマとして取り上げてもらうことも考えられる。 旅行者の地域経済への貢献を最大化する方策を説明する。 それらをどのようにモニタリングしているかを説明する。	調査報告書を添付する。
19.2	Real estate exploitation（不動産開発）	不動産開発が地域社会に与える影響について適正にモニタリングしており、地域経済への貢献を最大化させる手段を講じている。	不動産開発の現状について説明する。 負の影響をどのように回避しているかを説明する。（対象外の場合もある。その時はN/A （Not Applicable:対象外と書く）	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。
20.10	Health & safety prevention and responce（健康と安全の為の対策と対応）	犯罪、違法行為、健康被害、あらゆる危険に適切な対応ができるよう、情報提供を行っている。	現状の犯罪、安全、健康に関するリスクをあげる。 それらを防ぐためにどのような対策が取られているかを説明する。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。
21.1	Sustainability standards（持続可能性の基準）	GSTCの観光産業向け指標に準拠した国際的に認知されている持続可能性の基準を、観光地やビジネス部門が推進している。	民間事業者に対して、どのように持続可能性の基準を推進しているかを説明する。	GSTCの研修会に参加した人のリストや、それ以外の研修会の実施報告書を添付する。
22.3	Visitor behavior at sensitive sites（配慮が必要な観光地における旅行者の行動）	配慮が必要な観光地への悪影響を最小限にとどめ、旅行者のふさわしい行動を促すためのガイドラインが作成されており、入手可能である。ガイドライン作成には、地元のステイクホルダーが関わっている。	配慮が必要な観光地でどのように旅行者の行動が管理されているかを説明する。	①法律・条例、②実行計画、③実行、④モニタリング結果などの書類を添付する。

ペットボトルゴミ削減に向けて、わたしたちができること
「ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業」

「阿寒湖温泉で取り組むことを決める会」
にお集まりいただけませんか？

＊日時：令和元年８月２０日（火）１３時－１７時
＊場所：ニュー阿寒ホテル
　　シャングリラ館３階「花鳥」
＊対象：阿寒湖温泉付近にお住まいの18歳以上の方
　　阿寒湖温泉で事業を営む方および従事されている方

＜会の内容＞※下記の時間は予定です

13:00　開会
13:10　実証事業、取り組み（案）の説明
14:00　みんなで決める「阿寒湖温泉での取り組み」
　　（ワークショップ形式で、「やること」を決めます）
15:45　みんなで決める「どうやってやるか？」
　　（具体的に「いつ」「誰が」「何を」「どうやって」
　　進めていくかを決めていきます）
17:00　閉会

ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙの代わりに
マイボトル？

給水場所を決める？
…などなど

ご存じですか？今世界で起こっていること、「観光地」が考えるべきこと…

リサイクルされず、海洋に漂い生命を脅かすペットボトルゴミ

写真引用：国際環境NGOｸﾞﾘｰﾝﾋﾟｰｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ2019/6/21
「プラスチックに関する日本の現状と取り組み」より

行き場を失いつつあるペットボトルゴミ

写真引用：NHKｸﾛｰｽﾞｱｯﾌﾟ現代2018/5/9放送より

ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業

北海道運輸局事業　国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業
受託：株式会社　北海道宝島旅行社

お問い合わせ・お申込みはこちら→ ㈱北海道宝島旅行社

令和元年 8 月 20 日（火）

北海道運輸局事業「国際的な観光指標の導入を踏まえた 持続可能な観光の推進に関する実証事業」

受託：㈱北海道宝島旅行社

阿寒町ペットボトルゴミ削減に向けた会議アジェンダ

１．会議日時：　令和元年 8 月 20 日（火）13:00～17:00

２．会議場所：　ニュー阿寒ホテル　シャングリラ館 3 階　花鳥

３．参加者：　阿寒町関係者一同
（以下敬称略）
北海道運輸局観光企画課（田中）
NPO 法人大雪山自然学校（荒井）、あるもの DESIGN（則竹）
㈱北海道宝島旅行社（鈴木、満保）

４．打合せ構成：（以下進行：㈱北海道宝島旅行社 鈴木）

13:00－13:05（0:05） あいさつ（参加者紹介と事業主旨）
北海道運輸局観光企画課（田中）

13:05－13:10（0:05） 会議予定説明
㈱北海道宝島旅行社（鈴木）

13:10－13:30（0:20） 持続可能な観光、SDG s への取り組みの必要性について（仮）
NPO 法人大雪山自然学校（荒井）

13:30－13:50（0:20） ペットボトルゴミ削減の取り組み例と案、考え方説明（仮）
あるもの DESIGN（則竹）

13:50－14:00（0:10） テーブルグループ内自己紹介（1 人 1 分目途）
14:00－15:30（1:30） グループディスカッションおよび全体ワークショップ
---終了次第、学生退室---
15:30－15:45（0:15） 休憩

15:45－16:45（1:00） 実証事業の実施内容、役割分担、スケジュールのまとめ
16:45－16:50（0:05） 閉会・解散

17:00　退室

北海道運輸局事業　国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業

令和元年 9 月 24 日

受託：㈱北海道宝島旅行社

ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業「阿寒湖温泉で取り組むことを決める会（8/20）」
実施のご報告と今後のご案内

１．会議概要

会議実施日時	2019 年 8 月 20 日（火）13:00～17:00
会議実施場所	ニュー阿寒ホテル　シャングリラ館３F「花・鳥」
出席 右記 14 名 （敬称略） （順不同）	-----以下阿寒湖温泉地域関係者----- NPO 阿寒観光協会まちづくり推進機構（山下様・吉岡様） 鶴雅リゾート㈱（千葉様・同アドベンチャー事業部 高田様） 東邦館（松岡様）／旅館組合（松岡様）／㈱阿寒バスセンター（藤井様） 阿寒アドベンチャーツーリズム㈱（稲垣様） 釧路市 産業振興部（阿寒観光振興課 森様・観光振興室 石田様） 釧路市 上下水道部（越野様） 環境省 阿寒摩周国立公園管理事務所（笹渕様・末永様・鈴木様）
他の出席 右記 9 名 （敬称略） （順不同）	-----以下主催・オブザーバー出席----- 猛禽類医学研究所（河野様） 釧路公立大学（学生：齋藤様・大久保様） 北海道運輸局（田中様） 観光庁（中村様） -----以下事務局・講師----- ㈱北海道宝島旅行社（鈴木・満保） NPO 法人大雪自然学校（荒井） あるもの DESIGN（則竹）

２．会議の次第

13:00～13:10	開会あいさつ（事業主旨説明）・当日予定説明
13:10～13:30	導入セミナー「持続可能な観光、SDG s への取り組みの必要性について」 講師：NPO 法人大雪自然学校　代表理事　荒井 一洋氏
13:30～13:50	取り組みの考え方・事例案紹介 「ペットボトルゴミ削減に向けてわたしたちができること」 講師：あるもの DESIGN　則竹 里美氏 協力参加「猛禽類医学研究所」の取り組み紹介 「サーモスと猛禽類医学研究所の取り組みについて」 ご協力：猛禽類医学研究所　獣医師　河野 晴子氏
14:00～14:10	ご出席の皆様による自己紹介
14:10～15:30	ワークショップ「みんなで決める阿寒湖温泉での取り組み」
15:30～15:45	休憩（15 分）
15:45～16:45	ワークショップ「みんなで決めるどうやってやるか？」
16:45～17:00	今後の予定連絡～閉会

北海道運輸局事業　国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業

令和元年 9 月 24 日

受託：㈱北海道宝島旅行社

３．会議の様子

	阿寒湖温泉エリア関係者の皆様にお集まりいただき、主催の北海道運輸局 田中様より「ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業」の主旨説明をいただきました。
	阿寒湖温泉地域が持続可能な観光の推進や SDGs への取り組みを行うことについて、取り組んでいない観光地は選ばれない状況になりつつある等、取り組むことの必要性についてお話させていただきました。 （講師：NPO 法人大雪自然学校 荒井氏）
	阿寒湖温泉地域でのペットボトルゴミ削減に向けてペットボトル資源の消費の現状を踏まえ、正しく廃棄すること、新たな消費を最小限に抑えていくこと等、他の事例をもとに取り組みの方向性についてお話させていただきました。 （講師：あるもの DESIGN 則竹氏）
	阿寒湖温泉地域を含む、主に道東エリアの野生生物保護に尽力する猛禽類医学研究所の取り組みと、同所とサーモスで共同制作したマイボトル等のコンセプト（売上の一部を野生生物保護に充当）についてお話いただきました。 釧路市に存在するこうしたマイボトルを積極的に販売していくことは、マイボトル利用者を増やしペットボトルの新たな消費の抑制につながります。
	参加いただいた皆様に自己紹介をいただきました。 釧路公立大学に在学中の斎藤さん、大久保さんにもご足労いただきました。

北海道運輸局事業　国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業

令和元年 9 月 24 日

受託：㈱北海道宝島旅行社

	3 テーブルに分かれて、各テーブル毎に阿寒湖温泉地域で、「マイボトルの利用促進（販売）」「給水スポットの整備」の他、「ゴミをどうするか」等、どんな取り組みをしていくのかを話し合いました。
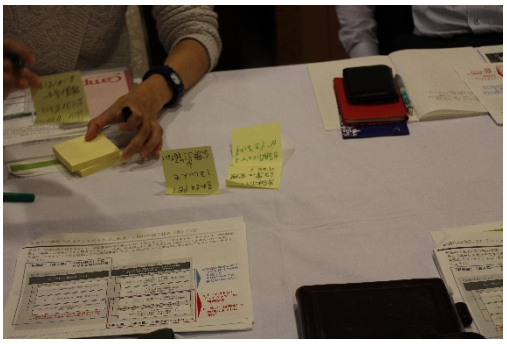	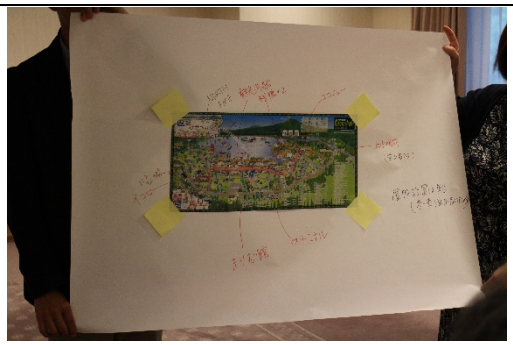
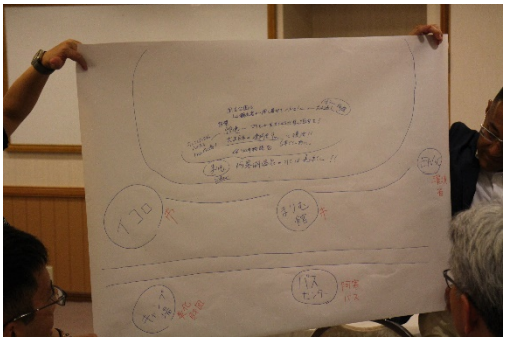	

４．ワークショップでのご意見

ワークショップでは、下記のようなご意見をいただくことができました。

(1)既にペットボトルを買ってしまった人が正しく廃棄できるようにするには

- 現在、釧路市の方針もあり外付けのゴミ箱をなくした経緯がある。ペットボトルに限らず、まちの中でゴミを捨てられる場所がない。
- 捨てられる場所がなければ、どこかに放置されてしまう。放置されるくらいなら、ゴミを回収するしくみを作った方がいい。
- 宿の利用客は宿で廃棄することができるが、まちの中にゴミ箱の設置や回収するしくみがない。
- コンビニエンスストアのゴミ箱も以前は店舗の外にあったが、現在は店舗内にある為、ゴミ箱の利用ができなくなった。
- 家庭用のゴミは釧路市が回収し、事業者のゴミは事業者が回収するが、まち中のゴミの扱いについてどうしていくか検討し、ゴミの回収について何らかの費用を捻出する必要がある。
- 分別がちゃんとされていないことは問題になっている。
- ゴミになりそうなものについて、阿寒特別ルール（持ち込みルール）を作ってはどうか。

・昔に比べるとマナーはよくなってきたものの、湖にゴミを捨てる人がいる。タバコのフィルターが釣った魚のお腹に入っていたこともある。禁煙ルールも徹底すべきだと思う。 ・消費者が利用・消費の際、ゴミが出るようなものを販売する事業者は、「販売者としての社会的責任」としてゴミについても責任を持つという考え方が必要。 ・「ゴミ」については、教育の現場（学校等）でも考える場を作ってもらいたい。ドイツでは教育の現場でミミズを使った実験の中で、プラスチックは自然に戻らないことを伝えたという話がある。子供たちが意識を持つとその家族等周辺の大人たちの意識も変わってくる。 ・デービット・アトキンソン氏により「観光客にゴミを持ち帰らせるというのは、観光立国ではない」という指摘もあった。来訪客のゴミについてどうするかは今後考えていかないといけない。

(2)ペットボトルの不要な消費（マイボトルへ入れ替えてすぐに廃棄するような不必要な消費）を抑えるには

①マイボトル未利用者にむけては
・猛禽類医学研究所とサーモスのコラボボトルの販売について観光協会で販売していくといいと思う。阿寒湖ではオジロワシもオオワシもシマフクロウもいる。猛禽類保護に協力する意味でも販売するといいと思う。 ・オリジナルマイボトルは、阿寒湖として他にも検討してもよいと思っている。
②水がほしいだけのようなマイボトル利用者に向けては
・給水スポットの取り組みを始めるのであれば、環境省（阿寒摩周国立公園）の管理施設にて給水スポットとして協力することは可能。 ・サイクリングロードを通ってくるサイクリスト達は、釧路市内－道の駅－阿寒湖温泉というルートの中で、水を必要としている。 ・給水スポットの取り組みに NO という地域の人や事業者はいないのでは？と考える為、この取り組みはやってもいいと思う。ただし給水スポットとして提供するにあたっての「手間」の部分は検討が必要。機械の設置や補給の為の手間賃など、どういう環境でやるかによっては考えていかないといけない。
③水を利用してもらう為にすべての人にむけて
・「このまちの水がおいしい」ということをもっと伝えたい。 ・「水がおいしい、きれい、誇れる」ということを発信する人がいない。地域の学校で ・「水単体」だけではなく、葛餅のような「美味しい水」を利用したお土産ができると、より「水の美味しい地域である」ということを知ってもらえるのではないか。 ・ペットボトルをできる限り削減するといっても「ペットボトル飲料がほしい」という人もいる。 ・「100 年水」もペットボトルではなく、別の素材に変えることも検討した方がいいのでは。 ・阿寒湖の水は、釧路の中でもきれいで冷たいということも伝えたい。 ・海外から来た人にも阿寒の水はきれい、美味しいということを知ってほしい。「水が美味しい」と言ってもらえると嬉しいし「美味しい水がある」ということを目的にしてくれるようになると嬉しい。

北海道運輸局事業　国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業

令和元年 9 月 24 日

受託：㈱北海道宝島旅行社

５．ペットボトルゴミ削減に向けた実施事業の今後の取り組みについて

ワークショップを経て、下記について実施していきたいと思います。

(1)マイボトル利用者を増やす
①水が汲めるところでは「きれい」「美味しい」「飲める」をアピールして「汲みたい気持ち」を作る
②「汲みたい気持ち」があるが、マイボトル未利用者にはマイボトルの購入機会を増やす A）猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルの販売 B）阿寒湖温泉街でのマイボトル検討（本事業外で地域内検討）
(2)マイボトル利用者に対して「飲める」「汲める」場所を増やす
①「飲める」「汲める」スポットを作る A）既に可能な宿泊施設では上記(1)-①をアピール 案）客室内や施設内の蛇口付近に「きれい」「美味しい」「飲める」「汲める」がわかる表示 Ex)シール等 B）誰もが利用可能な場所を作り、上記(1)-①をアピール 候補）環境省管理施設（エコミュージアム等)、バスセンター、釧路市管理施設（イコロ等）
(3)ペットボトルゴミやゴミ全般について正しい廃棄やリサイクルについて地域の意識を上げる
①阿寒湖温泉街を中心とした、地域の人たちの意識を上げる A）観光客が宿泊施設以外の町の中で廃棄したいゴミについて、今後どうしていくかを検討する （本事業外で地域内で時間をかけて検討） B）ペットボトルの正しい廃棄方法やリサイクルについて理解を深める （本事業をきっかけに廃棄やリサイクルについて理解を深める場づくりをする） Ex）製造企業や販売企業等の協力等により廃棄やリサイクルに関するセミナーを行う等

６．今後の予定について

下記日程にて、本事業でやっていくこと、進め方（スケジュール感）についてご説明する場を予定させていただきたいと思っております。また既に個別にご連絡をさせていただいておりますが、下記日程までに実施内容についてご相談させていただくことがございますので、どうかご協力くださいますようお願いいたします。

日時	令和元年 10 月 24 日（木）13:30－15:30
場所	ニュー阿寒ホテル　シャングリラ館３F（8/20 と同様）
当日の予定	１．本事業で実施する内容についてのご説明と質疑応答 ２．実施していく上でのスケジュールのご説明と質疑応答 ３．地域で今後やっていけること、やろうと考えていること等の意見交換
ご参加いただく方	【必須でご参加いただきたい皆様】 ・8/20 のワークショップにご参加いただいた皆様 ・8/20 のワークショップにご参加いただけなかったが、本事業の実施において関わりがある方 （宿泊事業者、観光事業者、阿寒湖温泉街にて来訪者と接点のある事業者や個人、行政の皆様等）

ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業

実施内容とスケジュールのご提案

令和元年10月24日（木）
釧路市阿寒町阿寒湖温泉
ニュー阿寒ホテル シャングリラ館3階「花鳥」

㈱北海道宝島旅行社
（協働：あるものDESIGN）

02_実証内容MTG_阿寒　[03_02_ペットボトルゴミ削減]

次第

１．ごあいさつ　事業説明

２．自己紹介

３．事業内容（案）の説明

1．前回（8月20日WS）までの情報整理

(1)マイボトル利用者を増やす

①水が汲めるところでは「きれい」「美味しい」「飲める」をアピールして「汲みたい気持ち」を作る

②「汲みたい気持ち」があるが、マイボトル未利用者にはマイボトルの購入機会を増やす
A)猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルの販売
B）阿寒湖温泉街でのマイボトル検討→本事業外で地域内検討

給水スポットに「美味しい」「飲める」が伝わる案内表示を設置する 【1】

A）猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルの展示販売場所を設ける
B）阿寒湖温泉街でのマイボトル（現在の販売品なども含め）商品化や売り方の検討をしていく 【2】

(2)マイボトル利用者に対して「飲める」「汲める」場所を増やす

①「飲める」「汲める」スポットを作る
A）既に可能な宿泊施設では上記(1)-①をアピール
→案）客室内や施設内の蛇口付近に「きれい」「美味しい」「飲める」「汲める」がわかる表示＝Ex)シール等
B）誰もが利用可能な場所を作り、上記(1)-①をアピール
→候補）環境省管理施設（エコミュージアム等）、バスセンター、釧路市管理施設（イコロ等）

A）宿泊施設で「飲める」「汲める」ことがわかる案内表示を宿内や地域内に設置する 【3】

B）給水スポットを決めて、「飲める」「汲める」ことが伝わる案内表示を地域内に設置する
→給水スポットに案内
→地域内店舗や宿泊施設で案内 【1】

(3)ペットボトルゴミやゴミ全般について正しい廃棄やリサイクルについて地域の意識を上げる

①阿寒湖温泉街を中心とした、地域の人たちの意識を上げる
A）観光客が宿泊施設以外の町の中で廃棄したいゴミについて、今後どうしていくかを検討する
→本事業外で地域内で時間をかけて検討
B）ペットボトルの正しい廃棄方法やリサイクルについて理解を深める
→本事業をきっかけに廃棄やリサイクルについて理解を深める場づくりをする
＝製造企業や販売企業等の協力等により廃棄やリサイクルに関するセミナーを行う等

※地域内の意識改革は継続的に時間が必要です。

A）今後の地域内での検討課題として議論を進める
B）ペットボトル＝「悪」ではなく、リサイクル可能な資源として廃棄しないことが「悪」ということを地域内で理解していく
（必要に応じてセミナー実施する等の取組みも効果的）

02_実証内容MTG_阿寒　[03_02_ペットボトルゴミ削減]

2．実証事業での取り組み

【1】 給水スポットに「美味しい」「飲める」が伝わる案内表示を設置する

【2】 A）猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルの展示販売場所を設ける
B）阿寒湖温泉街でのマイボトル（現在の販売品なども含め）商品化や売り方の検討をしていく

【3】 B）給水スポットを決めて、「飲める」「汲める」ことが伝わる案内表示を地域内に設置する
→地域内店舗や宿泊施設で案内

・「美味しい」「飲める」は「ご当地名水的表示」で解決
・給水スポットに案内設置
・宿泊施設にＰＯＰ設置

←My Mizuアプリ
↓My Mizu Webより

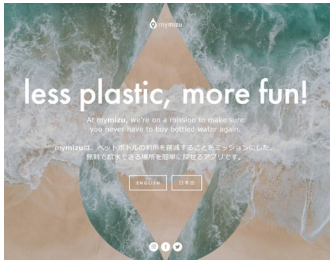

・「アプリ」への登録で地域外からも検索可能に
ex)Refill My Bottle
My Mizu

・地域内でどこで給水が可能かの表示
・ＱＲマップコード表示のある展示
（ローソン等コンビニエンス店舗、観光協会、その他）
・宿泊施設のフロントにＰＯＰ設置

↓11月～4月期版で開始

↓5月～10月期版に入替

・コラボボトルの催事販売と
くしろ阿寒百年水試飲ｲﾍﾞﾝﾄ
ｱﾝｹｰﾄ回答者へのﾎﾞﾄﾙ抽選
ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾄ(10名)
Ex)氷上ﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ初日2/1？

・コラボボトルの常設販売
→観光協会
→宿泊施設等

・猛禽類医学研究所からの「ここで買えます」案内

02_実証内容MTG_阿寒　[03_02_ペットボトルゴミ削減]

３．実証事業での取り組み【１】給水スポットに「美味しい」「飲める」が伝わる案内表示を設置する

案内表示の案１です。

02_実証内容MTG_阿寒　[03_02_ペットボトルゴミ削減]

３．実証事業での取り組み【１】給水スポットに「美味しい」「飲める」が伝わる案内表示を設置する

案内表示の案２です。案１、案２のいずれかで決定したいと思います。

3．実証事業での取り組み【1】給水スポットに「美味しい」「飲める」が伝わる案内表示を設置する

給水スポット用

アクリル板4mm厚程度

防水シール加工

A4横サイズ
配布数10枚(最大)
・イコロ×2
・まりむ館×1
・ｴｺﾐｭｰｼﾞｱﾑｾﾝﾀｰ×1
・阿寒湖ﾊﾞｽｾﾝﾀｰ×1
・阿寒湖畔ｷｬﾝﾌﾟ場×2
・第1駐車場トイレ×2
・第2駐車場手洗い×1

宿泊施設および追加印刷用

A4横サイズ
印刷用原稿送付
※各宿泊施設にて
都合のよい形式で
印刷・貼付

ｱﾄﾞﾋﾞｲﾗｽﾄﾚｰﾀｰ形式ﾌｧｲﾙ
またはPNG、PDF形式

配布後は、各管理施設にて、吊下げ式や貼付け式など、都合のよい形式で対応いただきます。（冬季閉鎖・閉栓場所については開栓時に対応）

→宿泊施設等での給水器側の設置イメージ

→給水スポットでの屋外設置のイメージ

→給水スポットでの屋内設置のイメージ

02_実証内容MTG_阿寒　[03_02_ペットボトルゴミ削減]

３．実証事業での取り組み【１】給水スポットに「美味しい」「飲める」が伝わる案内表示を設置する

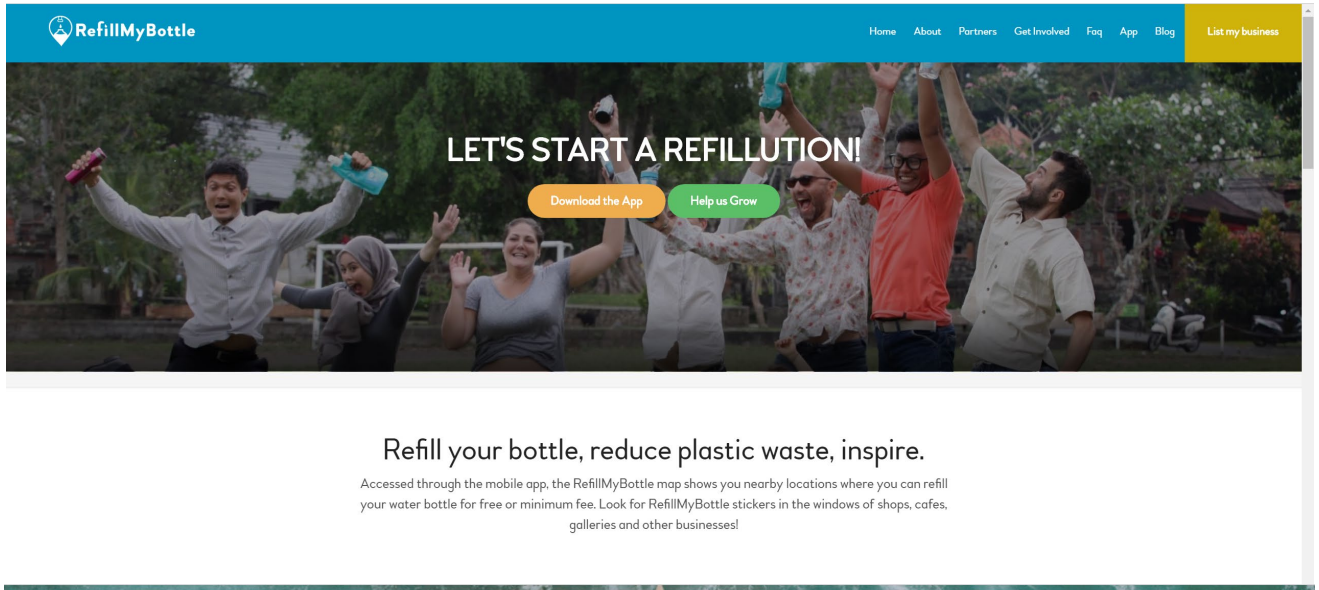

インバウンド向け対応として

“Refill My Bottle”アプリへの登録をお願いします。

https://refillmybottle.com/

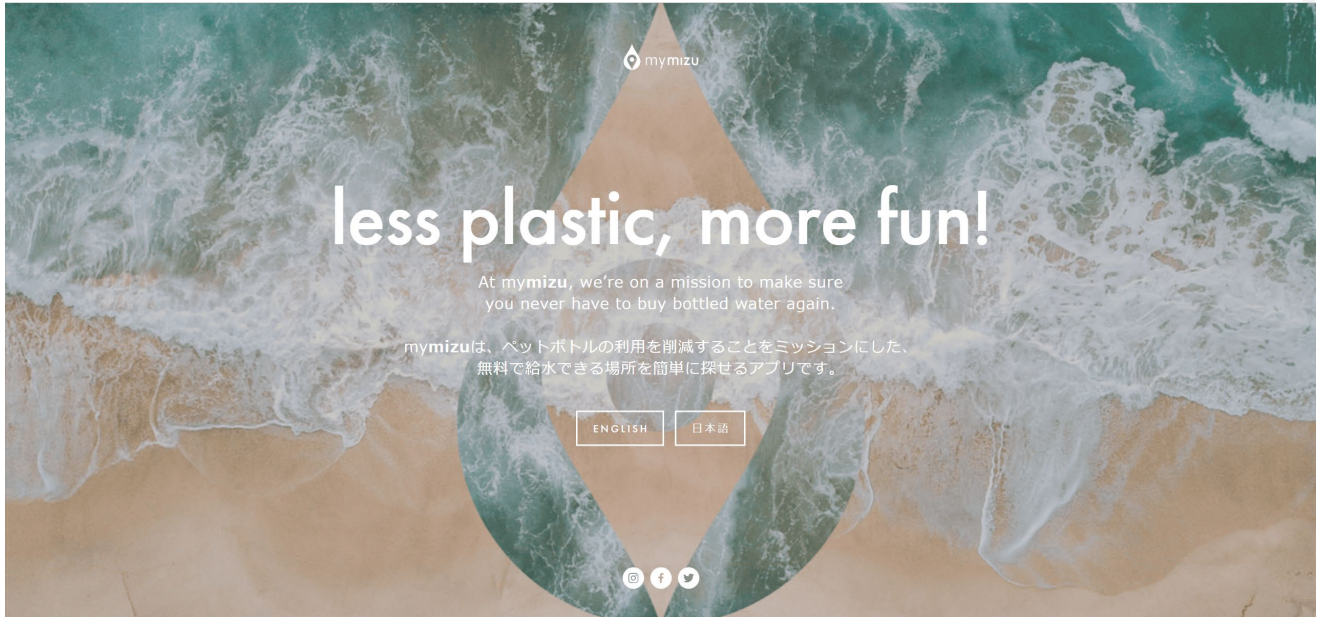

国内、インバウンド向け対応として

“My Mizu”アプリへの登録をお願いします。
（2019年9月ベータ版リリース）

https://www.mymizu.co/

02_実証内容MTG_阿寒　[03_02_ペットボトルゴミ削減]

４．実証事業での取り組み【２】猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルの展示販売

猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルの「常設販売」は、A4サイズのPOPと展示サンプルの設置が可能です。
（販売スペースによります）
観光協会や、阿寒湖地域内での販売場所について可能な場所といつから対応可能かについて考えたいです。

←（参考）他販売場所での展示例①

参考展示例は、他販売場所の一例です。
最小スペースはA4サイズPOPとボトル売場となります。

↓（参考）他販売場所での展示例②

02_実証内容MTG_阿寒　[03_02_ペットボトルゴミ削減]

４．実証事業での取り組み【２】猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルの展示販売

「くしろ阿寒百年水」のＰＲとして、猛禽類医学研究所とコラボしたイベント実施を計画しています。
このイベントでは、「くしろ阿寒百年水」の利き水と猛禽類医学研究所の活動PR、両者での共同アンケートを実施する予定です。
利き水参加後のアンケート回答をいただける方（18歳以上の日本人対象）を対象に抽選を行い、当選者にはその場で猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルのプレゼントを行う予定です。
アンケート回収目標数は100件、当選数10件（当選確率1/10）を想定しています。
100件以上のアンケート回収（集客）が見込めるタイミング（Ex:氷上フェスティバル等）にて実施可能な「1日」を考えたいです。

「阿寒湖温泉におけるペットボトルゴミ削減に向けた実証事業」と「猛禽類医学研究所」の協働			
ＰＲ	「くしろ阿寒百年水」のＰＲ	×	「猛禽類医学研究所」の活動ＰＲ
イベント内容	・利き水とアンケート 項目：くしろ阿寒百年水について （認知度、水の美味しさ） マイボトル・給水の利用について （ボトル利用状況・意向、給水ニーズ） ペットボトルの利用・廃棄について （利用ニーズ、廃棄方法の認知度） ・給水スポット案内		・活動紹介とアンケート 項目：シマフクロウ等野生生物について （認知度） 猛禽類医学研究所の活動について （認知度） 猛禽類医学研究所グッズでの保護活動応援について（認知度） ・マイボトル他グッズ販売
効果目標	・「美味しい」「飲める」「汲める」の認知度向上 ・アンケート結果から今後の釧路市・阿寒湖温泉での取り組みに向けた参考情報を収集		・「猛禽類医学研究所」の活動の認知度向上と猛禽類保護、自然保護に向けた意識の向上 ・「猛禽類医学研究所」グッズの販売数確保

相乗効果：マイボトル利用促進＋釧路・阿寒湖地域の自然理解＝持続可能な観光地域づくり

02_実証内容MTG_阿寒　[03_02_ペットボトルゴミ削減]

４．実証事業での取り組み【２】猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルの展示販売

「くしろ阿寒百年水」「猛禽類医学研究所」協働イベントについては、事業開始当初においては、予定していなかった内容となりますが、阿寒湖温泉地域にて猛禽類医学研究所×サーモスコラボのマイボトル常設販売のご協力をいただけることをきっかけに、「猛禽類医学研究所」と協働イベントの開催を検討するにいたりました。実施にあたっては、皆様に下記のご協力が可能な場合に実施したいと考えています。

項目/担当	㈱北海道宝島旅行社	北海道運輸局	猛禽類医学研究所	阿寒湖温泉地域
日程	カムイルミナ今季終了の11/10まで？氷上フェスティバル開始の2/1頃？等、集客が見込めそうな日程			
場所				まりむ館1F観光協会？ 鶴雅ｸﾞﾙｰﾌﾟさん1F？ ﾆｭｰ阿寒さん1F？等、 屋内で無償にてご協力いただける場所提供
備品手配	アンケート一式準備 抽選一式と当選者用ボトル手配 利き水用紙コップ イベント机まわりPOP		猛禽類医学研究所のPRパネル、配布資料準備 当日販売グッズとPOP、サンプル品の展示	利き水ができそうな、ウォータージャグ、補充ポット、机・椅子の無償貸出
事前告知	FB等SNSによる情報配信	取り組みの周知	FB等SNSによる情報配信	FB等SNSによる情報配信
当日	利き水、アンケート対応要員1名の配置		活動説明、グッズ販売対応要員1名の配置	各宿泊施設CkIn・CkOut時、観光案内時に日本人向けにイベント場所への誘導
事後対応	アンケート結果の共有		FB等SNSによる情報配信	

02_実証内容MTG_阿寒　[03_02_ペットボトルゴミ削減]

4．実証事業での取り組み【3】「飲める」「汲める」ことがわかる案内表示を宿内や地域内に設置

宿泊施設・観光協会用

アクリル板スタンド

A4カラー印刷

A4横サイズ
配布数10枚(最大)
・地域内の配布先は観光協会に一任想定

地域内追加印刷用

PDF形式

A4横サイズ
印刷用原稿送付
※各宿泊施設にて都合のよい形式で印刷・貼付

宿泊施設や地域内滞在時に、「飲める」「汲める」給水スポットがあることをアピールする為、A4横サイズPOPを設置することを考えています。現在、ローソン北海道には阿寒湖温泉地域（2店舗）での店内設置の方法、ガラス面設置の方法など、ご検討いただいています。

↓11月～4月期版で開始

↓5月～10月期版に入替（事業終了後となる為、地域内で対応要）

02_実証内容MTG_阿寒　[03_02_ペットボトルゴミ削減]

5．実施スケジュール（案）

実施スケジュールは下記のとおり考えています。

■㈱北海道宝島旅行社　◎阿寒湖温泉地域　☆猛禽類医学研究所

実施項目	10月	11月	12月	2020/1月	2月
		リリース日（11/8）			終了（2/1週）
【１】給水スポットに「美味しい」「飲める」が伝わる案内表示を設置する	■◎10/28まで	案内表示(P4・5)の決定			
		■11/4まで　案内表示の印刷物納品			
		■◎11/8案内表示の設置（屋内設置は永続設置/屋外設置は管理者判断設置）			
		◎11/8まで　アプリ”Refill My Bottle”、”My Mizu”への登録			
【２】猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルの展示販売	◎☆11/4まで	常設販売場所の決定・設置／☆グッズ販売場所「ここで買えます」の告知			
		◎11/5-7 準備期間　11/8販売開始			
	■◎☆11/4まで	イベント実施可否（P9・10）・実施可能な場合の日程決定			
		■◎☆11/8～イベント実施準備・実施(P9・10)			
【３】「飲める」「汲める」ことがわかる案内表示を宿内や地域内に設置	■◎10/28まで	案内MAPの決定			
		■11/4まで　案内MAPの印刷物納品　協力店舗（ローソン等調整）			
		■◎11/8案内MAPの設置（永続設置）			

02_実証内容MTG_阿寒　[03_02_ペットボトルゴミ削減]

阿寒の美味しい水

くしろ
阿寒百年水

雌阿寒岳に降り注いだ雨や雪が、
百年近くの歳月をかけ、
じっくりと濾過されて湧き出た
阿寒の森の恵み…

Water Bottle Refilling Station
“AKAN LOCAL FRESH WATER”

阿寒湖
Lake Akan

阿寒の美味しい水

くしろ

阿寒百年水

11月-4月
Nov.-Apr.

給水スポットMAP
Refilling Station MAP

“AKAN LOCAL FRESH WATER”
Water Bottle Refilling Station

03_デザインDATA_阿寒

[03_03_ペットボトルゴミ削減]

ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業

イベント実施（案）

令和元年12月24日（火）

㈱北海道宝島旅行社
（協働：あるものDESIGN）

04_イベント構成_阿寒　[03_04_ペットボトルゴミ削減]

【10/24資料より再掲】
４．実証事業での取り組み【２】猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルの展示販売

「くしろ阿寒百年水」のＰＲとして、猛禽類医学研究所とコラボしたイベント実施を計画しています。
このイベントでは、「くしろ阿寒百年水」の利き水と猛禽類医学研究所の活動PR、両者での共同アンケートを実施する予定です。
利き水参加後のアンケート回答をいただける方（18歳以上の日本人対象）を対象に抽選を行い、当選者にはその場で猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルのプレゼントを行う予定です。
アンケート回収目標数は100件、当選数10件（当選確率1/10）を想定しています。
100件以上のアンケート回収（集客）が見込めるタイミング（Ex:氷上フェスティバル等）にて実施可能な「1日」を考えたいです。

「阿寒湖温泉におけるペットボトルゴミ削減に向けた実証事業」と「猛禽類医学研究所」の協働			
ＰＲ	「くしろ阿寒百年水」のＰＲ	×	「猛禽類医学研究所」の活動ＰＲ
イベント内容	・利き水とアンケート 項目：くしろ阿寒百年水について （認知度、水の美味しさ） マイボトル・給水の利用について （ボトル利用状況・意向、給水ニーズ） ペットボトルの利用・廃棄について （利用ニーズ、廃棄方法の認知度） ・給水スポット案内		・活動紹介とアンケート 項目：シマフクロウ等野生生物について （認知度） 猛禽類医学研究所の活動について （認知度） 猛禽類医学研究所グッズでの保護活動応援について（認知度） ・マイボトル他グッズ販売
効果目標	・「美味しい」「飲める」「汲める」の認知度向上 ・アンケート結果から今後の釧路市・阿寒湖温泉での取り組みに向けた参考情報を収集		・「猛禽類医学研究所」の活動の認知度向上と猛禽類保護、自然保護に向けた意識の向上 ・「猛禽類医学研究所」グッズの販売数確保

相乗効果：マイボトル利用促進＋釧路・阿寒湖地域の自然理解＝持続可能な観光地域づくり

04_イベント構成_阿寒　[03_04_ペットボトルゴミ削減]

【10/24資料より一部再掲】
４．実証事業での取り組み【２】猛禽類医学研究所とサーモスコラボのマイボトルの展示販売

10月24日の打合せ～その後の実証事業リリースを経て、現在、阿寒湖温泉地域にて猛禽類医学研究所×サーモスコラボのマイボトル常設販売のご協力をいただいています。当初まりむ館（観光協会）での販売のみでスタートしましたが12月現在、検討中を含め鶴雅ｸﾞﾙｰﾌﾟ（SIRI含む）、ホテル阿寒湖荘、ネイチャーセンター、アイヌコタン内店舗にてマイボトルの常設販売に至っています。マイボトル利用の機会（水の提供環境、ボトルの販売）が揃いつつある中で、猛禽類医学研究所の協力を経て、下記の体制でイベント実施を想定しています。

項目/担当	㈱北海道宝島旅行社	猛禽類医学研究所	阿寒湖温泉地域
日程	令和2年2月9日（日）（※予備日：2月10日（月））		
場所			まりむ館1F観光協会 （階段下スペース）
備品手配	アンケート一式準備 抽選一式と当選者用ボトル手配 利き水用ウォータージャグ、 紙コップ イベント机まわりPOP	猛禽類医学研究所の PRパネル、配布資料準備 当日販売グッズとPOP、 サンプル品の展示	水補充用ポット貸出（宿備品等） 机・椅子貸出
事前告知	FB等SNSによる情報配信	FB等SNSによる情報配信	前日および当日ﾌﾛﾝﾄ等でﾘｰﾌﾚｯﾄ表示（英語・日本語）
当日	利き水、アンケート対応 要員1名の配置 アンケート回収	活動説明、グッズ販売 対応要員1名の配置	・各宿泊施設CkIn・CkOut時、観光案内時にまりむ館への誘導 ・釧路市の「くしろ阿寒百年水」PRのPOP貼付
事後対応	アンケート結果の共有	FB等SNSによる情報配信	アンケート結果の共有

04_イベント構成_阿寒　[03_04_ペットボトルゴミ削減]

イベント実施レイアウト（案）

まりむ館１Ｆを利用したイベント実施レイアウトは下記のイメージです。
給水はまりむ館１Ｆの給水スポットを利用し、補充用ポットで汲み、机上のウォータージャグに補充する方式で考えております。イベント時の水の補充については、衛生的観点にて釧路市および釧路市水道局からのアドバイスをいただく必要があります。

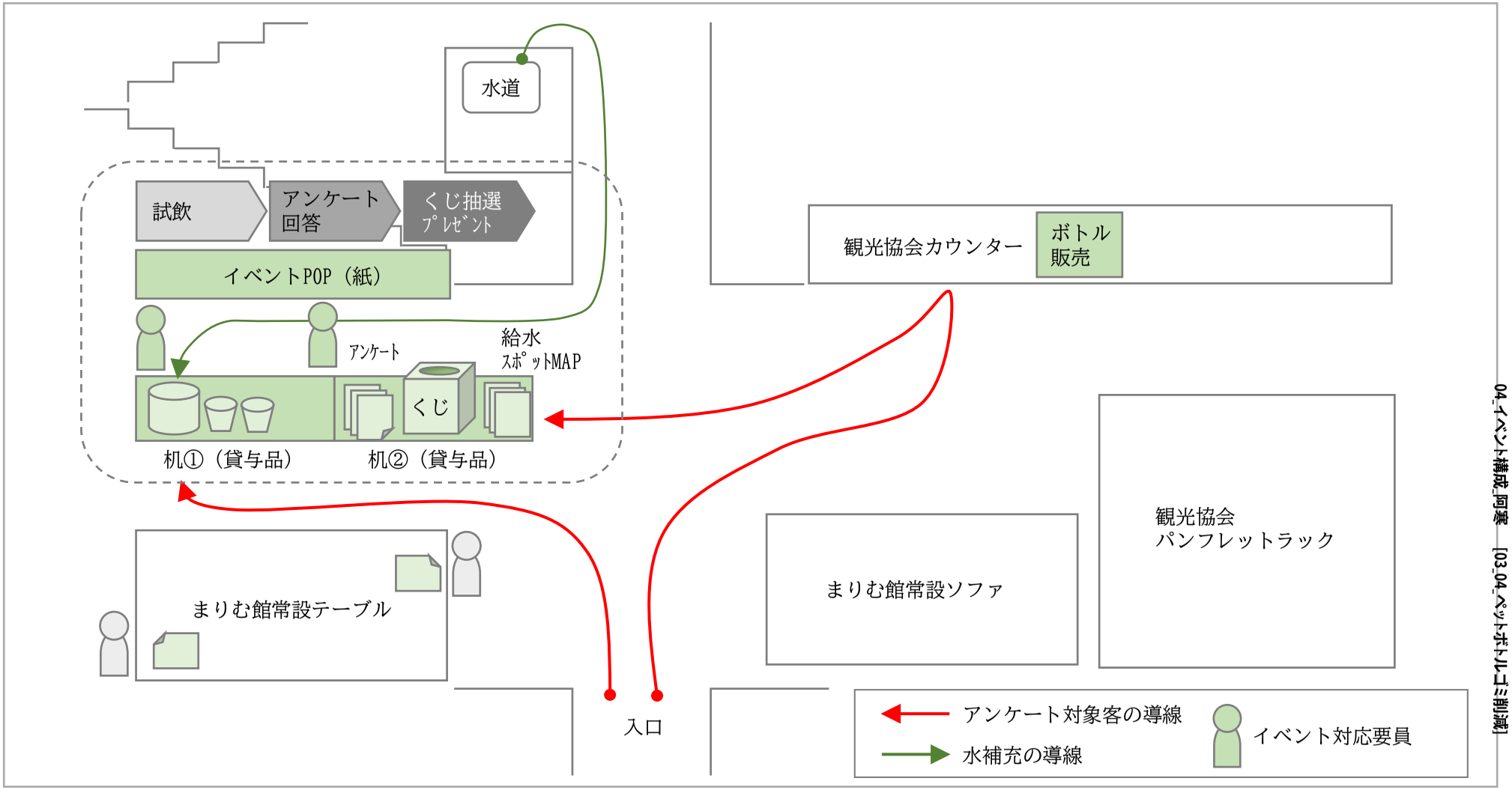

04_イベント構成_阿寒　[03_04_ペットボトルゴミ削減]

イベントでのアンケート設計

イベントで実施するアンケートについては、下記の考え方で実施する予定です。（猛禽類医学研究所分を除く）

目的(1) 水の評価と認知度	①「くしろ阿寒百年水」が美味しいという結果を量的に収集し、地域内へﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸすることにより、「水への誇り」を再認識する	→地域の人が自信を持って他者へ伝えられるようになる
	②「くしろ阿寒百年水」の認知度がどの程度かという結果を量的に収集し、地域内へﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸすることにより、「ご当地水」として置かれている現状を把握する	→地域の人が「くしろ阿寒百年水」の認知度を向上させていく際の検討事項として受け止める
	③上記(1)-①②と回答者属性の把握から、地域として「誰から評価されているか」を知る	→「くしろ阿寒百年水」のPRや価値を高めていく為の戦略を考える際の参考となる
目的(2) ﾏｲﾎﾞﾄﾙ利用意向と給水ﾆｰｽﾞ	①マイボトル等リユース容器の利用状況や利用意向を回答者属性別に把握し、旅行中に何を必要としているかを知る	→地域として、地域内の事業者として対象別にどういう対応やサービスが必要か考えるきっかけとなる
	②給水スポットや給水できる水に関する意向を回答者属性別に把握し、どういう情報や給水スポットを必要としているかを知る	→地域として対象別にどういう情報提供や給水サービスが必要か考えるきかけとなる
目的(3) ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ利用意向と廃棄方法の認知度	①ペットボトル飲料が必要となる場面や状況を回答者属性別に把握する	→地域として対象別に最低限必要とされているペットボトル飲料について理解しておく
	②ペットボトル容器をどのように廃棄したらリサイクル容器となり得るかの認知度と廃棄意向について回答者属性別に把握する	→地域としてペットボトル容器の回収はどうあるべきかを考えるきっかけとなる

04_イベント構成_阿寒　[03_04_ペットボトルゴミ削減]

イベントアンケート様式（案）

表面

「くしろ阿寒百年水」試飲で当てよう「猛禽類医学研究所×サーモス」コラボマイボトル！
ご応募アンケート

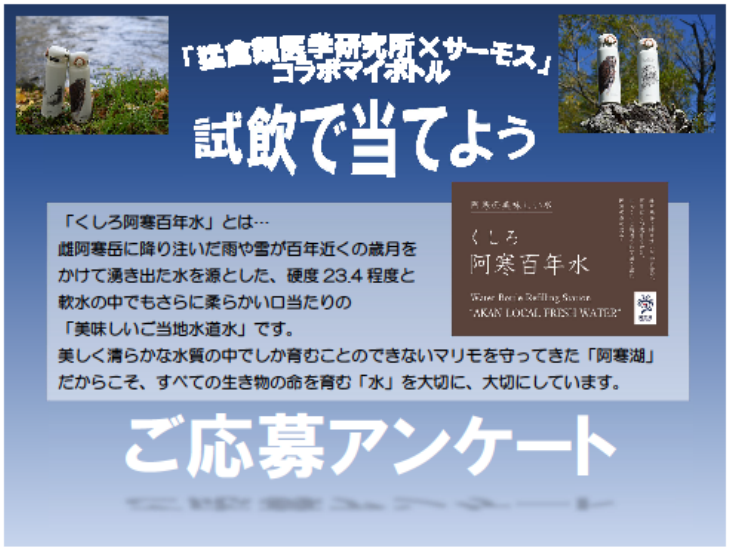

「くしろ阿寒百年水」をご試飲いただきましてありがとうございます。
マイボトルくじは本アンケートのすべてについてご回答いただける18歳以上の方を対象とさせていただきます。ご回答・ご応募はおひとり様１回のみとさせていただきます。

1．ご自身について

(1)お住まいの地域について　あてはまる数字に○をつけてください。
1. 北海道　2. 東北　3. 北関東（茨城,栃木,群馬）　4. 南関東（東京,神奈川,埼玉,千葉） 5. 甲信越（新潟,山梨,長野）　6. 北陸（富山,石川,福井）　7. 東海（静岡,愛知,岐阜,三重） 8. 近畿（滋賀,京都,奈良,和歌山）　9. 阪神（大阪,兵庫）　10. 中国（岡山,広島,鳥取,島根,山口） 11. 四国（徳島,香川,愛媛,高知）　12. 九州沖縄
(2)ご年齢について　あてはまる数字に○をつけてください。
1. 10代　2. 20代　3. 30代　4. 40代　5. 50代　6. 60代　7. 70代　8. 80代以上
(3)性別について　あてはまる数字に○をつけてください。
1. 女性　2. 男性　3. その他

2．今回、阿寒湖温泉へ訪れた理由について

(1)今回のご来訪の目的　あてはまる数字に○をつけてください。
1. ビジネス　2. 遊び・観光　3. 帰省　4. 学習・研修　5. 冠婚葬祭　6. その他

裏面についてご回答をお願いいたします。

裏面

「くしろ阿寒百年水」試飲で当てよう「猛禽類医学研究所×サーモス」コラボマイボトル！
ご応募アンケート

3．「くしろ阿寒百年水」について　各設問についてあてはまる数字に○をつけてください。

(1)あなたのお住まいの地域、または飲んだことのある水道水と比較してのご感想は？
1. 「くしろ阿寒百年水」の方が美味しいと感じた　2. いつもの水道水と同じくらい美味しい 3. 水道水は飲まないが美味しいと感じた　4. 違いはわからないが美味しいと感じた 5. いつもの水道水の方が美味しい　6. 水道水は飲まないので美味しいと思えなかった
(2)「くしろ阿寒百年水」をご存じでしたか？
1. 知っていた　2. 知らなかった

4．マイボトルと給水スポットについて　各設問についてあてはまる数字に○をつけてください。

(1)日常の生活の中で「マイボトル」を使用するのはどんな時ですか？（複数選択可）
1. 特に意識することなく日常的に　2. 仕事で（職場で）　3. 外出する時に　4. スポーツをする時に 5. ドライブやツーリング、交通機関での移動など移動時間が長い時に　6. 飲料代を節約したい時に 7. 通足や運動会、キャンプ・BBQ等屋外や特別な場所で過ごす時間が長い時に 8. 近くに飲料を販売するお店や自動販売機が無い時に　9. 冷たさや温かさ等、温度を保ちたい時に
(2)資源の使い捨てにならない為に「マイボトル」等の再利用容器を利用しようと思いますか？
1. はい。今も利用している　2. はい。今後利用しようと思っている　3. いいえ
(3)給水スポットがあったら利用したいと思いますか？
1. はい。今も利用している　2. はい。今後利用しようと思っている　3. いいえ
(4)給水スポットではどんなことが気になりますか？（複数選択可）
1. 飲料水と記載がある　2. 水が安心・安全である　3. 水が美味しい　4. 自然の湧き水や名水である 5. 水の美味しさや体への安全性について説明がある　6. ミネラル分や硬度について説明がある 7. 水に匂い（塩素臭など）が無い　8. 冷たい水である　9. 冷水と温水が選べる 10. 給水場所がきれい　11. 給水場所に不快な臭いがしない　12. 飲めれば特に気にすることはない

5．ペットボトル容器の飲料について　各設問についてあてはまる数字に○をつけてください。

(1)ペットボトル容器を選んで買う場面は？（複数選択可）
1. お気に入りの飲料水（お茶や清涼飲料水など）を選ぶ時　2. 必要なサイズの飲料水を選ぶ時 3. 開封後にふたができるタイプを選びたい時　4. 長時間・長期間保存したい時 5. 特に容器の種類について気にしたことはない
(2)飲料水のペットボトル容器の廃棄についてどのように廃棄するとよいか知っていますか？
1. リサイクルに最適な廃棄方法を知っている　2. 最適な方法は知らないが分別廃棄はしている 3. どのようにリサイクルされるのか知らない為、最適な廃棄方法も知らない

6．「猛禽類医学研究所」について　各設問についてあてはまる数字に○をつけてください。

(1)ｼﾏﾌｸﾛｳやｵｼﾞﾛｼｼ等の希少生物がこの北海道道東ｴﾘｱに生息していることを知っていますか？
1. はい　2. いいえ
(2)「猛禽類医学研究所」がｼﾏﾌｸﾛｳ等の希少猛禽類の救護活動をしていることを知っていますか？
1. はい　2. いいえ
(3)希少猛禽類の救護活動を「猛禽類医学研究所」グッズで応援できることを知っていますか？
1. はい　2. いいえ

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました！

04_イベント構成_阿寒　[03_04_ペットボトルゴミ削減]

Win a “Institute for Raptor Biomedicine Japan” ×”THERMOS” collaborated bottle
Questionnaire for lottery tickets

Institute for Raptor Biomedicine Japan
×THERMOS Collaborated Thermos Bottle

Win a reusable thermos bottle!

About “AKAN LOCAL FRESH WATER”
Fresh and clean local spring water of Akan originates from the rain and snow that fell around Mount Meakan some 100 years ago.
Hardness of the water is 23.4 per liter.
In other words, the tap water here has a very soft and clean quality. This local water has protected also the invaluable “marimo” creatures which can only grow in beautiful and pure quality water. We truly value this clear water, which nurtures the lives of all living things.

Questionnaire for lottery tickets

Thank you for taking part in AKAN LOCAL FRESH WATER tasting! By filling in this questionnaire, you get to participate in the lottery and can win a reusable thermos bottle. To take part in the lottery you must be over 18 years old. You must answer all the questions. Only one participation per person.

---

1. About yourself

(1) Country of Residence	
(2) Is your nationality the same as country of residence?	1. Yes　2. No
If your answer is “No”→ Nationality: [　　]	
(3) Age	
1. 10s　2. 20s　3. 30s　4. 40s　5. 50s　6. 60s　7. 70s　8. 80 years or older	
(4) Gender	
1. Female　2. Male　3. Other	

2. Your visit to Lake Akan

(1) What is the purpose of your visit?
1. Business　2. Sightseeing　3. Visiting friends or family　4. Study/Learn　5. Other

3. About “AKAN LOCAL FRESH WATER”

(1) How was the taste compared to your previous impression of tap water？
1. Better　2. Almost the same 3. Not better/worse 4. I have never drunk tap water before

More questions on the other side. Please turn the paper

(2) Did you know that AKAN LOCAL FRESH WATER tap water is drinkable?
1. Yes, I did know　2. No, I did not know

4. About use of reusable water bottles and water refilling stations

(1) When do you use a reusable bottle in your daily life？（Multiple selections OK）
1. Always　2. At work　3. When going out　4. When playing sports 5. When traveling time is long (Driving, touring, when taking public transport for a long time etc.) 6. When you want to save on beverage costs　7. When you spend a lot of time outdoors 8. When there is no store nearby where you can buy drinks 9. When you want to keep the temperature of your drink cold/hot for long
(2) Do you think that you would like to use reusable bottle for saving resources of the earth?
1. I already do.　2. I don't use one yet, but I am going to use one in near future.　3. No, I don't.
(3) If there was a water refilling station, would you like to use it？
1. Yes, I'd like to use it. I always use when possible.　2. Yes, I'd like to use it in near future.　3. No, I don't think so.
(4) What information at a water refilling station you find necessary？（Multiple selections OK）
1. Drinkable　2. Reliable and safe　3. The water tastes delicious 4. Famous and natural water　5. Detailed description of the taste and safety of the water 6. Detailed description of mineral components and water hardness 7. No disinfecting odor or other odor　8. Very cold water　9. Hot or cold can be selected 10. Cleanliness　11. No unpleasant smell at the place　12. If it is drinkable, don't care 13. Other [　　]

5. About plastic bottle drinks (plastic bottle = described as "PET-bottle" in Japan)

(1) How many plastic bottle drinks (500ml) do you drink per week？	
(2) When you buy a plastic bottle drink intentionally, what kind of situation is this?（Multiple selections OK）	
1. When buying my favorite taste drink (Tea, soda, etc.)　2. When I need a drink of a certain size 3. When I want a drink with a cap that can be re-closed afterwards　4. For long-term storage 5. I don't really pay attention to the material of the bottle.　6. I do not buy plastic bottle drinks	
(3) Please choose what you do when disposing bottles in Japan. (Multiple selections OK)	
1. Finish the drink　2. Wash the bottle with water　3. Remove plastic packaging 4. Remove plastic cap　5. Remove plastic ring below cap　6. Sorting and disposal as plastic bottles	

6. About Institute for Raptor Biomedicine Japan (IRBJ)

(1) Did you know that there are endangered raptor species (e.g. Blakiston's fish owl, White-tailed eagle) inhabiting in Hokkaido?	1. Yes　2. No
(2) Did you know that "Institute for Raptor Biomedicine Japan" (IRBJ) is doing conservation medical activities for wildlife?	1. Yes　2. No
(3) Did you know that you can support the activities for the conservation of endangered raptors with "IRBJ" goods?	1. Yes　2. No

Thank you for answering the questionnaire.

「くしろ阿寒百年水」試飲で当てよう「猛禽類医学研究所×サーモス」コラボマイボトル！
ご応募アンケート

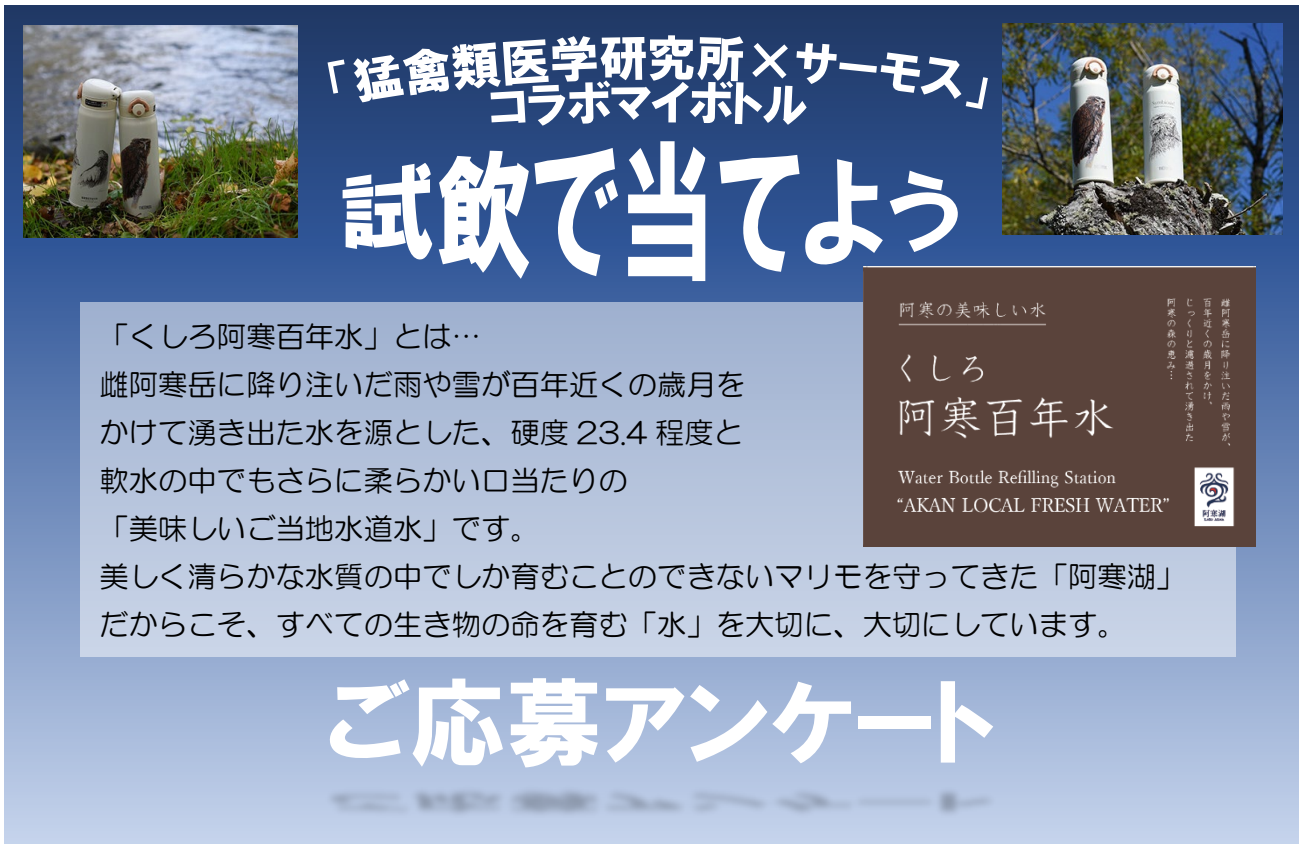

「くしろ阿寒百年水」をご試飲いただきましてありがとうございます。
マイボトルくじは本アンケートのすべてについてご回答いただける18歳以上の方を対象とさせていただきます。ご回答・ご応募はおひとり様１回のみとさせていただきます。

１．ご自身について

(1)お住まいの地域について　あてはまる数字に○をつけてください。
1. 北海道　2. 東北　3. 北関東（茨城,栃木,群馬）　4. 南関東（東京,神奈川,埼玉,千葉） 5. 甲信越（新潟,山梨,長野）　6. 北陸（富山,石川,福井）　7. 東海（静岡,愛知,岐阜,三重） 8. 近畿（滋賀,京都,奈良,和歌山）　9. 阪神（大阪,兵庫）　10. 中国（岡山,広島,鳥取,島根,山口） 11. 四国（徳島,香川,愛媛,高知）　12. 九州　13. 沖縄
(2)ご年齢について　あてはまる数字に○をつけてください。
1. 10 代　2. 20 代　3. 30 代　4. 40 代　5. 50 代　6. 60 代　7. 70 代　8. 80 代以上
(3)性別について　あてはまる数字に○をつけてください。
1. 女性　2. 男性　3. その他

２．今回、阿寒湖温泉へ訪れた理由について

(1)今回のご来訪の目的　あてはまる数字に○をつけてください。
1. ビジネス　2. 遊び・観光　3.　帰省　4.　学習・研修　5.　冠婚葬祭　6.　その他

３．「くしろ阿寒百年水」について　各設問についてあてはまる数字に○をつけてください。

(1)あなたのイメージする「水道水」と比べてお飲みになったご感想は？
1.「くしろ阿寒百年水」の方が美味しい　2. 特にイメージと変わらない 3.「くしろ阿寒百年水」の方が美味しくない　4. 水道水は飲まないので比較できない

裏面についてご回答をお願いいたします。

⑵「くしろ阿寒百年水」をご存じでしたか？
1. 知っていた　2. 知らなかった

4．マイボトルと給水スポットについて　各設問についてあてはまる数字に○をつけてください。

⑴日常の生活の中で「マイボトル」を使用するのはどんな時ですか？（複数選択可）
1. 特に意識することなく日常的に　2. 仕事で（職場で）　3. 外出する時に　4. スポーツをする時に 5. ドライブやツーリング、交通機関での移動など移動時間が長い時に　6. 飲料代を節約したい時に 7. 遠足や運動会、キャンプ・BBQ 等屋外や特別な場所で過ごす時間が長い時に 8. 近くに飲料を販売するお店や自動販売機が無い時に　9. 冷たさや温かさ等、温度を保ちたい時に
⑵資源の使い捨てにならない為に「マイボトル」等の再利用容器を利用しようと思いますか？
1. はい。今も利用している　2. はい。今後利用しようと思っている　3. いいえ
⑶給水スポットがあったら利用したいと思いますか？
1. はい。今も利用している　2. はい。今後利用しようと思っている　3. いいえ
⑷給水スポットではどんなことが気になりますか？（複数選択可）
1. 飲料水と記載がある　2. 水が安心・安全である　3. 水が美味しい　4. 自然の湧き水や名水である 5. 水の美味しさや体への安全性について説明がある　6. ミネラル分や硬度について説明がある 7. 水に匂い（塩素臭など）が無い　8. 冷たい水である　9. 冷水と温水が選べる 10. 給水場所がきれい　11. 給水場所に不快な臭いがしない　12. 飲めれば特に気にすることはない 13. その他（　　）

5．ペットボトル容器の飲料について　各設問についてあてはまる数字に○をつけてください。

⑴ペットボトル容器の飲料（500ml 相当）は 1 週間にどのくらい利用しますか？	本程度
⑵ペットボトル容器を選んで買う場面は？（複数選択可）	
1. お気に入りの飲料水（お茶や清涼飲料水など）を選ぶ時　2. 必要なサイズの飲料水を選ぶ時 3. 開封後にふたができるタイプを選びたい時　4. 長時間・長期間保存したい時 5. 特に容器の種類について気にしたことはない　6. ペットボトル容器の飲料を買うつもりはない	
⑶飲料水のペットボトル容器の廃棄時に実施していることを全て選択してください。	
1. 容器を「空」にする　2．容器を水洗いする　3．パッケージフィルムを取り除く 4．ふたを取り除く　5．ふた部分のプラスチックリングを取り除く　6．ペットボトルとして分別廃棄	

6．「猛禽類医学研究所」について　各設問についてあてはまる数字に○をつけてください。

⑴ｼﾏﾌｸﾛｳやｵｼﾞﾛﾜｼ等の希少生物がこの北海道道東ｴﾘｱに生息していることを知っていますか？	1. はい　2. いいえ
⑵「猛禽類医学研究所」がｼﾏﾌｸﾛｳ等の希少猛禽類の救護活動をしていることを知っていますか？	1. はい　2. いいえ
⑶希少猛禽類の救護活動を「猛禽類医学研究所」グッズで応援できることを知っていますか？	1. はい　2. いいえ

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました！

「猛禽類医学研究所×サーモス」
コラボマイボトル

試飲で当てよう!!

2020年2月1日（土）14:00-18:00, 2月2日（日）10:00-12:00

抽選くじの
当選確率は
なんと!!（^0^）
10人に1人

応募のステップ

1. まりむ館へ行ってみてね！
2. 「くしろ阿寒百年水」を味わってみてね！
3. アンケートに答えてね！
4. 抽選くじにチャレンジしてね！

当り?!

北海道運輸局 事業「ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業」
受託：株式会社北海道宝島旅行社　協力：釧路市／NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構／猛禽類医学研究所

05_イベントPOP_猛禽類POP_阿寒　[03_05_ペットボトルゴミ削減]

Institute for Raptor Biomedicine Japan(IRBJ)
×THERMOS Collaborated Thermos Bottle

Win a reusable thermos bottle!!

2/1/' 20 (Sat) 2:00p.m.-6:00p.m. , 2/2' 20 (Sun) 10:00a.m.-12:00p.m.

The chances of winning lottery is

One in 10

Wow!!:O

Step for challenge the lottery

1. Let's go to "Marimukan"!
2. Try tasting "AKAN LOCAL FRESH WATER" !
3. Answer the questionnaire!
4. Challenge the lottery!

Win?!

Sponsored by : Hokkaido District Transport Bureau / Presented by Hokkaido Treasure Island Travel Inc.
Collaborators:Kushiro-city/Akan Tourism Association & Community Development Organization/Institute For Raptor Biomedicine Japan

05_イベントPOP_猛禽類POP_阿寒　[03_05_ペットボトルゴミ削減]

猛禽類医学研究所

魔法瓶のTOPメーカーである「サーモス」、
日本を代表する野生動物画家である岡田宗徳さん、
猛禽類医学研究所の三者のコラボレーションにより、
猛禽たちのイラストに彩られた限定のケータイマグが
生まれました。
キャッチコピーのSymbiosisは「共生」を意味しています。

実容量	０．５リットル
保温効力	68度以上（6時間）
保冷効力	10度以下（6時間）
販売価格(税込)	４，９５０円

↓ご購入はこちらへどうぞ↓

- まりむ館（阿寒観光協会）
- あかん湖鶴雅ウィングス内売店
- 鶴雅アドベンチャーベース「SIRI」
- ホテル阿寒湖荘
- 阿寒ネイチャーセンター
- チニタ民藝店
- 新妻商店

INSTITUTE FOR RAPTOR BIOMEDICINE JAPAN

The raptor featured vacuum mobile bottles are collaborations among THERMOS K.K., one of the leading manufacturers of thermos bottles, Munenori Okada, a leading wildlife painter in Japan, and Institute for Raptor Biomedicine Japan (IRBJ).
Its copy “Symbiosis” means “to live together”.

Capacity	0.5 liter
Heat Retention	Above 68°C (6hours)
Cool Retention	Below 10°C (6hours)
Price (incl. tax)	¥4,950

↓ This product is available for purchase the following stores. ↓

- Akanko Marimukan Tourist Information Center
- Lake Akan Tsuruga Wings
- Tsuruga Adventure Base "Siri“
- Hotel Akankoso
- Akan Nature Center
- Chinita Folk Art
- Niizuma

05_イベントPOP_猛禽類POP_阿寒　[03_05_ペットボトルゴミ削減]

北海道運輸局事業　国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業

持続可能な観光地域づくりセミナー in札幌

日時 2020年２月１８日（火） 13:30～17:00

会場 北海道立道民活動センター「かでる２．７」　710会議室（7階）

参加費 無料　**定員** 80名

主催 北海道運輸局

対象 自治体職員、DMO、観光協会等の観光組織や観光事業者様など
北海道の観光地域づくりに取組んでいる皆様

国連「持続可能な開発目標（SDGs =Sustainable Development Goals）」は2016年から2030年までの世界全体の開発目標です。これは観光においても例外ではなく、2017年が国連「開発のための持続可能な観光の国際年」に指定されるなど、現在「サステイナビリティ（持続可能性）」が世界共通のキーワードとなっています。

「特定の場所に人が集中し過度な環境負荷がかかる」、「地域本来の持つ魅力を伝えきれない」、「大量の通過型のスポットとなりゴミだけが残される」、「消費収奪型の観光となる」など、これまで地域の持続可能性を損なう観光が問題になってきました。今後は地域の文化や歴史遺産、自然環境を守りながら観光の質を保ちつつ、教育・福祉・コミュニティの活性化などの課題とつなげ、観光を手法に地域づくりに貢献することが重要と考えられています。

本セミナーでは、持続可能な観光地域づくりの必要性についての理解を深めると共に、実際に着手、実現していくためのプロセスについて学んでいきます。

登壇者・講師

高山　傑 氏　Asian Ecotourism Network理事長／NPO法人日本エコツーリズムセンター理事
株式会社スピリット・オブ・ジャパン・トラベル代表取締役/一般社団法人JARTA代表理事
GSTC公認講師／Green Destinations審査員／TravelifeTO審査員

1969 年京都市生。カリフォルニア州立大学海洋学部卒。約70ヶ国、800 都市を滞在・訪問した経験を活かして構築した国際ネットワークを基盤に、エコツーリズムなど地域住民の生活基準向上と環境保全を両立するための持続可能な観光をさまざまな国際機関と協力して普及している。特に持続可能な観光の国際基準の策定と評価については日本での第一人者とされ、2019年から観光庁持続可能な観光指標に関する検討会委員としても活躍している。訪日外国人向けのエコラグジュアリーツアーを旅行会社として日本各地で展開、また2015 年からは所有する登録有形文化財を活用した国際観光にも着手し、日本の美しさを次世代に継承するために奮闘中。

久保　竜太 氏　株式会社かまいしDMC（観光地域づくり法人）コーディネーター
NPO法人日本エコツーリズムセンター 理事
一般社団法人JARTA監事

岩手県釜石市出身。東日本大震災を機にUターンし、釜石市の復興事業コーディネーターとして観光分野を担当。これまで、釜石市の観光計画の策定や観光地域づくり法人（DMO）の設立に携わる。観光庁「持続可能な観光指標に関する検討会」メンバー。

荒井　一洋 氏　Asian Ecotourism Network理事／NPO法人日本エコツーリズムセンター理事
GSTC公認講師

1977 年生まれ。札幌市出身。ニュージーランド・Lincoln University・Bachelor of Parks, Recreation, Tourism Management(国立公園管理と自然保全専攻)を 2000 年に卒業。2010 年、北海道大学大学院・観光創造専攻修士課程にて「エコツアーのコスト構造とシャドーワーク」について研究。北海道東川町に移住し、2001 年に「大雪山自然学校」を設立し、2015 年に NPO 法人化。
GSTC国際認証公認トレーナーとしても、秋田県仙北市、長崎県島原半島、北海道東川町でGSTC研修を実施。

お問い合わせ
株式会社　北海道宝島旅行社
（北海道運輸局事業　国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業　受託）

持続可能な観光地域づくりセミナーin札幌

タイムスケジュール

13:00	会場
13:30～13:40	開会+主催者あいさつ
13:40～14:25	導入セミナー 「幸せになるために世界が選ぶ持続可能な観光地域づくり」　高山 傑 氏
14:25～15:05	事例紹介 「事例に学ぶ～釜石の持続可能な観光地域づくり」　久保 竜太 氏
15:05～15:15	休憩
15:15～16:15	パネルディスカッション ・今年度の事業報告 （ニセコ・阿寒湖でのGSTCトレーニングプログラム、阿寒湖でのペットボトルゴミ削減に向けた実証事業） ・持続可能な観光地域づくりへの具体的な取り組み方について パネラー：荒井 一洋 氏　久保 竜太 氏　高山 傑 氏（五十音順） ファシリテーター：㈱北海道宝島旅行社 鈴木 宏一郎
16:15～16:30	質疑応答
16:30～16:40	アンケート・閉会
17:00	閉場

ファシリテーター　鈴木 宏一郎 （株式会社　北海道宝島旅行社　代表取締役）

北九州市生まれ・西宮育ち・東北大学卒業。㈱リクルートに17年間勤務後、北海道にIターン。2007年4月㈱北海道宝島旅行社設立。インバウンド富裕層FITへのオーダーメイドツアーサービス、観光地域づくりコンサルティング、体験事業者への販促支援等に取り組み、2018年6月に第2回日本サービス大賞「優秀賞」受賞。同年12月に「地域未来牽引企業」に選定。

参 加 申 込 書

申込締切
2月10日（月）

お一人様ごとに1枚ずつ、下記、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXかメールにてお申込みください。なお、こちらからの折り返しの連絡をもって申し込みとなりますので、必ず電話番号かメールアドレスをご記入ください。締切前に連絡がない場合はお手数ですが、お問合せください。

FAX XXX　　**Email** xxx

フリガナ お名前	会社名／ 所属団体名
〒 住所	
役職	TEL
メールアドレス	

㈱北海道宝島旅行社宛（北海道運輸局事業　国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業　受託）

令和元年２月 18 日（火）

北海道運輸局事業「国際的な観光指標の導入を踏まえた 持続可能な観光の推進に関する実証事業」

受託：㈱北海道宝島旅行社

持続可能な観光地域づくりセミナーin 札幌

１．日時：　令和２年２月 18 日（火）13:30～17:00

２．場所：　北海道立道民活動センター「かでる２．７」710 会議室（７階）

３．登壇者・講師：　高山 傑 氏（Asian Ecotourism Network 理事長／NPO 法人日本エコツーリズムセンター理事）

久保 竜太 氏(株式会社かまいし DMC コーディネーター／NPO 法人日本エコツーリズムセンター 理事)

荒井 一洋 氏（Asian Ecotourism Network 理事／北海道アドベンチャートラベル協議会 会長）

４．セミナー構成：(以下進行：㈱北海道宝島旅行社　満保)

13:30－13:40（0:10）主催者あいさつ

北海道運輸局長　大髙 豪太

13:40－14:25（0:45）導入セミナー

高山 傑 氏

「幸せになるために世界が選ぶ持続可能な観光地域づくり」

14:25－15:05（0:40）事例紹介

久保 竜太 氏

「事例に学ぶ～釜石の持続可能な観光地域づくり」

15:05－15:15（0:10）休憩

15:15－16:15（1:00）パネルディスカッション

・今年度の事業報告

北海道宝島旅行社（鈴木）

・持続可能な観光地域づくりへの具体的な取り組み方について

パネラー：高山 傑 氏、久保 竜太 氏、荒井 一洋 氏

ファシリテーター：北海道宝島旅行社（鈴木）

16:15－16:30（0:15）質疑応答

16:15－16:30（0:15）アンケート・閉会

17:00　閉場

国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業

令和2年2月18日（火）
「持続可能な観光地域づくりセミナーin札幌」

主催：北海道運輸局
事業受託：株式会社北海道宝島旅行社

事業の実施概要

1．GSTCトレーニングの実施
- ニセコ実施　　：令和元年9月30日（月）～10月2日（水）
- 阿寒実施　　：令和元年11月5日（火）～11月7日（木）

日程	時間	トレーニング構成
1日目	13:00－18:00	座学トレーニング ・GSTCとは ・GSTC-観光地域用 「観光地」における持続可能な観光の基準と指標を学びました。
2日目	9:00－17:00	座学トレーニング ・GSTC-観光事業者用 宿泊業、旅客業、小売業、ガイド業、農業など、観光に関わる全ての事業者における、持続可能な観光の基準と指標を学びました。 屋外トレーニング（フィールドワーク） ・ニセコ：ライオンアドベンチャー ・阿寒　：鶴雅グループ（SIRI）
3日目	9:00－17:00	屋外トレーニング（フィールドワーク） ・ニセコ：神仙沼、道の駅ニセコビュープラザ ・阿寒　：阿寒湖班エコミュージアムセンター、アイヌコタン、アイヌシアター「イコロ」 2，3日目のフィールドワークでは現地を訪ね、GSTCの基準をどのように活用できるか、を学びました。

2．ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業の実施（阿寒湖地域）
（1）地域で協力し合い給水スポット提供および給水スポット案内を実施（継続中）
（2）猛禽類医学研究所と協働したマイボトルの利用促進（継続中）
（3）「くしろ阿寒百年水」のﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝおよび意識調査の為の試飲ｲﾍﾞﾝﾄ実施（2/1,2）

1．GSTCトレーニングの実施－（1）トレーニングの様子

ニセコでのトレーニングの様子

阿寒でのトレーニングの様子

01_セミナー資料　[04_01_セミナー]

1．GSTCトレーニングの実施－（2）参加者アンケートの結果（1/4）

GSTCトレーニングはニセコ開催で20名、阿寒開催で19名の計39名様に受講いただきました。

GSTCトレーニング参加者の内訳	ニセコ	阿寒	総計
1.DMOや観光協会にて主体的に関わりがある	4	5	9
2.宿泊事業者として関わりがある	3		3
3.道の駅や特産品、土産品等、販売事業者として関わりがある	1		1
4.行政として関わりがある	7	7	14
5.ガイド等、滞在サービス事業者として関わりがある	3	6	9
7.地域商工団体・組合等として関わりがある		1	1
8.地域住民として関わりがある	1		1
9.その他	1		1
総計	20	19	39

GSTCトレーニング受講前と受講後の「知識」の変化は次のとおりとなりました。

受講前の知識	回答数	回答に占める割合
1.まったく知らなかった	19	48.7%
2.少し知っていた	16	41.0%
3.概ね知っていた	3	7.7%
4.十分知っていた	1	2.6%
参加者全体	39	100.0%

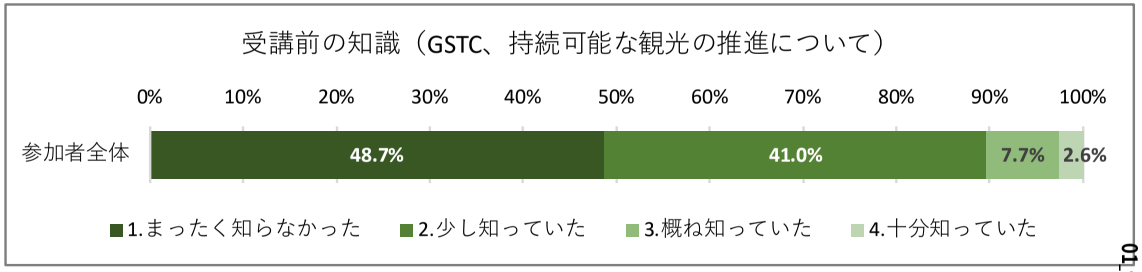

受講後の知識	回答数	回答に占める割合
1.あまり理解できなかった	0	0.0%
2.少し理解できた	7	17.9%
3.概ね理解できた	25	64.1%
4.十分理解できた	5	12.8%
無回答	2	5.1%
参加者全体	39	100.0%

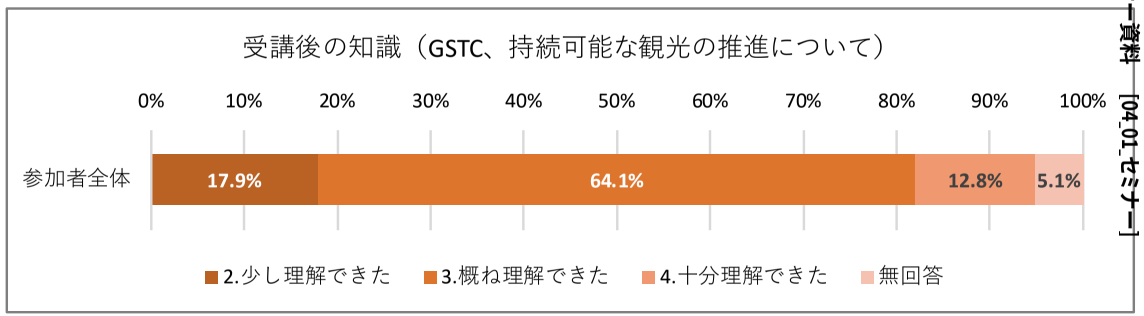

01_セミナー資料 [04_01_セミナー]

1．GSTCトレーニングの実施－（2）参加者アンケートの結果（2/4）

受講前の知識量に関わらず、多くの受講者が理解を深めることができました。

	1.まったく知らなかった	2.少し知っていた	3.概ね知っていた	4.十分知っていた	総計
1.あまり理解できなかった	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.少し理解できた	26.3%	12.5%	0.0%	0.0%	17.9%
3.概ね理解できた	63.2%	81.3%	0.0%	0.0%	64.1%
4.十分理解できた	0.0%	6.3%	100.0%	100.0%	12.8%
無回答	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	5.1%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

GSTCトレーニング受講前と受講後の「取り組みへの意識」の変化は次のとおりとなりました。

受講前の意識	回答数	回答に占める割合
1.まったく意識していなかった	8	20.5%
2.少し意識し始めていた	21	53.8%
3.意識して検討を始めていた	7	17.9%
4.意識して検討し計画も立てた	0	0.0%
5.意識して検討し計画を立て、実行していた	3	7.7%
参加者全体	39	100.0%

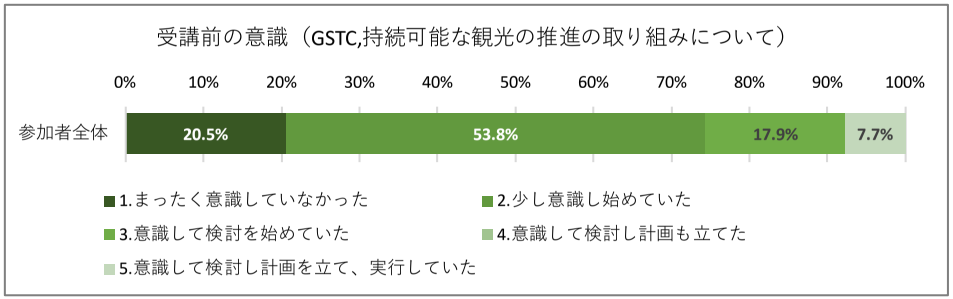

受講後の意識	回答数	回答に占める割合
1.今も特に取り組む意識はない	0	0.0%
2.少し意識し始めた	2	5.1%
3.意識して検討してみようと思う	14	35.9%
4.意識して検討を進め、計画を立てたいと思う	7	17.9%
5.意識は高まり、実行現場で役立てたいと思う	15	38.5%
無回答	1	2.6%
参加者全体	39	100.0%

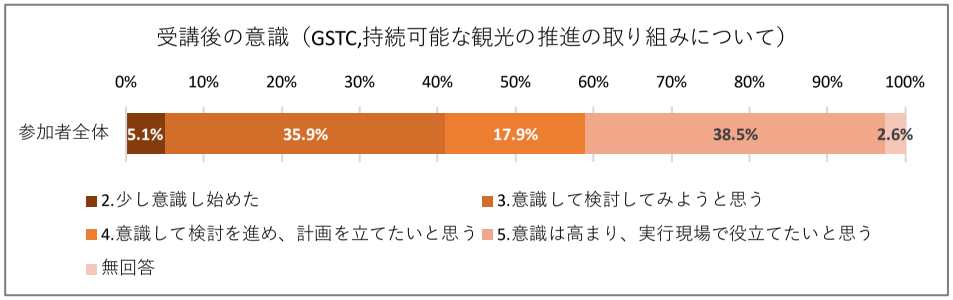

1．GSTCトレーニングの実施－（2）参加者アンケートの結果（3/4）

受講前の取り組み意識の有無に関わらず、多くの受講者の取り組み意識を高めることができました。

受講後＼受講前	1.まったく意識していなかった	2.少し意識し始めていた	3.意識して検討を始めていた	4.意識して検討し計画も立てた	5.意識して検討し計画を立て、実行していた	総計
1.今も特に取り組む意識はない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2.少し意識し始めた	12.5%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	5.1%
3.意識して検討してみようと思う	62.5%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	35.9%
4.意識して検討を進め、計画を立てたいと思う	0.0%	19.0%	42.9%	0.0%	0.0%	17.9%
5.意識は高まり、実行現場で役立てたいと思う	25.0%	33.3%	42.9%	0.0%	100.0%	38.5%
無回答	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	2.6%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%

受講前に比べ受講後、多くの受講者の「取り組みへの意識」を高めることができました。

GSTCトレーニング参加の感想	ニセコ開催		阿寒開催		参加者 総数	
	回答数	回答者に占める割合	回答数	回答者に占める割合	回答数	回答者に占める割合
1.とてもよかった	17	85.0%	16	84.2%	33	84.6%
2.まあまあよかった	1	5.0%	2	10.5%	3	7.7%
3.ふつう	1	5.0%	0	0.0%	1	2.6%
4.あまりよくなかった	1	5.0%	0	0.0%	1	2.6%
無回答	0	0.0%	1	5.3%	1	2.6%
総計	20	100.0%	19	100.0%	39	100.0%

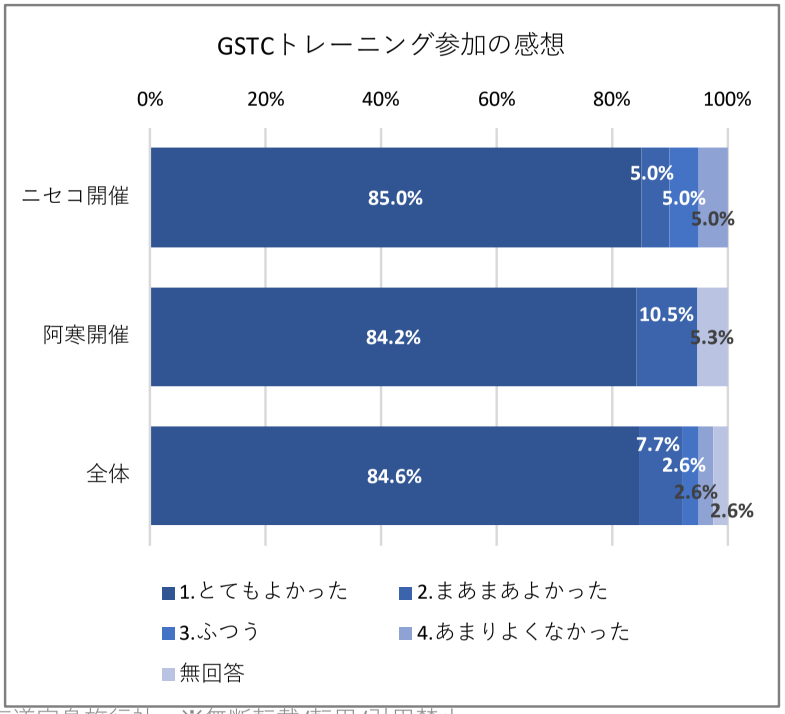

1．GSTCトレーニングの実施－（2）参加者アンケートの結果（4/4）

トレーニング後の参加者の感想です。

トレーニング後の感想より一部抜粋

・意識が高まった。ある程度、整理ができた。
・SDG s のゴールと自分の仕事や生活をどう結び付けて考え、行動していったら良いのか？をここ数年ぼんやりと意識していたが、今回のトレーニングを受けて、少し具体的な形が見えてきた。
・各規準の項目へのアプローチ方法がわかった。
・持続可能な観光について意識付けできたと思う。
・GSTCの取り組みについて理解が深まりました。サスティナビリティな観光と環境をどう定義づけ、理解していくか深く落とし込みたいと思います。
・今まで見たことが無かった指標の存在を知れたのが良かった。ただ、実行するだけでなく、きちんとモニターする事が大事だという事もわかった。
・指標について詳しく理解し、具体的に地域や事業者が、どう活用できるのか知りたかったから。
・今まで全く意識したことがなかった、知らなかった事ばかりだったので、自分を意識が変わるのをはっきりと感じました。
・持続可能な社会を実現するために具体的にどのようなアクション起こすべきなのか自分の職場、地域でやれることの可能性もたくさん感じました。
・DMO組織に所属する立場としての取り組む内容が明確になった。
・今までは興味がある人だけ気にしたらいいのでは・・・と思っていたが、やらなければならないことが知れ、かつポジティブに取り組んでいきたいという気持ちになれた。
・やった方が良い、ではなくやらなくてはいけない。という認識を新たにしました。国際的なものさしを知ることができて有意義でした。
・GSTC全体についての理解が深まるとともに留意点がよく理解できました。
・具体的な事例の紹介があり、実際のフィールドもGSTCの視点で見ることができた。
・基準について1つ1つ丁寧に解説してもらえて理解が深まった。持続可能な観光の重要性について認識が強まった。
・新しい視点を見つけることができた。改めて地元を見直すきっかけになった。

※無断転載/転用/引用禁止

2．ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業の実施－（1）給水スポット協力と案内

阿寒湖地域ではペットボトルゴミ削減に向けて何ができるかを地域で話し合い、給水スポットの提供と来訪者に向けた案内をすることにしました。今後もこの活動は継続していく予定です。

阿寒湖地域でのセミナーとワークショップの様子

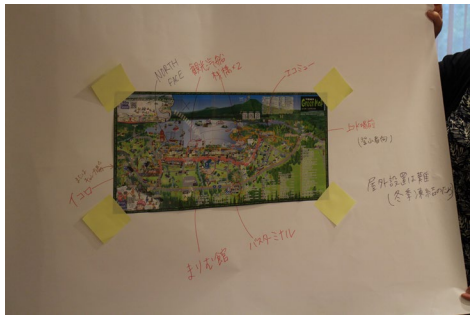

給水スポットの提供と来訪者への案内

地域の給水スポット協力と給水スポットの共通ロゴ
現在、共通ロゴを貼付する事業者が増加中です。

給水スポットを紙面MAPとMAPアプリで案内
冬季以外は提供スポットが増える見込みです。

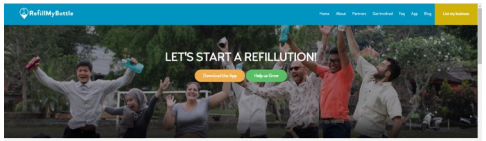

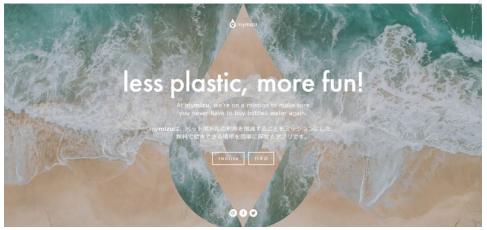

01_セミナー資料　[04_01_セミナー]

2．ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業の実施－（2）マイボトル利用促進

給水スポットの利用を促すとともに、マイボトルの利用促進も実施しています。釧路市に拠点を持つ、猛禽類医学研究所の協力も得て、猛禽類医学研究所とサーモスのコラボレーションボトルの販売も始めました。現在は阿寒地域内にて取扱い店舗が増加中し、販売数も伸び始めています。

魔法瓶のTOPメーカーである「サーモス」と協働し、日本を代表する野生動物画家の一人、岡田宗徳さんによる猛禽たちのイラストをデザインした限定のケータイマグです。キャッチコピーのSymbiosisは「共生」を意味しています。

まりむ館（阿寒観光協会）で始めた取扱いが、あかん湖鶴雅ウィングス内売店、鶴雅ｱﾄﾞﾍﾞﾝﾁｬｰﾍﾞｰｽ「SIRI」、ホテル阿寒湖荘、阿寒ﾈｲﾁｬｰｾﾝﾀｰ、チニタ民藝店、新妻商店など、取扱い事業者が増加中です。

2．ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業の実施－（3）試飲イベント実施（1/6）

給水スポットの利用促進に繋げる為、「くしろ阿寒百年水」の美味しさを知ってもらい、「飲みたい」「汲みたい」気持ちを作る為の試飲イベントを釧路市、阿寒観光協会、阿寒地域の皆さん、猛禽類医学研究所にご協力いただき、「まりむ館（阿寒観光協会）」にて実施しました。また試飲後のアンケートでは、給水スポットやペットボトル利用および廃棄に関する意識調査も行いました。

01_セミナー資料 [04_01_セミナー]

2．ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業の実施－（3）試飲イベント実施（2/6）

2月1日（土）2日（日）に実施した試飲イベントは、新型ウィルスの影響により想定より来訪者が少ない中で実施しました。試飲イベントでのアンケート結果の一部は次のとおりです。

国籍	居住地	協力者数	回答に占める割合
国内	1.北海道	63	70.0%
	2.東北	1	1.1%
	4.南関東	5	5.6%
	7.東海	1	1.1%
国外	China	11	12.2%
	Hongkong	1	1.1%
	Indonesia	2	2.2%
	Thailand	1	1.1%
	France	2	2.2%
	Japan	3	3.3%
総計		90	100.0%

日常生活の中で「マイボトル」を使用するのはどんな時？	国内（70名による回答）		国外（18名による回答）	
	選択数	回答者に占める割合	選択数	回答者に占める割合
1.特に意識することなく日常的に	10	14.3%	9	50.0%
2.仕事で（職場で）	15	21.4%	5	27.8%
3.外出する時に	20	28.6%	7	38.9%
4.スポーツをする時に	19	27.1%	5	27.8%
5.ドライブや交通機関での移動など移動時間が長い時に	13	18.6%	7	38.9%
6.飲料代を節約したい時に	14	20.0%	7	38.9%
7.屋外で過ごす時間が長い時に	16	22.9%	3	16.7%
8.近くに飲料を販売する店や自動販売機がない時に	4	5.7%	4	22.2%
9.冷たさや温かさ等、温度を保ちたい時に	14	20.0%	5	27.8%

上記は試飲および試飲後のアンケート協力者内訳です。

右記は複数選択による集計です。
外国籍回答者のうち、日常的に使用している人が2人に1人となっているのに対して、日本国籍回答者は14%程度となっています。

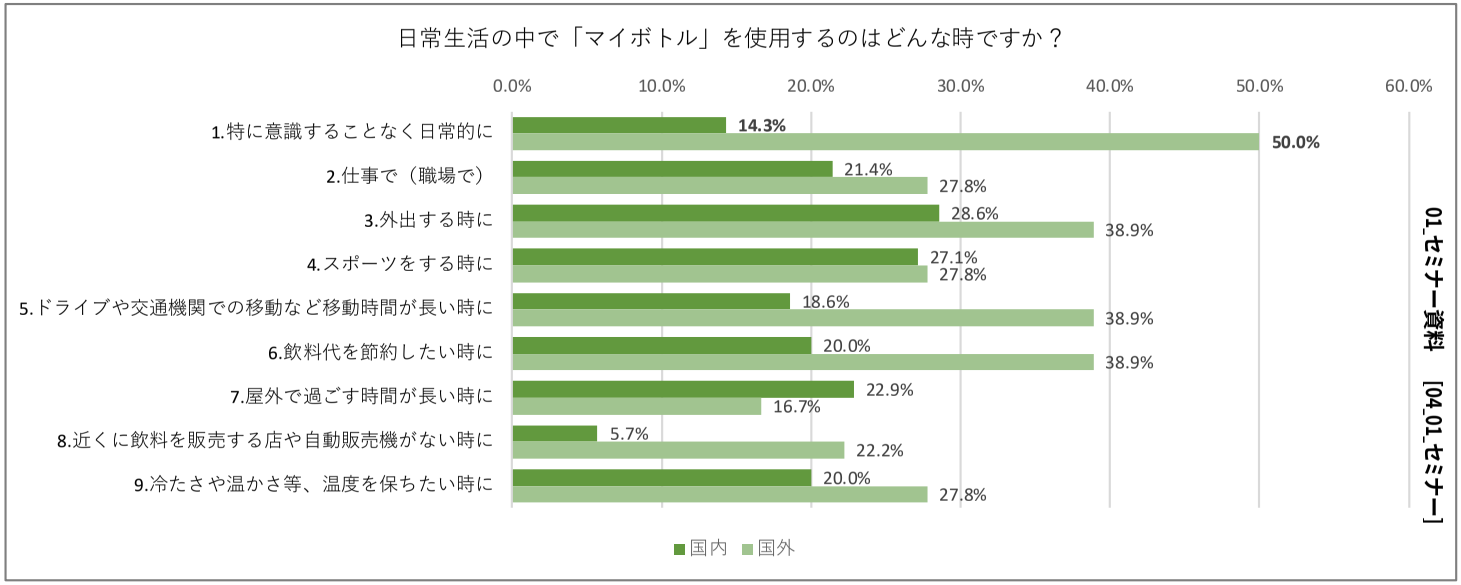

2．ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業の実施－（3）試飲イベント実施（3/6）

日本国籍回答者は「今後利用しようと思っている」ものの、現時点で外国籍回答者の利用状況（利用意識）には到達していないことがわかります。

資源の使い捨てにならない為に「マイボトル」等の再利用容器を利用しようと思うか？	国内（70名による回答）		国外（20名による回答）	
	回答数	回答者に占める割合	回答数	回答者に占める割合
1.はい。今も利用している	36	51.4%	16	80.0%
2.はい。今後利用しようと思っている	30	42.9%	1	5.0%
3.いいえ	3	4.3%	1	5.0%
無回答	1	1.4%	2	10.0%
計	70	100.0%	20	100.0%

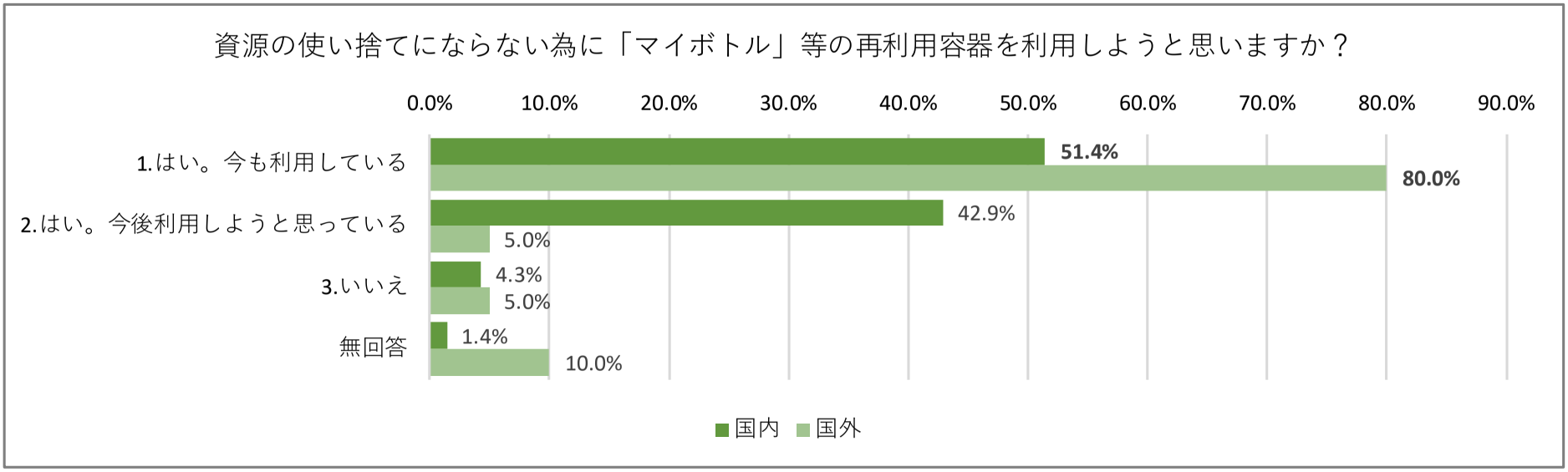

01_セミナー資料　[04_01_セミナー]

2．ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業の実施－（3）試飲イベント実施（4/6）

給水スポットの利用についても、日本国籍回答者は「今後利用しようと思っている」ものの、現時点で外国籍回答者の利用状況（利用意識）には到達していないことがわかります。

給水スポットがあったら利用したいと思うか？	国内（70名による回答）		国外（20名による回答）	
	回答数	回答者に占める割合	回答数	回答者に占める割合
1.はい。今も利用している	20	28.6%	13	65.0%
2.はい。今後利用しようと思っている	46	65.7%	5	25.0%
3.いいえ	3	4.3%	0	0.0%
無回答	1	1.4%	2	10.0%
計	70	100.0%	20	100.0%

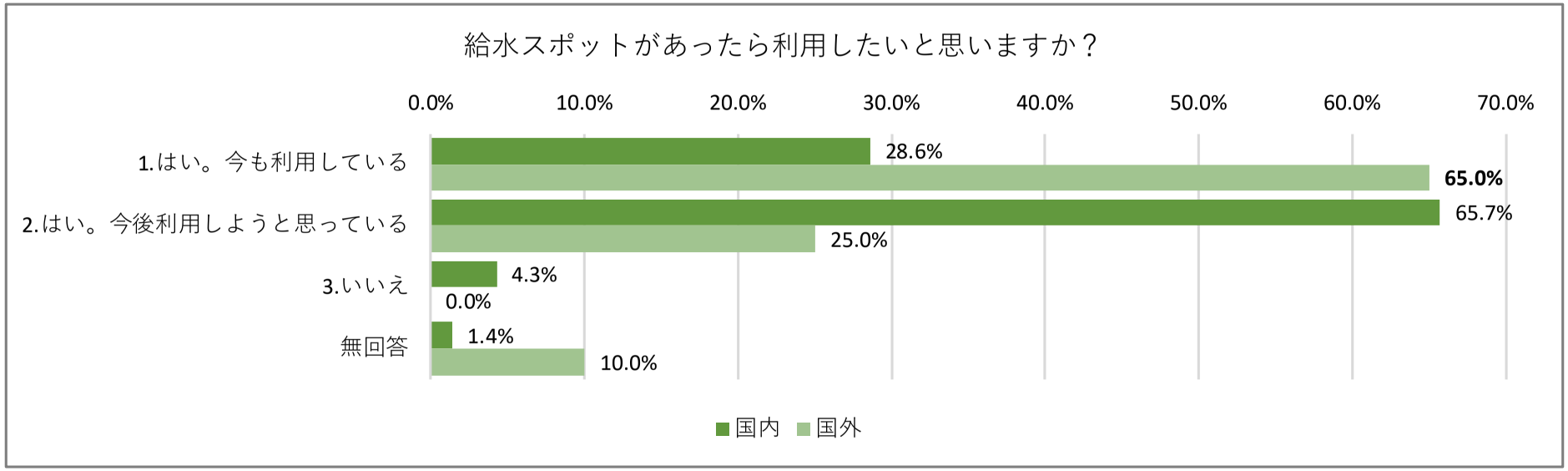

01_セミナー資料　[04_01_セミナー]

2．ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業の実施－（3）試飲イベント実施（5/6）

ペットボトル容器を選んで買う場面は、国内外いずれも「お気に入りの飲料水を選ぶ時」が最も多くなっていましたが、「ペットボトル容器の飲料を買うつもりがない」の割合に大きな差がありました。

ペットボトル容器を選んで買う場面は？	国内（68名による回答）		国外（18名による回答）	
	選択数	回答者に占める割合	選択数	回答者に占める割合
1.お気に入りの飲料水（お茶や清涼飲料水等）を選ぶ時	41	60.3%	9	50.0%
2.必要なサイズの飲料水を選ぶ時	13	19.1%	3	16.7%
3.開封後にふたができるタイプを選びたい時	28	41.2%	5	27.8%
4.長時間・長期間保存したい時	7	10.3%	1	5.6%
5.特に容器の種類について気にしたことはない	9	13.2%	5	27.8%
6.ペットボトル容器の飲料を買うつもりはない	2	2.9%	3	16.7%

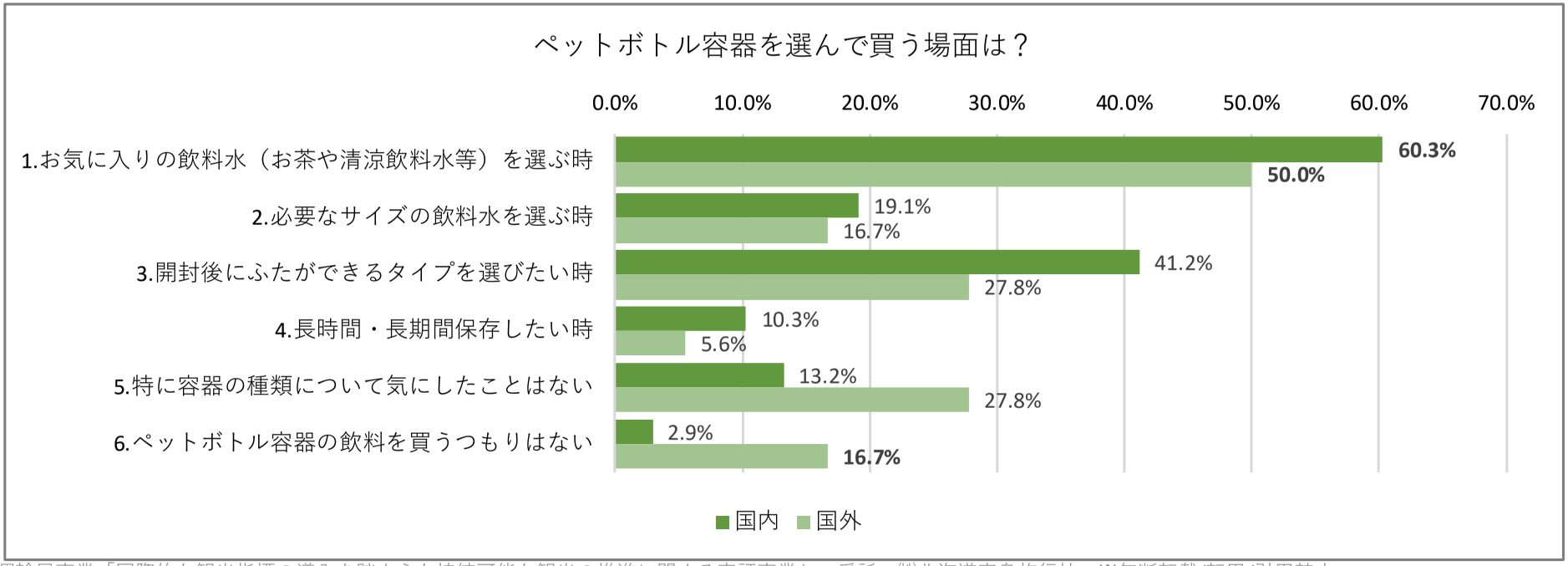

2．ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業の実施－（3）試飲イベント実施（6/6）

外国籍回答者は日本でペットボトル容器の廃棄について、日本国籍回答者と同様の増減カーブがあるものの回答割合は少なく、日本滞在時のペットボトルの廃棄方法が理解されていない可能性があります。

飲料水のペットボトル容器の廃棄時に実施していること（外国籍者には「日本滞在中に」として設問）	国内（70名による回答）		国外（18名による回答）	
	選択数	回答者に占める割合	選択数	回答者に占める割合
1.容器を「空」にする	54	77.1%	11	61.1%
2.容器を水洗いする	31	44.3%	4	22.2%
3.パッケージフィルムを取り除く	37	52.9%	9	50.0%
4.ふたを取り除く	36	51.4%	3	16.7%
5.ふた部分のプラスチックリングを取り除く	7	10.0%	1	5.6%
6.ペットボトルとして分別廃棄	45	64.3%	7	38.9%

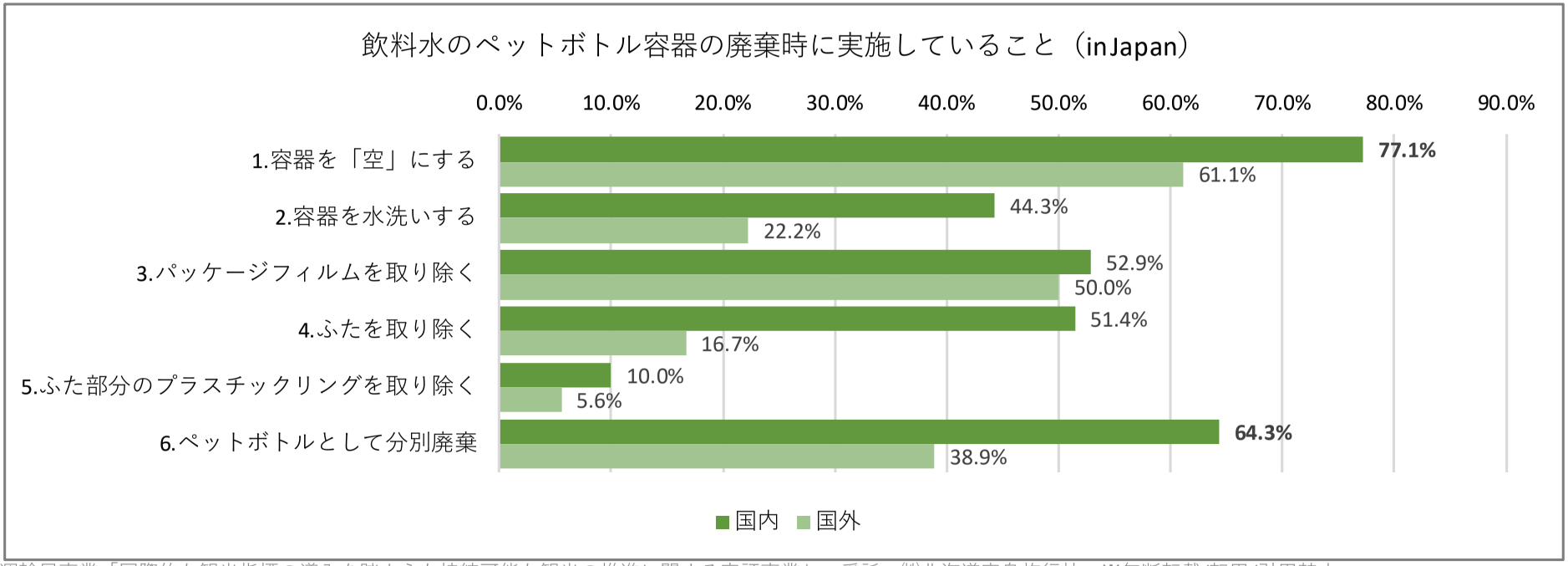

01_セミナー資料　[04_01_セミナー]

事業を通して思うこと

「GSTCトレーニング」、「ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業（阿寒湖地域）」の実施を通して、感じていること

・日本では、「持続可能な観光の推進」について、まだまだ「いつか、今後、考えなければ・・・」で止まっている。
・「やらなければ・・・」と思っている人は多いが、「どこから着手していいかわからない」様子が散見される。
・訪日外国人のニーズや意識に応えきれていない。（SDGｓへの意識は外国人の方が圧倒的に高い認識）
・外国人の意識が高い中で、ゴミの廃棄のルールやマナーを提示することは親切。
・同時に日本人に対しても、地域のルールやマナーを提示できていない。

日本全体で　→　各地域全体で　→　まずは小さな仲間内で　→　まずは「私が」
の流れで、具体的なアクションに繋げていかなければ・・・と思います。

今日、ここにいらっしゃる皆さんは、どういう「行動」に繋げますか？

北海道運輸局事業　国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業
持続可能な観光地域づくりセミナーin 札幌　参加者アンケート　　令和２年２月 18 日
受託：㈱北海道宝島旅行社

１．ご所属等

ご所属名：	お名前：

２．「持続可能な観光の推進」「観光振興」におけるお立場（主として該当する数字に１つだけ〇をつけてください）

１．DMO や観光協会にて主体的に関わりがある　２．宿泊事業者として関わりがある
３．道の駅や特産品、土産品等、販売事業者として関わりがある　４．行政として関わりがある
５．ガイド等、滞在サービス事業者として関わりがある　６．ツアー造成等、旅行代理店として関わりがある
７．地域商工団体・組合等として関わりがある　８．地域住民として関わりがある
９．その他（　　）

３．今回のセミナーを知ったきっかけ（該当する数字に〇をつけてください）

１．地域の行政や観光協会等からの案内　２．受託事業者からの案内（メール・電話・対面・SNS 等）
３．北海道運輸局の HP 告知　４．新聞　５．知人・友人からの案内
６．その他（　　）

４．今回のセミナーに参加した理由を自由にお書きください。

５．セミナー参加によって「SDG s や持続可能な観光の推進」への取り組み意識はどのように変化しましたか
（参加前、参加後それぞれ該当する数字に〇をつけてください）

参加前）取り組んでいくことについて		参加後）取り組んでいくことについて
１．まったく意識していなかった	→	１．今も特に取り組む意識はない
２．少し意識し始めていた		２．少し意識し始めた
３．意識して検討を始めていた		３．意識して検討してみようと思う
４．検討し具体的な行動をイメージしていた		４．検討して、具体的な計画を立てたいと思う
５．イメージした行動を実行していた		５．意識は高まり、実行現場で役立てたいと思う

６．セミナー参加後、ご自身や地域、ご所属でどんなことに取り組みたいと思われましたか。

７．セミナー参加のご感想（それぞれ該当する数字に１つだけ〇をつけてください）

１．とてもよかった　２．まあまあよかった　３．ふつう　４．あまりよくなかった　５．よくなかった

選択された理由

８．今後ご自身もしくはご所属で取り組むにあたり、どんなサポートが必要ですか（該当する数字に〇をつけてください）

１．地域内での今日のようなセミナー開催　２．ニセコや阿寒で実施したような GSTC トレーニングの地域開催
３．具体的な取り組みに関する相談　４．国際基準の動向や内容の説明機会
５．その他（　　）

９．今回のセミナーに対するご意見・今後の同様の取り組みに向けてのご要望を自由にお書きください。

お疲れ様でした。アンケートへのご協力ありがとうございました。